

官報

号外
平成二十八年三月二十四日

○第百九十回国 衆議院會議録 第十九号

平成二十八年三月二十四日(木曜日)

議事日程 第十一号

平成二十八年三月二十四日
午後一時開議

- 第一 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
- 第二 成年後見制度の利用の促進に関する法律案(内閣委員長提出)
- 第三 成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)
- 第四 地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(第百八十九回国会、本院提出)(参議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案を審査するため委員四十五人よりなる環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会を設置するの件(議長発議)
- 日程第一 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
- 日程第二 成年後見制度の利用の促進に関する法律案(内閣委員長提出)
- 日程第三 成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)
- 日程第四 地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第五 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第六 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第七 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(第百八十九回国会、本院提出)(参議院送付)

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑
国立国会図書館の館長の任命承認の件

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

特別委員会設置の件

○議長(大島理森君) 特別委員会の設置につきお諮りいたします。

環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案を審査するため委員四十五人よりなる環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会を設置したいと存じます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、そのとおり決まりました。

ただいま議決されました特別委員会の委員は追つて指名いたします。

日程第一 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○議長(大島理森君) 日程第一、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長遠山清彦君。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔遠山清彦君登壇〕

○遠山清彦君 たいま議題となりました承認案件につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の平成二十八年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

まず、収支予算は、一般勘定において、事業収入は七千七百六十億、事業支出は六千九百三十六億円であります。事業収支差金は八十億円となっております。

次に、事業計画は、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K、8K等の先進的なサービスの推進に重点を置き取り組むこととしております。

資金計画は、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を立てております。

なお、この収支予算等について、おおむね妥当なものと認められるとした上で、その収支予算等の実施に当たっては、子会社による不祥事を厳粛に受けとめ、グループ全体としての協会の改革に組織を挙げて迅速に取り組むこと、協会の経営が国民・視聴者の負担する受信料によって支えられているとの認識を新たに、業務の合理化、効率化に向けたたゆまぬ改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが必要であるとする総務大臣の意見が付けされております。

本件は、去る三月十四日本委員会に付託され、翌十五日、高市総務大臣から提案理由の説明を、

日本放送協会会長から補足説明をそれぞれ聴取した後、十七日から質疑に入り、二十二日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本件は賛成多数をもって承認すべきものと決しました。

なお、本件に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 討論の通告があります。順次これを許します。高井崇志君。

〔高井崇志君登壇〕

○高井崇志君 岡山から参りました維新の党の高井崇志です。

私は、民主・維新・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました平成二十八年度NHK予算につきまして、承認せず、反対の立場から討論を行います。(拍手)

この二年間は一体何だったのでしょうか。会長の就任以来、相次いで発生する問題への対応に追われ続け、誰が責任を持つて何を決めたのか、わからにくい状況になってしまった。NHKは現場の力で何とか役割を果たしてきたと思います。しかし、そろそろ限界に近づいていると感じています。

これは、本年二月に退任されたNHK専務理事の経営委員会での最後の言葉です。彼だけではありません。昨年、一昨年に退任した理事や経営委員長代行までもが同じような苦言の言葉を残しています。

NHKは、言うまでもなく、国民の皆さんからいただく受信料で成り立っている公共放送です。しかし、昨今のNHKにまつわる状況を見ると、

国民の皆さんに胸を張って公共放送の職責を果たしているとはとても言えません。

初井会長就任以来、さまざまな失言や不祥事が後を絶ちません。ことしになってまた、タクシーチケットの不正、不適切な使用、アナウンサーによる危険ドラッグ所持、NHK子会社社員による出張旅費の不適切処理や架空発注による二億円の着服などが明るみになりました。

さらに、総務委員会における質疑において、新たな疑惑も発覚いたしました。昨年、再三議論となったNHK関連団体ガバナンス調査委員会、随意契約で五千六百万円もの受信料を使っておきながら十分な成果が出ていないにもかかわらず、同じ時期に同じような調査を、さらに五千万円もの受信料を使って別の監査法人に随意契約していたことも明らかにされました。

さらに驚くべきことに、三千万円以上の契約には会計検査院への報告義務があるにもかかわらず、この二件とも報告を怠り、このうち一件は、報告すべき時期から一年以上が経過したことこの二月末、総務委員会で指摘されて初めて報告するという失態がありました。年間千三百件近い報告案件の中で、なぜこの二件だけが報告されていなかったのか。担当の専務理事は、失念してしましたと答弁。会長に至っては、全く不思議なことと

ございまして、まるで他人事の答弁です。一億円以上の受信料を使って何ら成果が出ていないことを隠そうという意図があったかと思えます。さらに、NHK子会社にたまった九百億円余りの利益剰余金を使って、子会社九社が入居するビルを建てたため、三百五十億円もの土地を購入しようとしていたことが明らかになりました。執行部内で十分意思疎通を図ることなく、会長と一部

の理事のみで進めていたところ、突如、昨年十二月八日の理事会で専務理事、理事から反対の意見が出され、経営委員会で議論した結果、その日のうちに取りやめという事態となりました。その間の経緯が全く不透明であるため、再三にわたり議事録の公開を求めてきましたが、一時間二十分にわたる議論をわずか数行にまとめた議事録が公表されているだけにもかかわらず、議事録が全てですと答弁し続けました。

NHKは、国民の受信料で成り立つ公共放送であるがゆえに、受信料を支払う国民・視聴者に対してできる限りの情報を公開する責務があります。が、全くその責務を果たしていません。

総務委員会での質疑を通じて明らかになったことは、執行部内の意思疎通のなさです。昨年十二月二十二日の経営委員会においても、監査委員から、重要な事項の検討や手順などについて十分な意思統一が図られていないと報告をされています。会長と専務理事、理事との信頼関係のなさ、もはや救いようがなく、一日も早い人事刷新が求められます。

総務委員会での質疑においても、与党である自民党、公明党の委員からも苦言が呈されました。自民党内での手続においても総務会で三回もかけることになって大変残念、公明党においても党の中央幹事会において実に厳しい声が出されたのも事実との趣旨の発言がありました。こうした事態になっても、NHK執行部からは、記憶にない、議事録のとおりですと、一体誰に責任があるのか全く不分明な答弁しか返ってきておりません。

このような状況に鑑み、今のNHK執行部の体制のままでは、国民からいただく受信料という公金を取り扱うことは到底不適切であります。

以上が、平成二十八年度NHK予算について不承認とする理由であります。

最後に、NHK執行部のいたらくの中にあつても、公共放送の使命を守るため、現場の最前線で懸命に頑張るNHK職員の皆様に一言申し上げます。

今、NHKは重大な危機に直面をしています。靱井会長と板野放送総局長は、私の質問に対してこう答えました。放送番組の編集権は現場に分掌されている、現場に任せていると。ぜひ皆さんは、決して権力の意向をそんたくすることなく、取材で集めた事実をもとに、みずから信じる真実を国民に知らせ、国民の知る権利に奉仕するために全身全霊をかけてNHKの再生に取り組んでいただくことを切に望んで、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) 梅村さえこ君。

〔梅村さえこ君登壇〕

○梅村さえこ君 私は、日本共産党を代表して、NHK二〇一六年度予算の承認に反対する討論を行います。(拍手)

まず、NHK予算に対する総務大臣意見についてです。

大臣意見は、クローズアップ現代という個別の番組名を挙げ、昨年四月二十八日付で行われた総務大臣による行政指導を踏まえ、再発防止に向けた着実な取り組みを求めています。これは極めて異例であり、重大です。

事実に基づかない放送など番組内容に問題がある場合、まず、放送事業者の自主的、自律的な検証によって解決すべきです。さらに、NHKと民間放送連盟が設置をする放送倫理・番組向上機構、BPOが、第三者の立場から調査、検証し

て、再発防止策の提出と、その実効性を求めていること、これが言論と表現の自由を確保しつつ正確な放送と放送倫理の向上を図るルールです。

ところが、四月の大臣による行政指導は、放送事業者に対する事業免許の許可権限を背景にして、番組内容に介入したものと云わざるを得ません。これに続き、予算に対する大臣意見で、行政指導を踏まえた再発防止を繰り返した求めたのは、NHKの番組に対する露骨な介入であり、看過することはできません。

しかも、重大なことは、こうした大臣意見が、番組内容に対する介入発言を続ける高市大臣のもとで行われたことです。高市大臣は、一つの番組のみでも、放送法第四条の政治的公平性が確保されているとは認められない場合があり、電波法に基づき電波停止もあり得ると発言したのであります。

憲法第二十一条が保障する言論、表現の自由に基づき定められた放送法は、権力による放送への介入を防ぐことを目的としたものであり、第四条は、政治的公平性など、放送事業者がみずから守るべき倫理規範とすることを定めたものです。番組内容を政府が判断して放送事業者に介入することなど、断じて許されません。

次に、NHKの経営姿勢です。

NHKが、放送法に基づき、国家権力からの独立、放送における表現の自由を確保する姿勢を貫き、視聴者・国民の信頼が得られていることが必要です。

ところが、二年前に就任した靱井会長は、公共放送の会長としてふさわしくない発言を繰り返してきました。慰安婦問題、秘密保護法問題などの発言で、放送法に対する著しい不理解ぶりを露呈

し、謝罪と弁明を繰り返してきたのであります。NHKの放送姿勢への視聴者・国民の不信は深刻なものとなり、会長の辞任、罷免を求める声は強まっております。

こうした靱井会長のもとで不祥事が相次いでいることを指摘しなければなりません。

会長自身によるハイヤーの私的利用問題に続き、NHK職員のタクシー券の私的利用、子会社における空出張、架空発注における着服、土地購入問題など、不祥事が繰り返されて後を絶ちません。徹底的な全容と原因の解明、視聴者・国民への情報公開と説明、そして再発防止が求められております。

さらに、二〇一六年度予算は、NHKが初めて株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構に二億円を出資する予定です。これは出資事業者の中で最高金額です。

この機構は、我が国の民間企業が海外において民間だけでは事業展開ができないような高いリスクのある事業への参入支援を目的としており、政府の成長戦略に位置づけられるものです。

受信料で成り立つNHKは、本来、営利目的の活動はできないはずで、公共放送の立脚点を崩すものであり、到底、視聴者・国民の理解は得られません。

最後に、NHKが視聴者・国民の信頼を取り戻すには、政府から独立し、商業主義にくみしないという公共放送としての基本的立場に立ち返ることが重要です。このことを強く求めて、討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(大島理森君) 採決いたします。本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○議長(大島理森君) 日程第二及び第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第二 成年後見制度の利用の促進に関する法律案(内閣委員長提出)

日程第三 成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、成年後見制度の利用の促進に関する法律案、日程第三、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。内閣委員長西村康稔君。

成年後見制度の利用の促進に関する法律案
成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

反対の第二の理由は、いわゆる企業版ふるさと納税に対する疑問が拭えないことであります。

企業版ふるさと納税については、現在補助対象となっていない地方の細々と運営する地域資料館などにとっては、資金調達の新たな手法として期待を持っているところもあります。

しかし、この制度は、計画主体が地方創生総合戦略を策定した都道府県、市町村であつて、対象事業も、地方版総合戦略に位置づけられた事業であり、国が認定したものに限られています。総合戦略に基づく計画に入っていないければ、そして国が認めなければ、寄附金が地方の末端まで行き渡る保証はありません。

一方、企業の認定NPO法人等への寄附金に対する損金算入に比べると、今回の企業版ふるさと納税は優遇措置がさらに増すことから、企業から認定NPO法人への寄附が減り、地方自治体に振りかえられてしまうおそれがあります。

本来は、市町村の自主的な計画を尊重し、税制優遇措置も地方の自主性を尊重すればいいのですが、ここでも、国が事業計画をチェックするという点で国の関与が強過ぎます。

また、寄附の要件について、内閣府令等で、寄附の代償として経済的利益を伴わないものであることとしていますが、企業はさまざまな手法を練り出して、寄附した自治体に便宜を求めるおそれがあります。本来は、法案に明記すべきものであります。制度の運用いかんによつては、企業と自治体のもたれ合いの関係の温床になりかねません。

反対の第三の理由は、生涯活躍のまち制度、いわゆる日本版CCRCについて、日本語にもならないこの法案で政府が思い描くとおりに進められるのか、不可解であることです。

法案に盛り込まれたものは、限られた施策に対する支援措置や手続の簡素化くらいであり、また、日本版CCRCの手本としたアメリカでは、事業者が破綻した事例もあります。どこまで政府が本気度を持って導入しようとしているのか、実効性が湧きません。

さらに、この生涯活躍のまち制度の導入に当たり、現行の老人福祉法等に基づき市町村が定めている、高齢者が生き生きと充実した社会生活を送ることができるよう、超高齢社会をめぐるさまざまな課題に対して基本的な目標を定め、実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするとした高齢者保健福祉計画との整合性と照らしても、不明確な部分が残ります。

以上、反対する主な理由です。

地方創生も一億総活躍社会もそうですが、総務省や厚生労働省の施策のおいしいところをつまみ食いして内閣官房が行うことに何の意義があるのでしょうか。安倍政権の姿勢は、まさに中央集権的かつ官邸集権的であり、地方の自由度を束縛するものであります。

創造すべき地域社会は、住民、事業者、NPO等、それぞれの主体の創意工夫と協働で、人的資源が適材適所で遺憾なく発揮されると同時に、食料、歴史文化、クリーンエネルギーなど、地域資源を最大限に活用した、湧き出るように地域から富を生み出す力を引き出すことであり、地域の政策の自由度を高め、活力ある社会を目指すことです。

私たちは、それに応えるためにも、一括交付金を改良して復活させることを提唱しています。住民とともに知恵と創意を生かし、より効果的な財

源活用を目指すものであり、地域の創意工夫が最大限に発揮される社会を構築していくことを申し上げ、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) 宮本岳志君。

(宮本岳志君登壇)

○宮本岳志君 私は、日本共産党を代表して、地域再生法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。(拍手)

まず冒頭、石破大臣が三月十五日の地方創生特別委員会において、事もあるうに、昨年の地域再生法改正案の提案理由説明を読み上げるという前代未聞の失態を演じたことを厳しく指摘しなければなりません。

我が党が本法案に反対する理由の第一は、地方創生推進交付金の創設です。

地方自治体が住民福祉の増進という役割を果たし、地域の再生に取り組むために国が行うべきことは、地方が必要とする財源の確保に責任を果たすことであります。

同時に、雇用の確保や子育て、医療等の社会保障の拡充に向け、地方自治体が地域の実情に応じた独自施策を進展させていくための財政支援の拡充が求められています。

交付金はその一つではありますが、地方自治体の自主性や主体性が発揮され、十分に活用できる交付金でなければなりません。

ところが、地方創生推進交付金は、自治体からの申請を選別し、政府が先導的であると認定する事業に優先交付するものであり、政府の政策パッケージどおりに誘導しようとするものにほかなりません。

このようなやり方が、結果として、いかに住民や子供たちの要求や実態と乖離した結果になるか

は、私が委員会質疑で明らかにした、自治体が内閣府の交付金の要件や期限を理由に、ろくに市民の声も聞かず、議会での議論も尽くさないまま、交付金の要件に合わせて計画を策定するといった事態まで生んでおります。

反対理由の第二は、企業版ふるさと納税であります。

これは本来、営利を目的とする企業が行う地方自治体への寄附行為であります。現行の寄附税制では、公共性の高い国や地方自治体への寄附について、一定の限度額まで全額を損金算入の対象にしております。しかし、それを超える税額控除を容認することは、自治体との癒着を生むことにもつながりかねません。

また、寄附の対象となる地方創生事業は政府が指定するとしてあります。寄附を受けた自治体は収入がふえ、企業が所在する自治体は税額控除によつて収入減となる、事実上の税源移動が企業の意思で起こるのであります。

自治体の事業が企業の広告活動の場となる点でも、国の特定政策への誘導に利用されるという点でも問題であり、到底賛成できません。

第三に、日本版CCRCの問題です。

これは、昨年六月の地方創生基本方針が、東京圏では、今後十年間で七十五歳以上の高齢者が百七十五万人増加することが見込まれると指摘したことを受け、日本創成会議の東京圏高齢化危機回避戦略なるものをもとに構想されたものであります。

まさに、増大する社会保障の支出抑制を目的に、中高齢者に地方や「まちなか」での自助、共助の生活を要求し、公的責任を投げ捨てるものにはかなりません。

今、国と地方自治体が行うべきことは、全ての住民が住みなれた地域で安心して老後を送ることが出来る環境を整備することであります。生涯活躍のまちを国策として位置づけ、自治体を誘導するようなやり方では、決して地域の再生はできません。

そもそも、地方衰退の原因は、輸入自由化により農林水産業を潰してきたこと、大店法撤廃による商店街潰し、地方再生の名による都市再開発と東京一極集中の政策、そして小泉改革で地方交付税を削減し、平成の大合併へと地方自治体を追い立ててきた自民党政治にこそあります。

地方から活力と魅力を奪ったこれまでの自民党政治への総括も反省もないまま、消費税増税やTPPを推進し、安倍内閣の成長戦略のための地方の構造改革を進めるなどというのは、本末転倒です。それは、東京への一極集中の是正にならないばかりか、地域経済の疲弊を一層進める結果にしかならないことを厳しく指摘し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第五、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長山本公一君。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔山本公一君登壇〕

○山本公一君 たたいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、本案のうち、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に関する部分は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものであります。

次に、公職選挙法に関する部分は、選挙人の投票しやすい環境を整えるための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認める場合には、投票所のほか、その指定した場所に、当該市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票

をすることが出来る共通投票所を設けることができるものとしております。

第二に、期日前投票所の開閉時間について、市町村の選挙管理委員会は、開く時刻を午前八時三十分から二時間以内の範囲内において繰り上げること及び閉じる時刻を午後八時から二時間以内の範囲内において繰り下げることが出来るもの等としております。

第三に、選挙人の同伴する幼児、児童、生徒その他の年齢満十八年未満の子供は投票所に入る事が出来るものとしております。

なお、この法律は公布の日から施行することとしておりますが、公職選挙法の改正に係る部分については、選挙権年齢を引き下げる公職選挙法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしております。

本案は、去る三月十七日に本委員会に付託され、翌十八日に高市総務大臣から提案理由の説明を聴取しました。次いで、昨二十三日に質疑を行い、質疑終了後、本案に対し、自由民主党、民主・維新・無所属クラブ、公明党及び改革結集の会から、期日前投票所の増設等に関する規定及び期日前投票所の開閉時間に係る検討に関する規定を追加する修正案が提出されました。

修正案について趣旨の説明を聴取した後、原案及び修正案を一括して討論を行い、採決した結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第六 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(第百八十九回国会、本院提出)(参議院送付)

○議長(大島理森君) 日程第六、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案、日程第七、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長渡辺博道君。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及び同報告書

報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔渡辺博道君登壇〕

○渡辺博道君 たいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、戦傷病者等の妻に対し、その置かれた状況に鑑み、これまで特別給付金として国債を支給してききましたが、その償還が終了することから、国として引き続き慰藉を行うため、特別給付金を継続して支給する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、戦傷病者等の妻に対し、特別給付金として、五年償還の国債を二回支給すること、

第二に、夫たる戦傷病者等の死亡により戦没者等の妻となつてゐる者に対し、戦没者等の妻に対する特別給付金として、十年償還の国債を支給すること

等であります。

本案は、去る三月十七日本委員会に付託され、十八日塩崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日、質疑を行った後、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案について申し上げます。

本案は、戦没者の遺族等の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにするとともに、戦没者の遺骨収集の実施に関し基本となる事項等を定めることにより、戦没者の遺骨収集の推

進に関する施策を総合的かつ確実に講じようとするものであります。

本案は、前国会において本委員会提出の法律案とすることに決定し、本院で原案のとおり可決された後、参議院に送付され、継続審査となつてゐたものであります。

今国会においては、去る二月二十四日、参議院において施行期日等を修正の上、本院に送付され、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、昨日、提案理由の説明を省略した後、採決の結果、本案は全会一致をもつて参議院送付案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長長の報告はいずれも可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

る法律案について、趣旨の説明を求めます。経済産業大臣林幹雄君。

〔国務大臣林幹雄君登壇〕

○国務大臣(林幹雄君) たいま議題となりました原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国は、エネルギー基本計画に基づき、使用済燃料の再処理やプルサーマル等の核燃料サイクルを推進することを基本的方針としてゐるところです。

他方で、本年四月に電気事業の小売全面自由化が開始されるなど、電力システム改革が進行し、また、原発依存度が低減していく中で、再処理等の事業に必要な資金が安定的に確保されないといった事態が生じ、使用済燃料の再処理等が滞ることも否定できません。

こうした新たな事業環境においても、使用済燃料の再処理等が着実かつ効率的に実施される仕組みを整備するべく、本法を提出した次第です。

次に、本法の要旨を御説明申し上げます。

第一に、現行の積立金制度を廃止し、発電時に再処理等に必要な資金を拠出金として納付することを原子力事業者に対して義務づける拠出金制度を創設します。その際、MOX燃料加工等、再処理工程と不可分な関連事業の実施に要する費用も拠出金として納付させることとします。

第二に、再処理等事業を着実かつ効率的に行うための主体として、認可法人に関する制度を創設します。認可法人は、使用済燃料の再処理等の実施に関する計画の策定、拠出金単価の決定、拠

出金の収納、使用済燃料の再処理等の実施を行います。解散については別に法律で定めることとして、自由な解散に歯どめがかかることとします。

第三に、必要な資金を安定的に確保するのみならず、効率的に事業を実施する観点から、認可法人の運営に関し、有識者を含む運営委員会において意思決定を行うとともに、実施計画の策定を経済産業大臣の認可制とするなど、国が一定の関与を行うこととします。

以上が、本法の趣旨でございます。(拍手)

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) たいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。升田世喜男君。

〔升田世喜男君登壇〕

○升田世喜男君 民主・維新・無所属クラブの升田世喜男であります。

私は、会派を代表し、たいま議題となりました原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

我が国における核エネルギーの民事利用とは、専ら原子力発電であつて、政府は、この原子力発電を、経済性にすぐれ、エネルギー安全保障に貢献し、地球温暖化対策に役立つクリーンなエネルギーとして称揚してまいりました。

しかしながら、国策として進められた原発政策は、経済的な合理性を欠いたプロジェクトの推進を民間企業に担わせるため、電力事業の地域独占体制の維持がその前提となっており、すなわち、電力業界が、七〇年代後半、国策協力に踏み切り、国内での民間再処理工場建設を引き受けたのであります。地域独占体制という無競争状態のもとで、総括原価方式によって一定の利潤を得ることを保障されました。そのことによつて、莫大な経済コストを負担することができたのであります。

しかし、電力自由化が進展する今、民間企業としての電力事業者がそうした余裕はなく、原子力発電の高い経営リスクを回避することが事業存続の前提となつております。

さらに、二〇一一年の福島原発事故によつて安全基準が強化され、原発コストも高騰いたしました。当然、寿命を終えたり安全基準を満たさない原子炉は、自然エネルギーや火力発電によつて代替されていくか、もしくは、需要の自然減や省エネにより無用となつて、全国の原発が大幅減少となることは避けられないと思ひます。

原発の寿命は、原則四十年であります。この原則に従えば、二〇三〇年時点で運転できる原発は、建設中も含めて二十三基にすぎず、総発電量に占める割合も一五％程度にすぎません。したがつて、かつてのように、年間千トンと言われた使用済み核燃料を受け入れる必要性はなくなつてまいります。

既存の原発が一定期間稼働し続ける以上は、バックエンド関連施設の整備は不可避であります。我々は、現在、二〇三〇年代原発稼働ゼロを目指し、原子力発電事業からの段階的な撤退を模

索しております。したがつて、バックエンド関連施設の整備は、そうした政策とも矛盾しないと考えております。

その上で、青森県六ヶ所村にある再処理工場は、既に完成予定から二十年近くたつてもいまだ完成しておらず、完成時期は二十三回も繰返し延期されました。建設費は、約七千六百億から約二・二兆円に膨れ上がつております。

九七年三月には動燃の東海再処理工場が火災爆発事故を起こしていることもあわせると、再処理事業がなぜこれほどまでに迷走しているのか、このことについて、経済産業大臣の釈明を求めたいと思ひます。

一九九五年十二月、動燃の高速増殖炉「もんじゅ」がナトリウム漏えい事故を起こし、無期限停止状態に陥るまで、高速増殖炉を将来の原子力発電の中心に据えることを予定してまいりました。それは、高速増殖炉によつてウラン燃料をほとんど無限大と言つてよいほど再利用できると、高レベル放射性の体積を約七分の一に低減できること、さらには、有害度をもとの天然ウランと同レベルになるまでに、約十萬年から約三百年に短縮できるというメリットがあることが理由でありました。

したがつて、核燃料サイクルも使用済み核燃料の全量再処理を前提としておりましたが、高速増殖炉の実証炉の建設計画は挫折し、「もんじゅ」自体も、昨年十一月、原子力規制委員会からの勧告によつて、半年以内に新たな運営組織を見つけられるか、あるいはあり方そのものを抜本的に見直すことを余儀なくされております。

そこで、「もんじゅ」をどうするかという問題であります。

既に、本年度末までに建設費と運転維持費で一兆二百二十五億円がかかり、さらに一日当たり五千五百万円の維持費を必要とする中で、「もんじゅ」を存続させることにどのような大義があるのか、誰がその費用を負担するのか、さらには、新たな運営組織のめどがあるのか、文部科学大臣、お答えください。

二〇一四年のエネルギー基本計画には、廃棄物の減容、有害度の低減や核不拡散関連技術等の向上のための国際的な研究拠点として「もんじゅ」を位置づけることと提言しているわけであり、果たしてこのような構想が現実的なものであるのか、その根拠とともに、文部科学大臣の御見解を求めたいと思ひます。

仮に、六ヶ所村の再処理工場が完成しフル稼働した場合、年八百トンの使用済み核燃料から約五トンのプルトニウムが新たに分離されることとなります。

我が国は、二〇一四年末現在、四十七・八トンのプルトニウムを所有し、さらには、MOX計画がおくれ続けると、十年後には日本の分離済みプルトニウムの量は約百トンに達することになります。

五十トン近いプルトニウムを処分するためには、これをMOX燃料に加工して、プルサーマルで燃やす以外に方法がないのでありますが、その見通しも定かではありません。また、余剰プルトニウムをふやさないためには、再処理工場の稼働率を下げれば、処理費用が上がり、MOX燃料代がさらに上昇して、電力会社の経営リスクが高まるという問題が生じるわけであり、

そこで、今後、日本全体のプルトニウム需給のバランスをどのようにしていくのかについて、

経済産業大臣及び文部科学大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

さらに、二〇一八年七月には、現行日米原子力協定の三十年の有効期間が到来しようとしておりますが、これをどのようにして乗り切るのか、外務大臣の御見解を伺ひます。

国内で貯蔵されている使用済み核燃料は、約一万八千トンに達しております。原発の再稼働が進めば、今後も使用済み核燃料はふえていく一方であります。国が核燃料サイクル事業を推進あるいは中止しようが、この使用済み核燃料の最終処分問題は、避けて通れない最重要課題であります。

私の地元青森県には、国から、青森県を最終処分場にしないという旨の確約書が届いております。この約束は必ず守つていただきます。

しかし、今日、政府は、国が前面に出て、不撤退の決意で対応する方針を打ち出しているものの、その言葉以上の具体的な方策が全く聞えてきません。

国民の不安を払拭するためにも、最終処分場の選定方法や検討状況、その手続について、経済産業大臣のお考えをお伺ひいたします。

次に、本改正案における責任の所在の明確化についてお尋ねをいたします。

本改正案は、自由競争のもとで、資金を安定的に確保するための措置を講じることとしたしております。そのことによつて当面の経営破綻を回避するという狙いは、理解ができるところであります。

しかし、本改正案では、認可法人は、法律上、再処理事業の主体となる一方で、日本原子力に事業の委託をします。事実上の主体は何ら変わりませ

ん。もちろん、引き続き日本原燃の人材や技術の活用が合理的であることは理解ができますが、むしろ、責任の所在が曖昧になるのではないかと指摘もあります。

大臣、エネルギー政策は、経済、そして生活の根幹にかかわる重要な施策であります。だからこそ、使用済み核燃料の再処理事業における全ての責任を新法人に任せてよいのでしょうか。

国、新法人、電力事業者、日本原燃、それぞれの責任のあり方について、経済産業大臣に明確な御答弁を求めます。

さらに、その新法人には、外部有識者による第三者委員会が設置されます。こうした核燃料サイクル事業全体を、技術的にも経済的にも客観的かつ継続的にチェックできる仕組みは、非常に重要であります。単なるコストカッターにならぬよう、細心の注意が必要だと思えます。

第三者委員会のあり方についてどのようにお考えなのか、経済産業大臣にお伺いいたします。

次に、新体制と青森県及び六ヶ所村との関係についてお伺いいたします。

青森県がエネルギーの安定確保に果たしてきた役割は、非常に大きいものがあると思えます。

一九八五年、日本原燃と青森県、六ヶ所村、電事連が締結した、地域振興を定めた立地基本協定がございます。本改正案によって認可法人が設立された場合においても、当然、地域振興という協定の趣旨はそのまま継承されるべきと考えますが、経済産業大臣の御見解を求めたいと思えます。

最後に、本法律案は、原発政策を半永久的に続けるための法案ではなく、原子力発電事業からの段階的撤退を模索する中、既存の原発が一定期間稼働し続ける以上、それに不可欠なバックエンド関連施設の整備を着実に進める法案であることを再確認して、私の質問を終わります。(拍手)

稼働し続ける以上、それに不可欠なバックエンド関連施設の整備を着実に進める法案であることを再確認して、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣林幹雄君登壇)

○国務大臣(林幹雄君) 升田世喜男議員から六つの質問がありました。

まず、六ヶ所再処理工場等の再処理事業についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、動力炉・核燃料開発事業団の東海再処理工場の一部施設における火災、爆発の発生、六ヶ所再処理工場における竣工の延期や建設費等の大幅な増加は事実でございます。

再処理事業の推進に当たっては、このような問題を真摯に受けとめ、直面する課題を一つ一つ解決していくことが重要です。引き続き、日本原燃に対し、再処理工場の竣工へ向けて着実に取り組むよう、経済産業省としても指導するなどとして、再処理事業の着実な実現を図ってまいります。

プルトリウム需給バランスについてのお尋ねがありました。

我が国は、利用目的のないプルトリウムは持たないとの原則を堅持しています。今までも、この方針を遵守するために、事業者がこの政府の方針を明確に認識した上で事業を実施するよう指導しており、また、プルトリウムの平和利用に係る透明性の向上を使命とする原子力委員会が、事業者が策定する計画の妥当性を確認するとともに、IAEAとの協定に基づく厳格な監視の受け入れ等を行ってきております。

こうした従来からの取り組みに加えて、今回の法案が成立すれば、経済産業大臣が、認可法人が策定する再処理等事業の実施計画を認可することとなります。政府の方針に反する計画が策定され

ることは想像しがたいですが、万が一そのような計画が策定された場合には、当然のことながら、認可いたしません。

こうした取り組みを通じて、プルトリウム需給のバランスに関し、利用目的のないプルトリウムの持たないとの原則を堅持してまいります。

高レベル放射性廃棄物の最終処分についての御尋ねがありました。

既に我が国は相当量の使用済み燃料を保管しており、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の確保という課題を避けて通ることはできません。現世代の責任として、解決に向けて取り組んでいくため、昨年五月、最終処分法に基づく基本方針を改定し、これまでのいわゆる手挙げ方式を改め、国がまず科学的有望地を提示し、地域の関心や理解を深めながら進めていくこととしました。

現在、この科学的有望地については、本年中の提示を目指し、審議会において具体的な要件、基準の検討を進めています。また、全国各地でシンポジウムなどを開催し、国民の皆様との対話活動に取り組んでいます。

最終処分の実現に向け、広く国民の皆様との理解や協力を得ながら、たゆまず地道に努力を続けてまいります。

新たな認可法人など、再処理事業に係る者の責任のあり方についてお尋ねがありました。

安全に関する責任は、現状と変わらず、原子炉等規制法に基づき、使用済み燃料の発生者たる電力事業者及び再処理事業を實際に受託することとなる日本原燃が負うこととなります。

また、認可法人は、経済的責任や現業以外の事務の責任を負うこととなります。国は、認可法人の実施計画を初めとする重要事項を認可するなどの責任を果たすこととしています。

項を認可するなどの責任を果たすこととしています。このように、各主体の責任の所在は明確であると認識しております。

第三者委員会のあり方についてお尋ねがありました。

再処理等の事業全体を滞りなく運営するためには、単なる効率化にとどまらず、中長期的な技術開発や安全への投資も必要となるなど、さまざまな課題に適切に対応していくことも重要です。

このため、新たな認可法人の意思決定機関として設置する運営委員会には、再処理等の技術や経済、プロジェクトマネジメントなどに係る外部有識者に加わっていただきます。そして、拠出金単価の決定や事業の実施に関する計画の策定などを通じて、多様な視点から事業全体を客観的かつ継続的にチェックいただくことを想定しています。

その際、経済産業大臣は、外部有識者の人事や運営委員会が議決した重要事項の認可を通じて、認可法人の運営に関与することとしています。

このように、第三者の目を活用した運営委員会と経済産業大臣が適切にチェックを行う仕組みをつくることで、安全の確保を前提に、再処理等の事業を着実かつ効率的に進めてまいります。

立地基本協定と地域振興についてお尋ねがありました。

使用済み燃料の再処理等事業は、これまで民間主体による事業として実施されてきており、新たな認可法人が設立された後も、その事業は、民間主体である日本原燃に委託されることを想定しております。

したがって、日本原燃と青森県、六ヶ所村が締結している立地基本協定の趣旨は、従前のとおり

継続されるものと考えており、現在日本原燃が担っている地元雇用や地域振興が損なわれることはない、このように考えています。(拍手)

〔国務大臣馳浩君登壇〕

○国務大臣馳浩君 升田世喜男議員から三つ質問がありました。

最初に、「もんじゅ」を存続させることの大義と、新たな運営組織のめどについてお尋ねがありました。

エネルギー基本計画において、核燃料サイクルの推進は、資源の有効利用や放射性廃棄物の減容、有害度低減等の観点から、我が国の基本的な方針とされており、「もんじゅ」は核燃料サイクルの推進において重要な施設であります。

本計画において、「もんじゅ」は、克服しなければならぬ課題について、国の責任のもと十分な対応を進めるとされており、文科省が研究開発を進めるために必要な予算を措置しているところであります。

また、「もんじゅ」については、原子力規制委員会より、原子力機構にかわる新たな運営主体を特定するよう求める勧告が発出されている状況であり、文科省としては、本勧告に真摯に対応するため、昨年十二月に、私のもとに「もんじゅ」の在り方に関する検討会を設け、検討を進めているところであります。

文科省としては、可能な限り速やかに、「もんじゅ」を取り巻く課題を解決できるよう、引き続き前面に立つて対応を進めてまいります。

次に、「もんじゅ」を国際的な研究拠点とするこ

究開発に取り組むこととされています。

国際的には、フランスやロシアといった国々が高速炉の研究開発に積極的に取り組んでおります。その中でも、フランスは、新たな実証炉の計画を有する等、高速炉の研究開発に積極的に取り組んでおり、我が国の「もんじゅ」の活用に必要な期待を寄せております。

また、立地自治体である福井県は、「もんじゅ」をエネルギー研究開発拠点化計画の中核的な研究拠点として高い期待を寄せています。

文科省としては、「もんじゅ」が廃棄物減容や有害度低減等のための国際的な研究拠点として果たすべき研究開発を着実に進めていけるよう、課題を速やかに解決してまいります。

次に、プルトニウムの需給のバランスのお尋ねであります。我が国は、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を堅持しております。

文科省としては、これを実効性あるものとするため、エネルギー基本計画に基づき、アメリカやフランス等と国際協力を進めつつ、高速炉等の研究開発に取り組んでいるところであります。

引き続き、関係省庁とも連携しながら対応してまいります。(拍手)

〔国務大臣岸田文雄君登壇〕

○国務大臣(岸田文雄君) 日米原子力協定についてお尋ねがありました。

日米原子力協定の当初の有効期間は三十年、二〇一八年七月十六日までですが、その後は、自動的に失効するのではなく、日米いずれかが終了通告を行わない限り存続されます。

現時点において、日米原子力協定の二〇一八年七月以降の取り扱いについて何ら決定されておりませんが、同協定は、日米間の原子力協力のみな

らず、我が国の原子力活動の基盤の一つをなすものであり、極めて重要であります。

政府としては、米国との間で円滑かつ緊密な原子力協力を確保すべく、今後の日米原子力協定のあり方も含め、日米原子力協力に関するさまざまな課題について、緊密に検討、協議をしていく考えです。(拍手)

○議長(大島理森君) 藤野保史君。

〔藤野保史君登壇〕

○藤野保史君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました法律案について質問します。(拍手)

まず冒頭、三月九日、大津地裁は、関西電力高浜原発三、四号機の運転差し止めを命じる画期的な仮処分決定を行いました。

同決定は、新規制基準に適合しても、その原発は安全とは言えないと断じています。また、政府には、避難計画をも視野に入れた幅広い規制基準をつくる信義則上の義務があると指摘しています。

これは、新規制基準に適合したことだけを根拠に再稼働を進める安倍政権の原発政策に対して、根本的な見直しを迫るものです。

あの東京電力福島第一原発事故から五年がたちました。

私は先日、福島県いわき市の仮設住宅で、楢葉町から避難している方々からお話を聞いてまいりました。皆さんが口々におっしゃっていたのは、このつらい思いをほかの人に味わわせたくないという言葉です。

今政治がやるべきことは、原発の再稼働や海外への輸出ではなく、事故の収束と原因究明、全面

賠償に全力を尽くすことではないでしょうか。

次に、法案について質問します。

本法案は、原発の運転に伴って発生する使用済み核燃料の再処理等を推進するため、国の関与を強め、認可法人や拠出金制度を創設するものです。これにより、電力自由化のもとでも核燃料サイクル政策を維持しようとしています。

しかし、核燃料サイクルの本命である高速増殖炉「もんじゅ」は、総額一兆円以上投入しながら、もう二十年間、一度も発電していません。昨年十一月には、原子力規制委員会が、「もんじゅ」のあり方を根本的に見直すべきという勧告を出すに至っています。

再処理で生まれるプルトニウムを加工したMOX燃料を普通の原発で使うプルサーマル発電は、昨年までに十六基から十八基が稼働している計画でしたが、現時点で一基も動いておりません。仮にプルサーマルを強行しても、その後出てくる使用済みMOX燃料の取り扱いについて、具体的な場所や方法は何も決まっていません。本法案により再処理を進めても、核燃料サイクルが回る見通しは全くないのです。

核兵器に転用できるプルトニウムを日本が四十七・八トンも保有していることに対しては、世界から厳しい目が向けられています。本法案により再処理を進め、プルトニウムをさらにふやすことは、国内外で矛盾を激化させるだけです。

行き詰まった核燃料サイクルを初め、原発推進路線全体を見直し、撤退を決断すべきではありませんか。

使用済み核燃料の処分のあり方については、全量を再処理するのか、一部を再処理するのか、直

す。政府自身、二〇〇五年の現行法制定時には、経済的なコストの大小を含め、この四つのシナリオいずれにするか議論を行っていたはずですが、ところが、今回は、福島第一原発事故という未曾有の経験をしたにもかかわらず、こうした議論を行った形跡がありません。なぜ直接処分ではなく全量再処理路線なのか、明確な答弁を求めます。

これに対しては、アメリカからも強い懸念が寄せられています。トーマス・カントリーマン米商務次官補は、三月十七日、米上院外交委員会の公聴会で、経済合理性や余剰プルトニウムの観点から、日本の核燃料サイクル計画は停止することが望ましいとの考えを示しました。

日本が核燃料サイクルを推進するには、アメリカの包括同意が不可欠ですが、その根拠となる日米原子力協定は、二〇一八年で期限切れを迎えます。政府は、米国としかるべき検討、交渉を続けていくと答弁していますが、どのような検討をし、どのような方針で交渉しているのでしょうか。

本法案は、青森県六ヶ所村の再処理施設に存在する約三千トンの使用済み核燃料だけでなく、全国に貯蔵されている一万五千トン、さらには今後再稼働で生み出される全ての使用済み核燃料にかかる費用を、積立金方式から拠出金方式に変えようとしています。

また、これまで対象外だったMOX燃料工場の費用も対象としています。アメリカ政府は、建設コストが当初見込みの七倍を超えたことから、二〇一五年度予算でMOX工場の建設を凍結しました。アメリカも撤退するような事業を新たに加えるなど、無謀にもほどがあります。

現行法制定時の議論であって対象から外されていたこれらの費用を、なぜ今回は加えるのか。また、それぞれ幾らかかると試算しているのか、答弁を求めます。

本法案の骨格を審議した経産省の調査会は、昨年十一月の中間報告で、過去に発生した使用済み核燃料に係る資金や将来的に何らかの事情によって事業全体に要する費用が変動した場合も、必要な額を確保するとしています。

これはまさに、過去、現在、未来にわたって、青天井で、核燃料サイクル全体にかかる費用を対象にするものではありませんか。

政府は、現行法制定時、再処理などバックエンドに必要な費用は十八・八兆円だと説明していましたが、その後、まともな説明をしていません。核燃料サイクル全体で必要となる費用は総額幾らに達するのか。他方、直接処分を選択した場合の費用は幾らなのか、明確な答弁を求めます。

現行制度では、再処理等の費用の一部は、電気料金という形で国民が負担しています。政府は、本法案によって膨れ上がる巨額の費用についても、電気料金の形で、将来にわたって国民に負担させ、回収するつもりですか。

安倍政権は、二〇三〇年度に二〇%から二二%の電力を原発で賄う方針を立てています。しかし、福島第一原発事故以後、どの世論調査でも、過半数を超える国民が原発のない日本を望んでいます。この揺るぎない国民世論に反して原発を再稼働し、しかも、再稼働で生まれる核のごみの再処理費用を国民に押しつけるなど、到底認められません。

最後に、ことしは福島第一原発事故から五年、チェルノブイリ原発事故から三十年の節目の年で

す。人間社会と原発は共存できない、この原点に立ち返ることを強く求めて、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣林幹雄君登壇〕

○国務大臣(林幹雄君) 藤野保史議員から七つの質問がありました。

まず、大津地裁による高浜三、四号機に対する運転差し止めの仮処分決定についてお尋ねがありました。

今回の仮処分決定に関しては、当事者間で係争中のものであり、内容に関するコメントは差し控えます。

他方、今回の仮処分に関する世論の反応を聞き、改めて感じたのは、原発の再稼働について、国民の皆様にはさまざまな御意見があるということです。

政府としては、原発について、国民の皆様への信頼回復に向け、安全最優先を旨とし、国民の皆様への理解が幅広く得られるよう、引き続き、最善の努力を尽くしてまいります。

原発の再稼働や海外への輸出ではなく、事故の収束と原因究明、全面賠償に全力を尽くすべきとお尋ねがありました。

福島第一原発の廃炉・汚染水対策と福島の復興は、経済産業省が担うべき最も重要な課題です。廃炉・汚染水対策については、引き続き、東京電力を指導していくとともに、安全確保を最優先に、国も前面に立つて全力で取り組んでまいります。

また、損害賠償については、政府として、東京電力に対し、引き続き、被害者の個別の状況を丁寧把握した上で、迅速、公平かつ適切に行うよう指導してまいります。

原子力発電所の再稼働や輸出も含めた原子力政策については、安全神話の信奉が招いた福島第一原発事故を片時も忘れず、真摯に反省し、国会や政府等に設置された事故調査委員会の報告などから得られた教訓を踏まえていくべきことは当然のことと考えます。

核燃料サイクルを含めた原子力政策についてお尋ねがありました。

原発への依存度は可能な限り低減させますが、他方で、安定供給の確保、電力コストの引き下げ、CO₂排出の抑制の三点を実現しようとするれば、原子力への依存度をゼロにすることはできず、やはり一定程度の原発は稼働させなければ責任あるエネルギー政策を実行できないという判断を行っております。

その中で、核燃料サイクルについては、エネルギー基本計画において、高レベル放射性廃棄物の量の減少や放射能レベルの低減、資源の有効活用などの観点から推進することとしています。使用済みMOX燃料の扱いも含めてさまざまな課題があることは認識しており、自治体や国際社会の理解を得つつ、一步一步着実に進めてまいります。

また、プルトニウムについては、同計画において、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を堅持し、プルトニウムの回収と利用のバランスを十分に考慮しつつ、その適切な管理と利用を行うこととしています。これを踏まえた政策対応を進めていきます。

使用済み燃料の処分のあり方についてお尋ねがありました。

我が国は使用済み燃料を再処理する核燃料サイクルを推進する方針をとっており、そのことはエネルギー基本計画で閣議決定しております。こう

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する藤野保史君の質疑
原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する木下智彦君の質疑

した方針の検討に当たっては、総合資源エネルギー調査会に設置された審議会における十七回に及ぶ議論、エネルギーに関係する各分野の行政に責任を持つ閣僚による議論を行いました。

このような検討を踏まえた上で、我が国としては、高レベル放射性廃棄物の量の減少や放射能レベルの低減、資源の有効利用などの観点から、フランスなどと同様に、使用済み燃料を再処理する核燃料サイクルを推進する方針をとることを決めたものです。

本法案の対象事業及びその費用の試算についてお尋ねがありました。

本法案は、競争が進展した環境下においても、使用済み燃料の再処理等を着実かつ効率的に進めることを目的としています。このため、現行の積立金制度の対象としていなかった使用済み燃料についての再処理や再処理の工程と不可分なMOX燃料加工に要する費用も制度の対象としております。

これらの事業に要する費用について、政府として試算を行っておりませんが、まずは、認可法人において必要な精査がなされることとなります。政府としては、その妥当性を確認した上で拠出金単価を認可することになります。

核燃料サイクルに必要な費用についてお尋ねがありました。

現時点において、核燃料サイクル全体で必要となる費用の総額の詳細や、直接処分を選択した場合の費用について、その試算は改めて行っておりません。

なお、バックエンド事業の総事業費の大宗を占める再処理事業と最終処分事業の費用については、事業者からの最新の報告によれば、二〇〇四

年一月の審議会において示されたものと比べて、大差がないものと認識しております。

本法案に関する再処理等の費用の回収方法についてお尋ねがありました。

自由化が進展した環境下では、どのような方法で費用を回収するかは事業者が判断することであり、また、今回、拠出金制度の対象としている費用は、現行制度下でも電気料金で回収することが想定されているものであり、全体としての国民負担を増加させるものではありません。(拍手)

他方で、本法案において制度の対象としたような発電にかかわる費用は、電気の利用者から料金の形で回収することが一般的だと考えられます。

また、今回、拠出金制度の対象としている費用は、現行制度下でも電気料金で回収することが想定されているものであり、全体としての国民負担を増加させるものではありません。(拍手)

(国務大臣馳浩君登壇)

○国務大臣(馳浩君) 藤野保史議員から二つ質問がありました。

最初に、「もんじゅ」に関する原子力規制委員会からの勧告についてお尋ねがありました。

エネルギー基本計画において、「もんじゅ」は、廃棄物減容や有害度低減等のための国際的な研究拠点と位置づけられております。

昨年十一月には、原子力規制委員会より、原子力機構にかわる新たな運営主体を特定するよう求める勧告が発出されました。

本勧告に真摯に対応するため、文科省では、昨年十二月に、私のもとに「もんじゅ」の在り方に関する検討会を設け、これまでの課題の総括、「もんじゅ」のあり方の検討、具体的な運営主体の検討という三つのステップで議論を進めているところです。

文科省として、可能な限り速やかに、「もんじゅ」を取り巻く課題を解決できるよう、引き続

き前面に立つて対応を進めてまいります。

次に、核燃料サイクル政策のお尋ねであります。

エネルギー基本計画において、核燃料サイクルの推進は、資源の有効利用や放射性廃棄物の減容、有害度低減等の観点から、我が国の基本的な方針とされており、この方針に変わりはありません。

文科省としては、アメリカやフランス等と国際協力を進めつつ、高速炉等の研究開発に取り組んでいるところです。

引き続き、関係省庁とも連携しながら対応してまいります。(拍手)

(国務大臣岸田文雄君登壇)

○国務大臣(岸田文雄君) 私には、日米原子力協定についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、日米原子力協定の当初の有効期間は三十年、すなわち二〇一八年七月十六日までですが、その後は、自動的に失効するのではなく、日米いずれかが終了通告を行わない限り存続されます。

まず、現時点において、日米原子力協定の二〇一八年七月以降の取り扱いについて何ら決定はされておりません。しかし、同協定は、日米間の原子力協力のみならず、我が国の原子力活動の基盤の一つをなすものであり、極めて重要であると考えます。

政府としては、米国との間で円滑かつ緊密な原子力協力を確保すべく、今後の日米原子力協定のあり方も含め、日米原子力協力に関するさまざまな課題について、緊密に検討、協議していく方針です。(拍手)

○議長(大島理森君) 木下智彦君。

(木下智彦君登壇)

○木下智彦君 おおさか維新の会、木下智彦です。

ただいま議題となりました本法案について質問します。(拍手)

我が党は、原子力発電については、福島第一原発事故の教訓をしっかりと踏まえることが再稼働の条件であると訴えてきました。具体的には、原発再稼働責任法案に示したルールを整備すべきであり、それができないのであれば再稼働すべきではないと考えています。

そのような立場から、以下の質問をさせていただきます。

この法案は、我が国の核燃料サイクルの推進のために、必要となる資金を確実に確保することを目的としています。したがって、この法案について問われるべきは、まず、核燃料サイクル自体の正当性であります。

国際的な正当性という点でいえば、我が国は、日米原子力協定によつて核燃料サイクルの運用を認められています。我が党への本法案の事前説明の際、資源エネルギー庁は、この法案は、同協定への対応という面があり、核拡散への懸念を持たないことが重要であると説明していました。

ところが、今月十七日、米国のカントリーマン国務次官補が、米国外務委員会公聴会で、理性的ではない形で競争が激化している、経済的にも合理性がないと、日本の核燃料サイクル政策や中国、韓国の計画に懸念を示し、事業停止が望ましいとの認識を示しています。

政府は、現時点で米国の真意をどう理解してい

るのでしようか。外務大臣の御認識をお伺いします。

そして、もし米国が、我が国の核燃料サイクル自体に既に疑念を示しているのであれば、二〇一八年七月に満期を迎える日米原子力協定の継続見込みに影響するのではないのでしょうか。この法案で米国の懸念を払拭することができるのか、経済産業大臣の御見解をお伺いします。

次に、核燃料サイクルに対する国民の理解という点からお伺いします。

福島原発の事故後、新しい規制基準で原発を再稼働しようとしても、高浜原発三、四号機に見るように、裁判所に仮処分でとめられるケースが出ています。最終処分場も決まらず、候補地の調査さえ進まないのが現状です。

そんな中、核燃料サイクルを進めて、一度も稼働していない「もんじゅ」を動かそう、再処理に必要な費用を確保する法律をつくろうといった国民にはその必要性が全く理解できないのではないのでしょうか。

国民に対して、核燃料サイクルとこの法案の必要性をどう説明されるのか、経済産業大臣に改めてお伺いします。

最後に、新たな認可法人制度の創設についてお伺いします。

ここで認可法人という法人形態をとつたのはなぜでしょうか。例えば、ほかの法人である独立行政法人については、いまだにいろいろな問題はありつつも、ガバナンスや情報公開については、ある程度は制度が整備されています。

これに対して、認可法人制度には、独立行政法人通則法のような制度が整備されておりません。そのためか、総務省の行政評価局が平成二十六年

六月に行つた各種の認可法人に対する調査では、財務諸表の届け出や備え置き等についての不備、さらに、所定の基準に反して、外部監査を行っていない等の事例が見られたため、所管省に対して是正を求める勧告が行われております。

今回、なぜ独立行政法人ではなく認可法人となつたのか、その際、さきの総務省勧告で指摘された種々の問題点を防ぐため、どのような対処を行うのか、経済産業大臣にお伺いします。

民主党がつくる新党の綱領で、原案の、二〇三〇年代原発稼働ゼロを目指すとの文言が、原発に頼らない社会を目指すとの修正となつたそうです。労組の一部などから表現を改めるよう要請されたためと報道されております。

我が党の原子力政策のあり方は、電力事業者や労働組合等からの圧力に屈せず、ただ国民全体の利益のために決すべきものと考えております。今後、一貫してこれを主張し続けてまいります。

国民の皆様の御理解をお願い申し上げ、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣岸田文雄君登壇〕

○国務大臣(岸田文雄君) 米国政府高官の核燃料サイクルに関する言及についてお尋ねがありました。

御指摘の発言については、一般論として民生用再処理に関する米国政府の従来の見解を述べたものと認識しております。

我が国が再処理を含む核燃料サイクルを推進していくこの方針については、米国政府の理解を得ていると考えており、今後とも、米国との間で円滑かつ緊密な原子力協力の確保に努めていく考えです。(拍手)

〔国務大臣林幹雄君登壇〕

○国務大臣(林幹雄君) 木下智彦議員から三つの質問がありました。

まず、日米原子力協定をめぐって、本法案と米国の懸念との関係についてお尋ねがありました。日米原子力協定に関しては、我が国の原子力活動の基盤の一つをなすものであり、今後とも、米

国との間で円滑かつ緊密な原子力協力を確保すべく努めてまいります。

我が国は、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を堅持しています。今までも、この方針を遵守するために、事業者がこの政府の方針を明確に認識した上で事業を実施するよう指導して

おり、また、プルトニウムの平和利用に係る透明性の向上を使命とする原子力委員会が、事業者が策定する計画の妥当性を確認するとともに、IAEAとの協定に基づく厳格な監視の受け入れ等を行つてきております。

こうした従来からの取り組みに加えて、今回の法案が成立すれば、経済産業大臣が、認可法人が策定する再処理等事業の実施計画を認可することとなります。政府の方針に反する計画が策定されることは想像しがたいのですが、万が一そのような計画が策定された場合には、当然のことながら、認可いたしません。

このため、本法案は、米国との関係でも、国際社会との関係でも、我が国のプルトニウム管理に関する信頼性をより高めるものと考えています。核燃料サイクル及び本法案の必要性をどのように国民に説明していくのかについてのお尋ねがありました。

あることは認識しており、こうした現状を真摯に受けとめ、直面する課題を一つ一つ解決していくことが重要です。

我が国は、高レベル放射性廃棄物の量の減少や放射能レベルの低減、資源の有効利用などの観点から、フランスなどと同様に、核燃料サイクルを推進しております。この方針はエネルギー基本計画で閣議決定しております。

その上で、本法案は、本年四月に電力の小売全面自由化が実施されるなど、原子力事業をめぐる事業環境が変化する中でも、使用済み燃料の再処理に関する一連の事業が着実かつ効率的に実施されることを目的としているものです。

このような核燃料サイクル政策を推進していくためには、国民の皆様や地元の皆様の幅広い理解が重要です。今後とも、さまざまな説明の機会をつくり、しっかりと取り組んでまいります。

新たに設立する法人を認可法人とする理由についてお尋ねがありました。

使用済み燃料の再処理等事業は、これまで民間主体による事業として実施されてきており、関連する技術や人材も民間に蓄積しています。

したがって、本法案で設立されることとなる使用済み燃料再処理機構は、独立行政法人のような国の機関ではなく、民間主導で設立される認可法人とすることが適切であるとと考えています。

その上で、適切なガバナンスや情報開示を確保するため、この認可法人の運営に関しては、外部有識者を含めた運営委員会において意思決定を行います。また、国も、拠出金の単価や事業の実施に関する計画の認可など、重要事項について一定の関与を行うこととしております。これは、平成二

十六年の総務省行政評価局による勧告を踏まえた仕組みになっていると考えています。(拍手)
○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

国立国会図書館の館長の任命承認の件

○議長(大島理森君) お諮りいたします。

国立国会図書館の館長に羽入佐和子君を両議院の議長において任命いたしたいと存じます。羽入佐和子君の任命を承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、承認することに決まりました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十三分散会

出席国務大臣

総務大臣 高市 早苗君
外務大臣 岸田 文雄君
文部科学大臣 馳 浩君
厚生労働大臣 塩崎 恭久君
経済産業大臣 林 幹雄君
国務大臣 石破 茂君
国務大臣 加藤 勝信君
出席副大臣
経済産業副大臣 鈴木 淳司君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る二十二日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

自殺対策基本法の一部を改正する法律

(議決通知)

一、去る二十二日、本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を次のとおり指名した旨参議院に通知した。

中央選挙管理委員会

神崎 浩昭君 高部 正男君
佐藤 泰介君 橋本 文彦君
佐々木憲昭君
同 予備委員
元宿 仁君 久米 晃君
尾崎 智子君 遠藤 乙彦君
吉井 英勝君

一、去る二十二日、本院は、人事官に吉田耕三君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十二日、本院は、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に吉田広司君、石津寿恵君及び中西敬子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十二日、本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に岡田雄一君、白井玲子君、岡島敦子君、池田綾子君、池田陽子君、秋定裕子君、下井康史君、渡井理佳子君及び中川丈久君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十二日、本院は、公益認定等委員会委員に山下徹君、小森幹夫君、小林敬子君、双木小百合君、西村万里子君、北地達明君及び堀裕君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十二日、本院は、公認会計士・監査審査会会長に廣本敏郎君を、同委員に松井隆幸君、吉田慶太君、木村明子君、山田辰己君、徳賀芳弘君、佐藤淑子君、淵田康之君、水口啓子君及び八木和則君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十二日、本院は、行政不服審査会委員に市村陽典君、戸塚誠君、戸谷博子君、伊藤浩君、大橋洋一君、小早川光郎君、中山ひとみ君、成瀬純子君及び山田博君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十二日、本院は、中央更生保護審査会委員に松浪克文君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十二日、本院は、日本銀行政策委員会審議委員に櫻井眞君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領及び通知)

一、昨二十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一、昨二十三日、山崎参議院議長から大島議長宛て、参議院は中央選挙管理委員会及び同予備委員を次のとおり指名した旨の通知書を受領した。

中央選挙管理委員会

神崎 浩昭君 高部 正男君
佐藤 泰介君 橋本 文彦君
佐々木憲昭君
同 予備委員
元宿 仁君 久米 晃君
尾崎 智子君 遠藤 乙彦君
吉井 英勝君

また同日、国会は右のとおり指名した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

(報告書受領)

一、去る二十二日、内閣から次の報告書を受領した。
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づく国民の保護に関する基本指針の変更の報告

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

大西 英男君	赤枝 恒雄君
金子めぐみ君	藤井比早之君
長坂 康正君	青山 周平君
山口 俊一君	福山 守君
山口 泰明君	野中 厚君
逢坂 誠二君	田嶋 要君
青山 周平君	宮川 典子君
赤枝 恒雄君	白須賀貴樹君
白須賀貴樹君	藤原 崇君
宮川 典子君	小田原 潔君
小田原 潔君	長坂 康正君
野中 厚君	山口 泰明君
福山 守君	山口 俊一君
藤井比早之君	金子めぐみ君
藤原 崇君	大西 英男君
田嶋 要君	逢坂 誠二君

一、昨二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任 補欠

岩田 和親君 山田 賢司君
北村 茂男君 田村 憲久君
牧島かれん君 務台 俊介君
小宮山泰子君 古川 元久君
後藤 祐一君 青柳陽一郎君
江田 康幸君 大口 善徳君
田村 憲久君 北村 茂男君
務台 俊介君 牧島かれん君
山田 賢司君 岩田 和親君
青柳陽一郎君 後藤 祐一君
古川 元久君 小宮山泰子君
大口 善徳君 江田 康幸君

法務委員

辞任 補欠

あかま二郎君 務台 俊介君
上川 陽子君 堀内 詔子君
笹川 博義君 青山 周平君
辻 清人君 勝沼 栄明君
藤原 崇君 田畑 裕明君
古田 圭一君 尾身 朝子君
宮路 拓馬君 古川 康君
尾身 朝子君 宗清 皇一君
田畑 裕明君 根本 幸典君
務台 俊介君 瀬戸 隆一君
根本 幸典君 細田 健一君
細田 健一君 小田原 潔君
青山 周平君 笹川 博義君
小田原 潔君 藤原 崇君
勝沼 栄明君 辻 清人君

外務委員

辞任 補欠

瀬戸 隆一君 あかま二郎君
古川 康君 宮路 拓馬君
堀内 詔子君 上川 陽子君
宗清 皇一君 古田 圭一君
小淵 優子君 笹川 博義君
小林 鷹之君 野中 厚君
松島みどり君 堀井 学君
山田 美樹君 根本 幸典君
大島 敦君 原口 一博君
笠井 亮君 赤嶺 政賢君
根本 幸典君 細田 健一君
堀井 学君 白須賀貴樹君
細田 健一君 青山 周平君
青山 周平君 山田 美樹君
笹川 博義君 小淵 優子君
白須賀貴樹君 松島みどり君
野中 厚君 小林 鷹之君
原口 一博君 大島 敦君
赤嶺 政賢君 笠井 亮君

厚生労働委員

辞任 補欠

永岡 桂子君 笹川 博義君
村井 英樹君 井野 俊郎君
郡 和子君 山井 和則君
井野 俊郎君 村井 英樹君
笹川 博義君 永岡 桂子君
山井 和則君 郡 和子君

環境委員

辞任 補欠

河野 正美君 谷畑 孝君
谷畑 孝君 河野 正美君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任 補欠

今枝宗一郎君 高橋ひなこ君
助田 重義君 八木 哲也君
山下 貴司君 中谷 真一君
馬淵 澄夫君 逢坂 誠二君
國重 徹君 伊佐 進一君
塩川 鉄也君 大平 喜信君
高橋ひなこ君 今枝宗一郎君
中谷 真一君 山下 貴司君
八木 哲也君 助田 重義君
逢坂 誠二君 馬淵 澄夫君
伊佐 進一君 國重 徹君
大平 喜信君 塩川 鉄也君

消費者問題に関する特別委員

辞任 補欠

大塚 高司君 中谷 真一君
金子めぐみ君 勝沼 栄明君
鴨下 一郎君 門山 宏哲君
小島 敏文君 青山 周平君
比嘉奈津美君 大見 正君
田島 一成君 本村賢太郎君
水戸 将史君 升田世喜男君
青山 周平君 國場幸之助君
勝沼 栄明君 佐々木 紀君
國場幸之助君 池田 道孝君
池田 道孝君 小島 敏文君
大見 正君 比嘉奈津美君
門山 宏哲君 鴨下 一郎君
佐々木 紀君 金子めぐみ君

地方創生に関する特別委員

辞任 補欠

菅家 一郎君 古川 康君
福田 達夫君 青山 周平君
福田 昭夫君 篠原 孝君
角田 秀穂君 稲津 久君
樋口 尚也君 濱村 進君
椎木 保君 遠藤 敬君
青山 周平君 八木 哲也君
古川 康君 高橋ひなこ君
高橋ひなこ君 宮澤 博行君
宮澤 博行君 安藤 裕君
稲津 久君 角田 秀穂君
安藤 裕君 菅家 一郎君
八木 哲也君 福田 達夫君
篠原 孝君 福田 昭夫君
濱村 進君 樋口 尚也君
遠藤 敬君 椎木 保君

(議案提出)

一、去る二十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案(平野博文君外三名提出)

一、昨二十三日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

成年後見制度の利用の促進に関する法律案(内閣委員長提出)
成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

(議案受領)

一、昨二十三日、参議院から受領した同院繼續審査案は次のとおりである。

社会福祉法等の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号) 厚生労働委員会 付託

一、昨二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

社会福祉法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会閣法第六七号)(参議院送付) 厚生労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

一、昨二十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案(平野博文君外三名提出)

成年後見制度の利用の促進に関する法律案(内閣委員長提出)

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

(議案通知)

一、去る二十二日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

自殺対策基本法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨二十三日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

放送法第四十四条第一項第二号の放送の政治的公平に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

一、昨二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本国憲法第九十条と特定秘密の保護に関する法律第十條第一項の文言上の齟齬に関する再質問主意書(逢坂誠二君提出)

特定秘密の保護に関する法律第十條第一項の解釈に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

横畠内閣法制局長官の答弁と核兵器の不拡散に関する条約との整合性に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

遺伝子組み換え食品の表示に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員逢坂誠二君提出日本国憲法第九十条と特定秘密の保護に関する法律第十條第一項の文言上の齟齬に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩君外一名提出福祉タクシーに関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出TPP協定案に関税撤廃の除外規定がないことにより生じる影響等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出公共サービス基本法に対する総務省の取り組みに関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出環太平洋パートナーシップ協定の国内実施法に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出日本共産党と「破壊活動防止法」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出日本共産党へのソ連からの秘密資金援助疑惑に関する質問に対する答弁書

平成二十八年三月十一日提出
質問 第一八四号

日本国憲法第九十条と特定秘密の保護に関する法律第十條第一項の文言上の齟齬に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

日本国憲法第九十条と特定秘密の保護に関する法律第十條第一項の文言上の齟齬に関する質問主意書

日本国憲法第九十条では、「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない」と示されている。

特定秘密の保護に関する法律(「同法」という。)第十條第一項では、「行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする」と規定されているが、他方、同項第一号では、「特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合であつて、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限することが明示され、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき」との提供にあつての留保条件が示されている。

このため、日本国憲法では、会計検査院は、「すべて」検査し、「内閣」は「その検査報告とともに」、これを国会に提出しなければならない」との義務を負っているものの、同法第十條の文言は留保条件を付けており、会計検査院は「すべて」の提

供が受けられない可能性があると同時に、内閣は国会に提出する義務を怠る可能性が生じる。

このような観点から、以下質問する。

一 日本国憲法第九十条でいう、「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し」の「すべて」の示す範囲について、政府の見解を示されたい。

二 日本国憲法第九十条でいう、「内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない」という規定は政府に「すべて」のものの国会への提出義務を課したものと解すべきであるが、政府の見解を示されたい。

三 日本国憲法第九十条と同法第十條には、文言上は齟齬があると解される。すなわち、実務上の取り扱いではなく、日本国憲法第九十条は、「すべて毎年会計検査院がこれを検査し」と規定するものの、同法第十條第一項第一号では、「特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合であつて、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること」が明示され、「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき」の留保事項が示されているが、両者には齟齬があると解される。かかる文言上の齟齬について、齟齬が存在するのか、あるいは存在しないと解しているのか、存在していないと解しているなら、どのような根拠に基づくものか。政府の見解を示されたい。

四 同法第十條の留保条件は、日本国憲法第九十条でいう、「内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない」という規定を損なうものであり、日本国憲法第九十条が要請するところの、国会に対する内閣の義務を怠るものではないか。政府の見解を示されたい。

五 同法第十條第一項第一号でいう「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼす」との規定における「著しい支障」とは誰が判断し、具体的にはどのようなものなのか。かかる規定は、民主主義国家であるわが国の根幹である、国民の知る権利を損ないかねない規定であり、あらかじめ国民に具体的に示されるべきものである。「著しい支障」について、その判断を行う者と具体的な内容について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一八四号

平成二十八年三月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出日本国憲法第九十条と特定秘密の保護に関する法律第十條第一項の文言上の齟齬に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出日本国憲法第九十条と特定秘密の保護に関する法律第十條第一項の文言上の齟齬に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「すべて」とは、国の収入支出の決算の全てを示すものと考えている。

二から四までについて

日本国憲法第九十条第一項の規定に基づく会計検査院による検査を経た決算については、同項の規定に基づき内閣が国会に提出しなければならないこととされているが、そもそも特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第十條第一項の規定は、内閣による決算の提出に制限を加えるものではなく、また、特定秘密であることを理由として、会計検査上の必要があるとして求められた資料の提出を拒むことも実務上および考えられず、御指摘のように「両者には齟齬がある」とも「内閣の義務を怠るもの」とも考えていない。

五について

お尋ねの「著しい支障」とは、我が国の安全保障への著しい支障を意味し、例えば、我が国に対する外国の武力攻撃が容易となること、我が国の安全保障に関し外国の政府等との交渉や協力及び我が国による情報収集活動が困難となることなどが挙げられ、行政機関の長がこれを判断することとなる。

平成二十八年三月十一日提出
質問 第一八五号

福祉タクシーに関する質問主意書

提出者

中根 康浩

奥野総一郎

福祉タクシーに関する質問主意書

本格的な「高齢化」社会と、障がい者の一層の社会参加が求められる中で、いわゆる「福祉タクシー」に対する需要と関心が高まっている。政府

も二〇二〇年の東京パラリンピック開催にあわせ「福祉タクシー二八〇〇台」の整備を進めている。しかし、国の制度や業界を取り巻く環境には多くの課題があり、福祉タクシーの整備は必ずしも順調に進んでいるわけではない、と伺っている。そこで、以下質問する。

一 直近の福祉タクシーの台数は概ね何台か。このうち、一般タクシー事業者と福祉輸送事業限定事業者の持つ福祉タクシーはそれぞれ概ね何台ずつか。

二 政府は、福祉タクシーの整備が予定通り進んでいると考えているのか。また、遅れているとすれば、その原因がどこにあり、どのような対策を取ろうとしているのか、示されたい。

三 福祉タクシー購入等バリアフリー化を支援する「地域公共交通確保維持改善事業」の補助金申請は、各自治体ごとの法定協議会(輸送運営協議会等)の承認が必要と承知している。この「輸送運営協議会」の法的根拠、所管官庁、必要性を示されたい。また、国土交通省は、全国の輸送運営協議会の所在地、代表者、役員構成、加盟者数について、掌握されているか。掌握されているとすれば、それを示されたい。

四 「地域公共交通確保維持改善事業」の補助金申請について、多くの陸運支局が輸送運営協議会の承認書類添付を条件としている、との声がある。輸送運営協議会の会員のほとんどが既存のタクシー事業者のため、新規の福祉輸送事業限定事業者の申請が認められず、それが福祉タクシーの充足を妨げている、との意見がある。これらの意見に対する政府の見解を示されたい。

五 そもそも、福祉輸送事業限定事業者が補助金を申請しようとしても、輸送運営協議会がどこにあるのか、陸運支局でも把握していないところがあり、輸送運営協議会にたどり着くことさえできない、との声がある。このような事態を国土交通省は掌握しているか。

六 愛知県では、申請書類はまず陸運支局に提出し、陸運支局が輸送運営協議会に承認をとって補助金交付を決定している、と聞く。他の地域においても、公平性を担保する観点から、愛知県同様の申請方法を取るべき、との意見がある。政府の考えを伺いたい。

七 補助対象となつてゐる福祉タクシーは新車のみ、と承知している。その理由を示されたい。また、中古車が対象となつてゐないことが、福祉タクシー台数が伸びない理由、と述べる業界関係者もいるが、パラリンピックまでに目標台数を確保するためにも、新規参入がしやすい中古福祉タクシーも補助の対象とすべきと考えらる。政府の方針を示されたい。

内閣衆質一九〇第一八五号
平成二十八年三月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員中根康浩君外一名提出福祉タクシーに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中根康浩君外一名提出福祉タクシーに関する質問に対する答弁書

一について

道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)

第九条の三第一項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)が平成二十七年三月三十一日時点で保有する福祉タクシー車両(移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成十八年国土交通省令第百十一号)第一条第一項第十三号に規定する福祉タクシー車両をいう。以下同じ。)の台数は、一万四千六百四十四台である。このうち、福祉輸送事業限定事業者(事業者のうち、「一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定の許可等の取扱いについて(平成十八年九月二十五日付け国自旅第百六十九号国土交通省自動車交通局長通達。以下「通達」という。))により業務の範囲を福祉輸送サービス(通達Iの1の(2)に規定する福祉輸送自動車を使用して通達Iの1の(1)に規定する要介護者等を輸送するサービスをいう。)に限定する旨の条件を付す一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者をいう。以下同じ。)の保有する福祉タクシー車両の台数は一万五千七百七十四台であり、福祉輸送事業限定事業者以外の事業者が保有する福祉タクシー車両の台数は三千七十台である。

二及び七について

国土交通省としては、移動等円滑化の促進に関する基本方針(平成二十三年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第一号)において、「平成三十二年度までに、約二万八千台の福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシー(流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となつてゐる福祉

タクシー車両をいう。)を含む。)を導入する」という目標を掲げており、その実現に向け、地域公共交通確保維持改善事業(以下「改善事業」という。)により、事業者による福祉タクシー車両の新車購入又は改造に要する経費の一部について支援しているところであり、引き続き、こうした支援により、福祉タクシー車両の導入の推進を図つてまいりたい。

なお、改善事業においては、総数としての車両数の増加を早急に実現していく観点から、既に福祉タクシー車両として使用されている車両の購入を支援の対象としないこととする一方、より低廉な費用での福祉タクシー車両の導入も可能となるよう、新車購入のほか、改造を支援の対象としてゐるところである。

三について

御指摘の「輸送運営協議会」は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成二十三年三月三十日付け国総計第九十七号・国鉄財第三百六十八号・国鉄業第百二号・国自旅第二百四十号・国海内第百四十九号・国空環第百三十三号総合政策局長・鉄道局長・自動車交通局長・海事局長・航空局長通知。以下「交付要綱」という。)第二条第一項第一号に規定する協議会(以下「協議会」という。)を指すと思われるが、交付要綱においては、事業者が改善事業による福祉タクシー車両の新車購入又は改造に要する経費の一部に対し交付される補助金(以下「車両補助金」という。)の交付申請書を提出するに当たつて、協議会又は都道府県若しくは市町村若しくは特別区が、地域の実情及びニーズを的確に把握しつづ、協議会での議論を経て策定した同号に規定する生活交通確保維持改善計画(以下「改善計画」という。)を当該交付申請書に添付することを求めているところである。

車両補助金の交付の申請に際しては、協議会の「所在地、代表者、役員構成、加盟者数に係る情報を提出することを求めていること」から、これらの情報については、網羅的に把握し明らかにする作業に時間を要するため、お答えすることは困難である。

四及び五について

多くの協議会において、福祉輸送事業限定事業者又は福祉輸送事業限定事業者で構成される団体がその構成員となつておらず、福祉輸送事業限定事業者に対して、車両補助金の交付の申請の時期、方法等が周知されていない場合があることは承知している。国土交通省としては、今後、関係事業者団体等を通じ、福祉輸送事業限定事業者にも、車両補助金の交付の申請の時期、方法等について十分な情報提供がなされるよう更なる周知徹底を図つてまいりたい。

六について

愛知県においては、国土交通省中部運輸局愛知運輸支局が一部の協議会の事務局となり、事業者の車両補助金の交付の申請の意向を受け、協議会を開催し、当該協議会において策定された改善計画を添付した交付申請書を受け付けているところである。国土交通省としては、このような事例を踏まえ、引き続き、各地域における車両補助金の交付の申請が円滑に行われるよう努めてまいりたい。

平成二十八年三月十一日提出
質問 第一八六号

TPP協定案に關稅撤廢の除外規定がないことにより生じる影響等に関する質問主意書

提出者 仲里 利信

TPP協定案に關稅撤廢の除外規定がないことにより生じる影響等に関する質問主意書

去る三月八日、政府は、環太平洋連携協定(TPP)の承認案と、關連十一法の改正事項を提出し、今国会での協定承認と法案成立を目指すことを明らかにした。

TPPについては、昨年十月の大筋合意の際に、国民や国会に十分な説明や議論を行わないまま、一方的に合意に向けた取り組みを進めたことから、国民の懸念を買ったところである。政府は、今回、またしても同様に強引に進めようとしていることに對して、国民から批判や疑問の声が相次いで挙がっている。

しかも今回は、米国やカナダ等TPP推進国さえ、国内での議論の目途すら立たない中での取り組みであることから、極めて突出した動きとして驚きを持って受け止められており、なぜ日本だけが今国会中の承認を目指さなければならぬかという素朴な疑問が巻き上がっている。

また、農産物重要五項目の關稅を守るとした国会決議は、關稅の完全撤廢が免れたことからかうじて遵守された形となっているが、これとてTPP協定案に關稅撤廢の除外規定がないことや、安価な輸入肉や糖等に調整金を課して畜産農家やサトウキビ農家の赤字補填を行う経営安定対策や糖価調整対策等の制度の維持が輸入の拡大に伴い危ぶまれていることからすれば、いつ吹っ飛んで

もおかしくない状況下にある。

しかし、政府は、このような疑問や指摘に對して十分対応しようとしていない。このため、農家の不安は依然として解消されていない。また政府の試算に對してもあまりにも恣意的で樂觀的すぎるなどの指摘や批判が高まっている。さらに、多くの国民から政府はもつと丁寧に議論を積み重ねて、慎重に進めるべきであるとの指摘や批判が相次いでいる。

そこでお尋ねする。

一 米国やカナダ等TPP推進国においては、国内での議論の目途すら立たない状況であると承知している。なぜTPP推進国さえ国内の議論が進まないのかその理由を明らかにされたい。

二 政府は七月初めまでにTPP協定の承認を目指していると承知しているが、TPP交渉参加国毎に、承認時期の見通しを明らかにされたい。

三 政府が七月初めまでにTPP協定の承認を目指す理由は何か。巷では夏の参議院選挙でのTPPの焦点化を避けたいとの思惑があると噂されているが事実か。

四 政府は昨年十二月に、TPPにより農林水産物の国内生産額は最大二千百億円減少するものの、日本全体の国内総生産(GDP)は約十三兆六千億円拡大するとの試算を公表したと承知している。これに對し巷では極めて恣意的であり、お手盛りで樂觀的過ぎるとの批判がある。この批判に對して政府はどう考えるか。

五 去る二月三日の衆議院予算委員会において、福島伸亨委員がTPP協定案の中に「關稅撤廢のための再協議に関する規定」や「關稅撤廢の期間を繰り上げるための協議を求める規定」が存

在することを指摘したと承知している。福島伸亨委員の指摘のとおりTPP協定案にこの規定二つが存在していることは事実か。この規定二つが条約案に盛り込まれた理由は何か。

六 TPP協定案の中に「關稅撤廢のための再協議に関する規定」や「關稅撤廢の期間を繰り上げるための協議を求める規定」が存在するならば、協定が発効した後の七年后に他の加盟国から求めがあれば、日本は全ての關稅に對し再協議、または期間を繰り上げて再協議しなければならぬことになる。そうなると思われれば、關稅が撤廢されることになると思われれば、政府の認識と考えるかどうか。

七 質問六に關連して、識者は、「關稅撤廢のための再協議に関する規定」他一件の規定に基づき、農産物重要五項目の關稅も結局、再協議で關稅撤廢を前提に協議され、長期的には順次關稅撤廢されていくことになると思われれば、政府の認識と考えるかどうか。

八 TPP協定が発効した後に、畜産農家やサトウキビ農家の赤字補填を行う経営安定対策や糖価調整対策等の現行制度を維持することは可能なのか。そしてそれは政府として保証出来るか。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一八六号
平成二十八年三月二十二日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員仲里利信君提出TPP協定案に關稅撤廢の除外規定がないことにより生じる影響等に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員仲里利信君提出TPP協定案に關稅撤廢の除外規定がないことにより生じる影響等に関する質問に對する答弁書

一及び二について

政府としては、我が国以外の環太平洋パートナーシップ(以下「TPP」という)協定交渉参加国の国内の議論についてお答えする立場にないが、昨年十一月のTPP首脳会合において、十二箇国の首脳は、TPP協定の早期発効を目指すことを確認している。

三について

TPP協定は、アジア太平洋地域に、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々と共に、二十一世紀にふさわしい新たな経済ルールを作り、人口八億人、世界経済の四割近くを占める広大な経済圏を生み出すものであり、安倍内閣の「成長戦略の切り札」となるものである。政府としては、TPP協定を早期に発効させ、その効果を実現させることが極めて重要であると考えており、我が国が率先して動くことで、早期発効に向けた機運を高めていきたいと考えている。このため、TPP協定及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(以下「整備法案」という)について本年三月八日に閣議決定し、今国会に提出したところである。

四について

昨年十二月二十四日に内閣官房が公表した「TPP協定の経済効果分析」においては、農林水産物への影響については、個別品目ごとに精査し積み上げ、この結果を、一般均衡モデル

(いわゆるG T A Pモデル)に組み入れている。その上で、T P P協定の広範な合意内容及び生産性向上や労働供給増の効果を含めた成長メカニズムを明らかにする必要があることを踏まえ、包括的な分析を行ったものである。

T P P協定には、本年二月三日の衆議院予算委員会において福島伸亨委員が指摘した第二・四条3及び同協定附属書二―Dの日本国の関税率表の一般的注釈9の規定がある。

外交上のやり取りの詳細について明らかにすることは、相手国との関係もあり差し控えたいが、T P P協定に限らず、経済連携協定では、見直し・再協議に関する規定が設けられることは一般的であると認識している。T P P協定において、これらの規定は、あくまでも要請に基づき協議することを定めるものである。

いずれにしても、T P P協定交渉は、関税だけではなく、多くの分野について同時並行で交渉を行い、全体の分野を通じたバランスに留意し、ぎりぎりのところで合意に至ったものであり、T P P協定発効後に何らかの協議を行う場合であっても、このような経緯を十分踏まえ、慎重な対応を行うことが必要であると考えており、我が国の国益を害するような合意をするとはしない。

八について
御指摘の「現行制度」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、T P P協定発効後の畜産農家及び甘味資源作物農家の経営安定に向けては、例えば、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十二年法律第九十八号)に基づく生産者補給金等の交付及び砂糖及びでん粉の価格

調整に関する法律(昭和四十年法律第九号)に基づく価格調整に関する措置を引き続き実施していくこととしており、また、肉用牛肥育経営安定特別対策事業及び養豚経営安定対策事業についても、法律に基づく措置として実施するため、整備法案に所要の規定を設けたところである。

平成二十八年三月十一日提出
質 問 第一八七号

公共サービス基本法に対する総務省の取り組みに関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

公共サービス基本法に対する総務省の取り組みに関する質問主意書

公共サービス基本法について、鳩山邦夫総務大臣は、平成二十一年五月十二日の参議院総務委員会において、「このような基本法を作られたことは本当にすばらしいことと思いますし、その場合、地方公共団体が果たす役割も大きくなりま

す。したがって、総務省としては、様々な助言、要請というような形でこの基本法に基づいて地方公共団体にお話することが役割として加わって

くる」と答弁している。
この答弁に関して、以下質問する。
一 かかる総務大臣の答弁を受け、公共サービス基本法の施行後、総務省として、地方公共団体に

対して、どのような「助言や要請」等を行ったのか。具体的に示されたい。
二 かかる総務大臣の答弁を踏まえて、今後、政府はどのようなことを行うのか。具体的に示されたい。
右質問する。

内閣衆質一九〇第一八七号

平成二十八年三月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出公共サービス基本法に対する総務省の取り組みに関する質問に対して、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出公共サービス基本法に対する総務省の取り組みに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの助言や要請等については、「指定管理者制度の運用について」(平成二十二年十二月二十八日付け総務省自治行政局長通知)、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」(平成二十七年八月二十八日付け総務大臣通知)等を発出し、各地方公共団体にに対し、公共サービスの実施に関する業務の委託等に当たり、リスク分担等を明確化することや、受託事業者等において労働条件への適切な配慮がなされるよう留意すること等について助言等を行っている。

二について

政府としては、今後とも、公共サービス基本法(平成二十一年法律第四十号)の趣旨を踏まえ、必要に応じて、地方公共団体にに対し助言等を行ってまいりたい。

平成二十八年三月十四日提出
質 問 第一八八号

環太平洋パートナーシップ協定の国内実施法に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

環太平洋パートナーシップ協定の国内実施法に関する質問主意書

三月八日に閣議決定された、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案について、次の通り質問する。

一 同法律案は、環太平洋パートナーシップ協定において規定される義務の履行のため、及び同協定によつて生ずる影響に対応するために、必要かつ十分なものであるか。

二 同法律案が成立した後、環太平洋パートナーシップ協定において規定される義務の履行のため、又は同協定によつて生ずる影響に対応するために、追加的な立法措置を取ることがあり得るか。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一八八号

平成二十八年三月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員緒方林太郎君提出環太平洋パートナーシップ協定の国内実施法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出環太平洋パ
ートナシップ協定の国内実施法に関する質
問に対する答弁書

一及び二について

環太平洋パートナシップ協定の締結に伴う
関係法律の整備に関する法律案は、環太平洋
パートナシップ協定(以下「T P P協定」とい
う。)を実施するために必要不可欠なものとし
て、関連する国内法の規定の整備を総合的・一
体的に行うものであり、T P P協定に規定する
義務を履行するため必要かつ十分な内容であ
り、その義務を履行するために追加的な立法措
置は不要であると認識している。

また、同法律案は、T P P協定によって生ず
ると現時点で想定される影響に対応するため
にも必要かつ十分な内容となつていと認識し
ている。

平成二十八年三月十四日提出
質 問 第一八 九 号

日本共産党と「破壊活動防止法」に関する質問
主意書

提出者 鈴木 貴子

日本共産党と「破壊活動防止法」に関する質
問主意書

日本共産党と「破壊活動防止法」(以下、「破防
法」とする)に係る、過去の政府答弁を踏まえ、以
下質問する。

一 「破防法」で定める、暴力主義的破壊活動とは
どのような活動であるか説明を求める。

二 昭和五十七年四月一日、第九十六回国会、参

議院法務委員会に於いて、公安調査庁は「破防
法」に基づく調査対象団体として、左翼関係と
して七団体、右翼関係として八団体ある旨答弁
されていると承知するが確認を求める。

三 二にある「左翼関係として七団体」に日本共産
党は含まれているか、また、平成十一年十二月
二日、第四百四十六回国会、参議院法務委員会に
於いても、「公安調査庁長官にお尋ねします
が、平成元年の二月に衆議院の予算委員会では
破委員長が、共産党が破防法の調査対象団体に
なつてゐることについて質疑していますが、今
日でも調査対象団体でしょうか。国民の多くは
まさかと思つてゐるんじゃないかと思ひます
が、その点についてお答えいただきたいと思ひ
ます。」との質問に、「御指摘の点につきまして
は、今日でも調査対象団体でございます。」と答
弁されているが、現在も公安調査庁は、日本共
産党を「破防法」に基づく調査対象団体と認識し
ているか、確認を求める。

四 昭和五十七年四月二十日、第九十六回国会、
衆議院地方行政委員会に於いて、警察庁は「た
だいまお尋ねの日本共産党につきましては、民
青を含めまして、いわゆる敵の出方論に立ちま
した暴力革命の方針を捨て切つていないと私ど
も判断しておりますので、警察としましては、
警察法に規定されます「公共の安全と秩序を維
持する」という責務を果たす観点から、日本
共産党の動向について重大な関心を払つてい
る」旨答弁されているが、現在も警察庁は、日
本共産党は暴力革命の方針を捨て切つていない
と認識されているか、見解を求める。

五 昭和二十年八月十五日以後、いわゆる戦後、
日本共産党が合法政党となつて以降、日本共産

党及び関連団体が、日本国内に於いて暴力主義
的破壊活動を行つた事案があるか確認を求め
る。

六 平成元年二月十八日、第四百十四回国会、衆議
院予算委員会において、石山政府委員が述べら
れている、日本共産党のいわゆる「敵の出方
論」、並びに、同委員会に於ける不破委員の「政
権についたときにその共産党の入つた政権なる
がゆえに従わない」という勢力が出た場合、そ
ういう勢力がさまざまな暴挙に出た場合、それ
に対して黙つてゐるわけにはいかない、そ
ういふのは力をもつても取り締まるのが当たり前
だ、これは憲法に基づく政府の当然の権利で
しょう。そういうことについて我々は綱領に明
記してゐるわけです。」に対する政府の見解を求
める。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一八九号
平成二十八年三月二十二日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員鈴木貴子君提出日本共産党と「破壊
活動防止法」に関する質問に対し、別紙答弁書
を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出日本共産党と
「破壊活動防止法」に関する質問に対する答
弁書

一について

暴力主義的破壊活動とは、破壊活動防止法
(昭和二十七年法律第二百四十号)第四条第一項

各号に掲げる行為をいう。具体的には、刑法上
の内乱、内乱の予備又は陰謀、外患誘致等の行
為をなすこと、政治上の主義若しくは施策を推
進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつ
て刑法上の騒乱、現住建造物等放火、殺人等の
行為をなすこと等である。

二及び三について

御指摘の昭和五十七年四月一日の参議院法務
委員会において、鎌田好夫公安調査庁長官(当
時)が、破壊活動防止法に基づく当時の調査対
象団体の数について「いわゆる左翼系統とい
はしまして七団体、右翼系統といはしまして八団
体程度」と答弁し、当該調査対象団体の名称に
ついて「左翼関係としましては日本共産
党・・等でございます」と答弁している。

日本共産党は、現在においても、破壊活動防
止法に基づく調査対象団体である。

四について

警察庁としては、現在においても、御指摘の
日本共産党の「いわゆる敵の出方論」に立つた
「暴力革命の方針」に変更はないものと認識し
ている。

五について

お尋ねのうち、「関連団体」については、その
具体的な範囲が必ずしも明らかではないため、
お答えすることは困難であるが、政府として
は、日本共産党が、昭和二十年八月十五日以
降、日本国内において暴力主義的破壊活動
を行つた疑いがあるものと認識している。

六について

お尋ねについては、御指摘の平成元年二月十
八日の衆議院予算委員会において、石山陽公安

調査庁長官(当時)が、御指摘の不破哲三委員の発言を踏まえて、「昭和三十六年のいわゆる綱領発表以降、共産党は議会制民主主義のもとで党勢の拡大を図るという方向で着々と党勢拡大を遂げられつつあることはお示しのとおりでございます。ただ問題は、それは政治的な最終目標であるのかあるいは戦略または戦術的手段であるのかということの問題でございます。私どもはそれらに對しまして、今冷静な立場でもって敵の出方論何かにつきましても調査研究を進めておる段階でございます、今のところその結果として直ちに公党である共産党に對し規制請求すべき段階に立ち入っているとは思われないから請求もしていないこととであります。なお、敵の出方論について今御教示を賜りましたが、一つだけ私からも申し上げておきたいことがございます。御存じのとおり、政権確立した後には不穩分子が反亂的な行動に出て、これを鎮圧するというのは、たとえどなたの政権であろうとも当然に行われるべき治安維持活動でございます。ところが敵の出方論という中には、党の文献等を拝見しておりますと、簡単に申しますと、三つの出方がございます。一つは、民主主義の政権ができる前にこれを抑えようという形で、不穩分子をたたきつけてやろうという問題であります。それから第二には、民主主義政権は一応確立された後に、その不穩分子が反亂を起こす場合、三番目は、委員御指摘のような事態であります。ですから、それらにつきまして一部をおつしやっておりますけれども、その全部について敵の出方論があり得る」と答弁しているのとおりである。

平成二十八年三月十四日提出
質問 第一九〇号

日本共産党へのソ連からの秘密資金援助疑惑
に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

日本共産党へのソ連からの秘密資金援助疑惑
感に関する質問主意書

一九九四年中央公論社発行「クレムリン秘密文書は語る」名越健郎著にある、「第二章 日本共産党のソ連資金疑惑」を踏まえ、以下質問する。

一 一九九一年八月三十日付でロシア政府公文書委員会に移管され、翌年から部分的に公表が始まったソ連の旧共産党秘密援助に関する文書から、スターリン時代の一九五〇年、当時のソ連共産党中央委が中心となり、ルーマニアのブカレストに「左翼労働組織支援国際労働基金」を創設したことが明らかにされた旨記述があるが、政府は同基金の存在を承認しているか、また、設立の目的を把握されているか、説明を求めらる。

二 以下、名越氏の著書から引用する。「ソ連共産党の内部文書には、『部内用』『秘密』『極秘』『特別ファイル』の四段階の機密指定があり、『特別ファイル』が最高機密を意味する。」「と「こで、これらの『特別ファイル』は日本共産党にも秘密基金から資金が渡っていたことを明記している。各年ごとのリストによると、一九五一年に一〇万ドル、五五年に二五万ドル、五八年に五万ドル、五九年に五万ドル、六一年に一〇万ドル、六二年に一五万ドル、六三年に一五万ドルの計八五万ドルが供与されたことにな

る。当時の八五万ドルは、三十年後の貨幣価値では一〇億円以上に匹敵する巨額の援助だったといえよう。政府は、過去この事案に對し調査されたことがあるか、あるならば調査結果を明らかにされたい。

三 政治資金規正法第二十二條の五において、何人も、外国人、外国法人、主たる構成員が外国人若しくは外国法人その他の組織からの政治活動に関する寄附が禁止されていると承知するが、同法律の立法趣旨を説明されたい。

四 同著には、「党本部建設にも疑惑」との題名で、東京・代々木の日本共産党本部建設に際しても、当時日本共産党はソ連へ援助の要請をし、また、実際に援助された疑惑がある旨記述がある。一般論として、日本国において日本の政党が外国政府から、政党の建物建設費用を援助されることに對する政府の見解を求める。右質問する。

内閣衆質一九〇第一九〇号
平成二十八年三月二十二日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員 鈴木貴子君提出日本共産党へのソ連からの秘密資金援助疑惑に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木貴子君提出日本共産党へのソ連からの秘密資金援助疑惑に関する質問に對する答弁書

一 について
御指摘の書籍については承知しているが、御

指摘の「左翼労働組織支援国際労働基金」について、確認できる関係文書が保存されていないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二 について

お尋ねの「調査」の意味するところが必ずしも明らかではないが、官報で公表された当時の日本共産党中央本部の収支報告書の要旨によれば、御質問において指摘される事項に該当すると見られるようなものは見当たらない。

三及び四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、一般論として、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第二十二條の五の規定は、何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄附を受けてはならない旨規定しているところであり、これは、我が国の政治や選挙が外国人や外国の組織、外国の政府など外国の勢力によって影響を受けることを未然に防止する趣旨で設けられたものと承知している。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右
国会に提出する。
平成二十八年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第70条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

〔別冊〕

日本放送協会平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画

平成 28 年 度 収 支 予 算

予算総則

第1条 日本放送協会(以下、「協会」という。)の平成28年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に掲げる契約種別及び別表第3に掲げる支払区分に応じ、別表第4に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第5に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第6に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第3に掲げる支払区分のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第6に掲げる額を減ずることとする。ただし、第3項、第4項又は第5項の規定による場合を除く。

3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第7に定める契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第3に掲げる支払区分のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第1項に定める受信料の額から別表第7に掲げる額を減ずることとする。ただし、第5項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第7に掲げる額を減ずることとする。

4 第1項の規定にかかわらず、住居での放送の受信についての契約を締結している者が、別表第3に掲げる支払区分に応じて支払う場合で、その放送受信契約者又はその者と生計をともにする者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第3に掲げる支払区分により支払う場合は、当該契約について、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

5 第1項の規定にかかわらず、事業所など住居以外の場所での放送の受信について、同一敷地内で必要なすべてかつ2件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、相互に流用することができない。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。

第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条 事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を建設積立資産への繰入れに充てることができる。

第11条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を設備の新設、改善に充てることができる。

第12条 国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第13条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に關係ある経費の支出に充てることができる。

別表第1

平成 28 年 度 収 支 予 算 書

(一般勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款			項	金 額
事 業 收 入	受 交 付 信 料	入	入	701,674,316
	交 付 金 收 入	入	入	675,895,709
	副 次 收 入	入	入	3,688,243
	財 務 收 入	入	入	8,068,872
	雜 收 入	入	入	8,505,865
	特 別 收 入	入	入	2,700,000
		入	入	2,815,623

事業支出		693,635,216
国内放送送	321,076,744	
国契受広調給退共減財特予	24,862,861	
内際約信査当手通価別備	58,921,547	
放収対報研	1,070,786	
送納策	5,562,535	
費費費費費	10,202,433	
費費費費費	117,427,768	
費費費費費	61,750,832	
費費費費費	13,223,960	
費費費費費	73,800,000	
費費費費費	3,750	
費費費費費	2,732,000	
費費費費費	3,000,000	

事業収支差金の内訳

(単位 千円)

資本支出充当(建設積立資産繰入れ)	8,039,100
-------------------	-----------

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金 額
資本収入	事業収支差金受入れ	91,039,100
	前期繰却資金受入れ	8,039,100
	減価償却資金受入れ	6,253,080
	資産	73,800,000
		2,946,920
資本支出		91,039,100
	建設設備費	82,800,000
	建設積立資産繰入れ	200,000
		8,039,100
資本収支差金		—

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,988億5,869万3千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,909億321万6千円であり、経常収支差金は、79億5,547万7千円である。

(放送番組等有料配信業務勘定)		
(事業収支)		
款	項	金 額
事業収入		2,217,564
	放送番組等有料配信業務収入	2,217,564
事業支出		2,201,804
	放送番組等有料配信費	1,959,429
	広報報	53,688
	給職手当厚生費	91,700
	退共通価	43,777
	減価償却	36,509
		16,701

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金 額
資本収入		16,701
	減価償却資金受入れ	16,701
資本支出	建設費	16,701
資本収支差金		—

事業収支差金1,576万円については、一般勘定からの短期借入金の返還に充てる。これを含む平成28年度末の繰越不足△75億713万6千円については、一般勘定からの短期借入金等をもって補てんする。

(受託業務等勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金 額
事業収入		2,101,161
	受託業務等収入	2,101,161

事業支出	1,815,117
受託業務等費	1,815,117
事業収支差金	286,044

事業収支差金2億8,604万4千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別

地上契約	地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
衛星契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

別表第3 支払区分

口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
クレジットカード等継続	協会の指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行う支払
継続申込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会が定期的に送付する払込用紙を用いて、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払

別表第4 受信料額(消費税込額)

契約種別	支払区分	月	額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	継続申込等	口座・クレジット	1,260円	7,190円	13,990円
		継続振込等	1,310円	7,475円	14,545円
衛星契約	継続振込等	口座・クレジット	2,230円	12,730円	24,770円
		継続振込等	2,280円	13,015円	25,320円
特別契約	継続振込等	口座・クレジット	985円	5,620円	10,940円
		継続振込等	1,035円	5,905円	11,490円

「口座・クレジット」とは別表第3に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは継続振込又は協会が定めるその他の支払方法をいう。

予算総則第2条第2項、第3項及び第5項で適用する第2条第1項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

なお、第2条第5項で規定する除外する1件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

別表第5 受信料額(沖縄県)(消費税込額)

契約種別	支払区分	月	額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	継続振込等	口座・クレジット	1,105円	6,300円	12,255円
		継続振込等	1,155円	6,585円	12,810円
衛星契約	継続振込等	口座・クレジット	2,075円	11,840円	23,030円
		継続振込等	2,125円	12,125円	23,585円

「口座・クレジット」とは別表第3に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは継続振込又は協会が定めるその他の支払方法をいう。

予算総則第2条第2項、第3項及び第5項で適用する第2条第1項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

なお、第2条第5項で規定する除外する1件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

別表第6 多数契約一括支払における割引額(消費税込額)

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
50件未満	200円	
50件以上100件未満	230円	
100件以上	300円	90円

衛星契約の契約件数が97件、98件又は99件(沖縄県の区域においては、96件(12か月前払による場合に限る。))、97件、98件又は99件とする。)である場合は、その契約件数を100件として受信料の額を算定する。

また、沖縄県の区域においては、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合で、衛星契約の契約件数が9件(12か月前払による場合で、別表第3に掲げる継続振込により支払う場合に限る。)である場合は、衛星契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

別表第7 団体一括支払における割引額(消費税込額)

契約種別	割引	額
衛星契約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり	200円
特別契約		月額

平成28年度事業計画

說概圖計劃 I

スーパーハイトビジョンの実用化への取組や放送と通信の融合が加速するなど、メディア環境は大きく変化している。国内外が様々な課題に直面する中で、判断のよりどころとなる正確な情報を伝えるとともに、日本を正しく理解してもらうために、日本を世界に積極的に発信し、情報の社会的基盤の役割を果たしていくことが公共放送に求められている。

3か年経営計画の2年目となる平成28年度の事業運営にあたっては、公共放送の原点を堅持し、事実に基づく公平・公正で正確・迅速な報道に全力を挙げるとともに、視聴者の幅広い期待にこたえる豊かで質の高い多彩な番組の充実を図る。また、日本を世界に積極的に発信し、政治、経済、社会、文化など様々な分野で国際社会の日本への理解を促進し、日本と世界をつなげる。

スーパーハイビジョンの実用化に向けて、8K・4Kによる制作・活用を一層推進していくとともに、インターネットを活用した新たなサービスを創造する。あわせて、人にやさしい放送・サービスを拡充する。

協会の主たる財源である受言料については、公平負担の徹底に向け、受言料制度の理解促進と営業改革を一層推進し、支払率の向上を図る。また、創造と効率を追求する最適な組織に改革し、一層効率的な経営を推進するほか、情報システム等のセキュリティを強化して情報管理・放送継続の確保を一層徹底する。

(1) 緊急報道や番組充実のための設備及び実用化に向けたスーパースタジオ設備を整備するとともに、大規模災害時においても安定的な放送サービスを継続するための設備整備を行う。

(2) 国内放送は、人々の命と暮らしを守るといふ公共放送の原点を堅持し、使命を果たすために、判断のよりどころとなる公平・公正で正確・迅速な報道に全力を挙げるとともに、東日本大震災からの復興を支援する。幅広い世代の期待にこたえる創造的な文化・教養・娯楽番組等、豊かで質の高い放送を実現するとともに、地域の特長や視聴者の関心に応じた放送サービスを充実し、日本や地域の発展に寄与する。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、第24回参議院議員通常選挙やリオデジャネイロオリンピック・パリオリンピックの放送を実施する。このほか、2020年開催の東京オリンピック・パリオリンピックに向けた番組を放送し、あわせて放送の実施に向けた準備を進める。

(3) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で客観的なニュースや幅広い分野の番組を発言するなど、海外発信強化に取り組み、国際社会の日本に対する理解を促進する。

(4) 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度の理解促進を図り、支払率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行う。

(5) 調査研究については、放送と通信の融合が一層進展する時代にふさわしい新たなサービスに向けた放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

(6) 給与については、給与制度改革等を進め、一層の抑制に努める。

(7) 海外において通信・放送・郵便事業を行う者等への支援を行うこと等を目的とする法人に対し、出資を行う。

(8) 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、提供番組の充実や利便性の向上を図る。

(9) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(40) コンテンツ制作力の強化に向けて、NHKグループ全体で、効率的な運営を推進するとともに、多様な働き方ができる環境を整備して高度な専門性を発揮できる人材の確保・育成に努める。また、コンテンツアセスを徹底するとともに、経営計画の達成に向けて目標・指標管理を強化するほか、情報システム等のセキュリティ強化や環境経営を着実に推進する。

(11) 老朽化の進む東京・渋谷の放送センターの建替えの検討と準備を進め、建設積立資産に建替えのための財源を積み立てる。

2 建設計画

建設計画については、新放送・衛星放送施設の整備に53億7,000万円、テレビジョン放送網及びラジオ放送網の整備に172億8,000万円、放送会館の整備に131億6,000万円、放送番組設備の整備に368億円、研究施設の整備等に102億4,000万円、総額828億円をもって施行する。

(1) 新放送・衛星放送施設整備計画
スーパーハイビジョン設備の整備を行うとともに、衛星テレビジョン放送の送出設備など衛星放送設備を更新する。

これらに要する経費は、53億7,000万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画

テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備を整備するとともに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。また、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。

これらに要する経費は、88億2,000万円である。

(3) ラジオ放送整備計画

外国電波による混信等の受信状況を改善するための中波放送局の建設及びF.M放送局の建設調査を行うとともに、国際放送の放送所設備を更新するための負担や老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。また、災害に備えた中波放送局の建設を行うほか、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。

これらに要する経費は、84億1,000万円である。

(4) 放送会館整備計画 静岡、熊本、仙台及び金沢の放送会館の整備を進めるとともに、大津、佐賀及び札幌の放送会館を整備するための諸準備等を行う。 これらに要する経費は、131億6,000万円である。 (5) 放送番組設備整備計画 緊急報道対応設備や番組の充実のための設備を整備する。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行うほか、安定的な放送サービスを継続するための設備を整備する。 これらに要する経費は、368億円である。 (6) 研究施設、一般施設整備計画 新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。 これらに要する経費は、66億円である。 (7) 建設管理 建設計画の施行に共通して要する経費は、36億4,000万円である。 3 事業運営計画 (1) 国内放送 ア 番組関係 イ 地上テレビジョン放送 総合テレビジョンは、人々の命と暮らしを守るための正確で迅速な報道に努めるとともに、日本と世界の課題に向き合い、社会が進むべき方向を探る基盤となるニュース・番組の充実を図る。また、文化、教養、娯楽番組等をバランスよく編成し、幅広い世代に支持されるチャンネルを目指す。さらに、世界水準の高品質な番組を制作するとともに、国際放送との連携を進める。放送時間は、1日24時間を基本とする。 教育テレビジョンは、幅広い世代の知的関心にこたえ、趣味・生活・教養・語学など多様な番組を編成する。教育・福祉等の重要課題に取り組む番組を放送するとともに、幼児・子供番組や趣味、実用番組を充実する。このほか、定時のマルチ編成を行う。放送時間は、1日20時間を基本とする。 (4) 衛星テレビジョン放送 BS1は、臨場感あふれる情報チャンネルとして、国際・経済情報、スポーツ、ドキュメンタリーを中心に、世界と日本の今を伝える。リオデジャネイロオリンピック・パリオリンピックを盛り上げる番組等スポーツに関連する番組を戦略的に展開するとともに、世界の課題と向き合う大型番組を開発する。このほか、マルチ編成を活用した放送を実施する。放送時間は、1日24時間を基本とする。	BSプレミアムは、本物志向の知的エンターテインメントチャンネルとして、これまでにないスケールの大型番組や他にはない個性と魅力を持つ多彩な番組を編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。 このほか、平成28年度から始まるスーパーハイビジョンの試験放送では、多彩で魅力ある番組を超高精細映像で提供する。 (4) ラジオ放送 ラジオ第1放送は、音声基幹波として、災害等の緊急時に命と暮らしを守る情報を迅速に伝えるなど、安全・安心・ラジオの機能強化に引き続き取り組むとともに、地域の生活情報番組を充実・強化する。また、双方向性等のラジオならではの強みとインターネットとの連携を生かした番組や演出で幅広い世代の期待にこたえる。放送時間は、1日24時間を基本とする。 ラジオ第2放送は、生涯学習波として、語学番組や学校放送番組等の教育番組、幅広いテーマの教養番組等で多様な知的欲求にこたえる番組の充実を図る。また、インターネットとの連携により、いつでもどこでも学べる機会を提供するとともに、在日外国人向け番組等にも取り組む。放送時間は、1日19時間を基本とする。 F M放送は、総合音楽波として、様々なジャンルの音楽番組や古典芸能など多彩な番組を編成し、多様な聴取者の期待にこたえる。また、災害等の緊急時には、ラジオ第1放送と連携して機動的な編成を行い、地域情報波としてきめ細かなライフライン情報を提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。 また、ラジオ第1放送、ラジオ第2放送及びF M放送の放送番組を放送と同時にインターネットを通じて提供するとともに、新たに一部の地域放送番組を追加して提供する。 (4) 地域放送 地域放送は、地域に密着したニュースや情報番組、きめ細かな生活情報番組、地域の課題と向き合う番組等を編成し、地域の安全・安心と活性化に貢献する。また、地域からの全国発信を積極的に実施する。地域放送の放送時間は、総合テレビジョンで1日2時間30分、ラジオ第1放送で1日2時間30分、F M放送で1日1時間20分を基本とする。 (4) 補完放送 データ放送は、地上及び衛星のテレビジョン放送各波で実施し、安全・安心情報を充実するとともに、各波の特色に合わせたコンテンツを展開する。このほか、インターネットを活用したデータ放送サービスを実施する。 テレビジョン放送による聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、放送時間を拡大し、サービスの充実を図る。また、主として視覚障害者向けの解説放送、スレオ放送及び2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。 ワンセグ(主に携帯・移動端末向けサービス)は、総合テレビジョン及び教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。ワンセグのデータ放送では、地域ごとのニュース・気象情報や番組関連情報等を提供する。
---	--

(ウ) インターネットの活用 インターネットによるサービスについては、人々の命と暮らしを守るためのニュースや防災情報の発信を強化するとともに、深い番組理解につながるコンテンツや放送した番組等の提供、放送番組の周知を行う。 放送と通信を連携させたハイブリッドキャストについては、常時利用できる暮らしに役立つコンテンツや、地上及び衛星のテレビジョン放送各波の番組連動コンテンツを提供する。 なお、インターネットサービスは、協会の定めたインターネット実施基準に基づき公表する実施計画にのっとり実施する。 (ヤ) 放送番組の提供等 放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体や伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。 放送番組の利用については、番組の効果的な編成に合わせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。 これら番組関係に要する経費は、番組制作に2,340億6,530万5千円、番組の編成企画等に216億5,331万5千円で、総額2,557億1,862万円である。 イ 技術関係 放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の効率的な保守運用を図る。 これら技術関係に要する経費は、総額653億5,812万4千円である。 以上により、国内放送費総額は、3,210億7,674万4千円となる。 (2) 国際放送 国際放送が果たすべき責務と期待される大きな役割を自覚し、ニュースや番組の海外への発信をさらに強化することで、世界で信頼される国際放送を目指す。 外国人向けテレビジョン国際放送では、毎正時に放送している基幹ニュースを北米やアジアをより意識した内容に刷新して充実するとともに、新たに開発するインタビュ番組を大型ニュース番組と連続編成することで平日夜間を強化する。また、NHKならではの大型番組や日本各地の魅力を伝える番組等の国内放送番組を積極的に海外発信するほか、日本の産業、科学技術、観光、文化等を紹介する番組を充実する。さらに、海外における受信環境の整備を行い、簡易な設備で放送の受信が可能となる地域を拡大するとともに、ハイビジョン放送を推進する。放送時間は、1日23時間以上を基本とする。	
日本語による邦人向けテレビジョン国際放送では、ニュースを拡充し、1日5時間程度、海外の日本人が必要とする国内外の最新情報を提供する。また、大規模な自然災害や事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、迅速に国内ニュースの同時放送を行い、的確な情報の提供に万全を期す。さらに、北米及び欧州向けの放送をそれぞれ1日5時間程度実施する。 このほか、邦人に向けて海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。 ラジオ国際放送では、日本及び世界の最新の動向や幅広い情報を伝えるニュース、番組の充実を図るとともに、短波に加え、中波やFM波など地域の特徴に応じた多様な手段で伝える。放送時間は、外国人向け放送と邦人向け放送を合わせて、1日64時間30分とする。 このほか、海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。 インターネットによるサービスについては、放送との同時配信に加えて、番組の見逃しサービスを中心とするビデオオンデマンドサービスを拡充するとともに、スマートフォンやタブレット端末による視聴機能を改善するほか、多言語化を充実するなど、発信力の強化と利便性の向上を図る。 これらに要する経費は、総額248億6,286万1千円となる。 (3) 契約収納 受信料の公平負担の徹底に向けて、支払率の低い大都市圏に重点を置いた対策等の契約収納活動を強化するとともに、受信料制度の理解促進を図り、支払率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行う。 これらに要する経費は、総額589億2,154万7千円となる。 (4) 受信対策 良好な受信環境の確保に向けて、受信相談への対応や最新の放送技術情報の提供等、視聴者への受信サービス活動を展開する。 これらに要する経費は、総額10億7,078万6千円となる。 (5) 広報 視聴者との結び付きを一層強化し、多様な意見を効率的かつ効果的に把握して、放送・サービス等の事業運営に適切に反映させる。また、公共放送や受信料制度への理解促進に向けて、多様で効果的な広報活動を推進する。 これらに要する経費は、総額55億6,253万5千円となる。 (6) 調査研究 放送技術の研究については、実用化に向けたスーパーハイビジョンの研究開発や普及促進を行う。また、放送と通信の連携サービス等新たなメディア環境に対応する技術の研究開発等を行う。	

放送番組の研究については、全国個人視聴率調査等を行うとともに、コンテンツへの多様な接触を把握する評価手法の開発を進めるなど、放送・サービスの向上に寄与する調査研究を行う。これらに要する経費は、総額102億243万3千円となる。

(7) 給 与

給与については、総額1,174億2,776万8千円とし、給与制度改革等により一層の抑制に努める。また、全国ネットワークを含む公共放送の役割を果たすための要員体制を構築する。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職給付費の減等により、総額617億5,083万2千円となる。

(9) 共 通 管 理

共通管理については、マイナンバー制度への対応による経費の増等により、総額132億2,396万円となる。

(10) 放送番組等有料配信業務

放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、コンテンツの充実や利便性の向上等により、利用者の拡大を目指す。

このほか、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に、放送番組等を有料で提供する。

これらに係る収入は22億1,756万4千円、支出は22億180万4千円である。

(11) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は21億116万1千円、支出は18億1,511万7千円である。

(12) 創造と効率を追求する最適な組織に改革

コンテンツ制作力の強化に向けて、NHKグループ全体で、業務の抜本的な見直しと経営資源の重点的な再配置による業務体制改革を着実に推進する。

また、女性の積極登用を進め、仕事と生活の調和を表現し、多様性を尊重する働き方や組織に改革するとともに、高度な専門性を発揮できる人材をNHKグループで計画的に確保し、育成する。

さらに、NHKグループ全体でコンプライアンスを徹底するとともに、放送の自主自律を堅持する。このほか、経営計画を着実に達成するため、経営指標等により公共放送としての説明責任を果たすマネジメントを徹底するとともに、情報流出防止及び放送継続を目的とした情報システム等のセキュリティ強化や放送会館の省エネルギー化等の環境にやさしい経営を推進する。

4 受信契約件数

(1) 地上契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成28年度	平成27年度	増 減
年度 初 頭 契 約 件 数	20,398,000	20,548,000	△ 150,000
年度 内 新 規 契 約 件 数	1,400,000	1,440,000	△ 40,000
年度 内 解 約 件 数	1,530,000	1,590,000	△ 60,000
年度 内 増 加 契 約 件 数	130,000	150,000	△ 20,000
年度 末 契 約 件 数	△ 20,268,000	20,398,000	△ 130,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成28年度	平成27年度	増 減
年度 初 頭 免 除 件 数	2,384,000	2,340,000	44,000
年度 内 新 規 免 除 件 数	262,000	261,000	1,000
年度 内 解 約 件 数	211,000	217,000	△ 6,000
年度 内 増 加 免 除 件 数	51,000	44,000	7,000
年度 末 免 除 件 数	2,435,000	2,384,000	51,000

(2) 衛星契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成28年度	平成27年度	増 減
年度 初 頭 契 約 件 数	19,359,000	18,700,000	659,000
年度 内 新 規 契 約 件 数	1,430,000	1,358,000	72,000
年度 内 解 約 件 数	800,000	699,000	101,000
年度 内 増 加 契 約 件 数	630,000	659,000	△ 29,000
年度 末 契 約 件 数	19,989,000	19,359,000	630,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成28年度	平成27年度	増 減
年度 初 頭 免 除 件 数	432,000	403,000	29,000
年度 内 新 規 免 除 件 数	90,000	90,000	0
年度 内 解 約 件 数	74,000	61,000	13,000
年度 内 増 加 免 除 件 数	16,000	29,000	△ 13,000
年度 末 免 除 件 数	448,000	432,000	16,000

(3) 特別契約

有料契約見込件数

区 分	平成 28 年度	平成 27 年度	増 減
年度 初 頭 契 約 件 数	11,000	10,000	1,000
年度 内 新 規 契 約 件 数	0	2,000	△ 2,000
年度 内 解 約 件 数	0	1,000	△ 1,000
年度 内 増 加 契 約 件 数	0	1,000	△ 1,000
年 度 未 契 約 件 数	11,000	11,000	0

(参考 1)

有料契約見込総数

区 分	地 上 契 約	衛 星 契 約	特 別 契 約	合 計
年度 初 頭 契 約 件 数	20,398,000	19,359,000	11,000	39,768,000
年度 内 増 加 契 約 件 数	△ 130,000	630,000	0	500,000
年 度 未 契 約 件 数	20,268,000	19,989,000	11,000	40,268,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	地 上 契 約	衛 星 契 約	合 計
年度 初 頭 契 約 件 数	202,000	120,000	322,000
年度 内 増 加 契 約 件 数	1,000	6,000	7,000
年 度 未 契 約 件 数	203,000	126,000	329,000

(参考 2)

支払区分別受信契約件数

(1) 地上契約

区 分	口 座 振 替	クレジット カード等継続 払	継 続 振 込	そ の 他	合 計
年度 初 頭 契 約 件 数	14,388,000	2,684,000	2,493,000	833,000	20,398,000
年度 内 増 加 契 約 件 数	△ 140,000	120,000	△ 10,000	100,000	△ 130,000
年 度 未 契 約 件 数	14,248,000	2,804,000	2,483,000	733,000	20,268,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口 座 振 替	クレジット カード等継続 払	継 続 振 込	そ の 他	合 計
年度 初 頭 契 約 件 数	102,000	19,000	38,000	43,000	202,000
年度 内 増 加 契 約 件 数	4,000	4,000	△ 3,000	△ 4,000	1,000
年 度 未 契 約 件 数	106,000	23,000	35,000	39,000	203,000

(2) 衛星契約

区 分	口 座 振 替	クレジット カード等継続 払	継 続 振 込	そ の 他	合 計
年度 初 頭 契 約 件 数	12,250,000	2,406,000	4,435,000	268,000	19,359,000
年度 内 増 加 契 約 件 数	180,000	270,000	190,000	△ 10,000	630,000
年 度 未 契 約 件 数	12,430,000	2,676,000	4,625,000	258,000	19,989,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口 座 振 替	クレジット カード等継続 払	継 続 振 込	そ の 他	合 計
年度 初 頭 契 約 件 数	68,000	15,000	30,000	7,000	120,000
年度 内 増 加 契 約 件 数	3,000	2,000	1,000	0	6,000
年 度 未 契 約 件 数	71,000	17,000	31,000	7,000	126,000

(3) 特別契約

区 分	口 座 振 替	継 続 振 込	合 計
年度 初 頭 契 約 件 数	6,000	5,000	11,000
年度 内 増 加 契 約 件 数	0	0	0
年 度 未 契 約 件 数	6,000	5,000	11,000

5 要員計画

区 分	要 員 数
事業 運 営 関 係	10,094人
建 設 係	179
合 計	10,273

要員数については、31人の増員を見込んだものである。

平成 28 年 度 資 金 計 画

1 資金計画の概要

平成28年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額8,101億3,879万8千円、事業経費、建設経費等による出金総額8,195億937万6千円をもって施行する。

2 入金 の 部

受信料については、受信料収入予算6,758億9,570万9千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額6,702億6,282万円を予定する。

このほか、固定資産売却代金19億462万5千円、国際放送関係など交付金収入36億8,824万3千円、有価証券の償還473億円、受取利息その他の入金869億8,311万円を見込む。

以上により、入金額は、総額8,101億3,879万8千円である。

3 出 金 の 部

事業経費6,064億3,235万7千円、建設経費828億円、出資2億円、有価証券の購入650億円、納付消費税その他の出金650億7,701万9千円を合わせ出金額は、総額8,195億937万6千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の詳細は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前 期 末 資 金 有 高	65,769,800	81,310,963	61,393,272	77,978,706	—
2 入 金	237,295,579	173,845,971	231,324,241	167,673,007	810,138,798
受 信 料	202,673,177	135,830,664	193,083,475	138,675,504	670,262,820
固定資産売却代金	91,010	1,369,337	428,064	16,214	1,904,625
交 付 金 収 入	1,655	1,901,925	6,376	1,778,287	3,688,243
有 価 証 券 償 還	5,800,000	17,700,000	16,800,000	7,000,000	47,300,000
受取利息その他の入金	28,729,737	17,044,045	21,006,326	20,203,002	86,983,110
3 出 金	221,754,416	193,763,662	214,738,807	189,252,491	819,509,376
事業経費	169,143,198	149,774,838	154,849,191	132,665,130	606,432,357
建設経費	26,504,016	9,671,376	18,603,223	28,021,385	82,800,000
出 資	200,000	—	—	—	200,000
有 価 証 券 購 入	9,500,000	17,500,000	25,500,000	12,500,000	65,000,000
納付消費税その他の出金	16,407,202	16,817,448	15,786,393	16,065,976	65,077,019
4 期 末 資 金 有 高	81,310,963	61,393,272	77,978,706	56,399,222	—

日本放送協会平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見
放送法(昭和25年法律第132号)第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成28年2月

総 務 大 臣

日本放送協会平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

日本放送協会(以下「協会」という。)は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送としての社会的使命を果たしていくことが求められている。

また、情報通信技術の急速な発展を背景に国民・視聴者のニーズや視聴環境が大きく変化することで、公共放送として、それらの変化に着実に対応し、日本経済の成長や豊かな国民生活の実現に貢献することが必要となっている。

このような状況下にあつて、協会の平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画(以下「収支予算等」という。)については、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K・8K等の先進的なサービスの推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、大規模災害等に備えた公共放送の機能の強化及び受信料負担の公平性の確保に向けて取り組むこととしており、おおむね妥当なものと考えられる。

しかし、平成27年度において、事実に基づかず、自らの番組基準に抵触した放送が行われたことが明らかになったこと及び協会の子会社における不祥事が相次いで発覚したことは、国民・視聴者の協会に対する信頼を大きく損なうものであり、国民・視聴者の負担する受信料に支えられている公共放送としての社会的責任に鑑み、憂慮すべきことである。

特に子会社の不祥事については、これまで数々の改革や制度改正を経て、協会自身が調査委員会を設ける等してコンプライアンスの徹底に取り組んだにもかかわらず、平成27年度においても出張旅費の不正受領、工事費の不正受領といった事案が発生しており、ガバナンスを含め、子会社の在り方そのものをゼロベースで見直すことが急務である。

したがって、平成28年度収支予算等の実施に当たって、協会がこの事態を徹底的に受け止め、子会社を含むグループ全体としての協会の改革に組織を挙げて迅速に取り組むことが強く求められる。

また、協会は自らの経営が国民・視聴者の受信料によって支えられているとの認識を新たにし、業務の合理化・効率化に向けたたゆまぬ改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが必要である。

こうした認識の下、特に下記の点について配慮すべきである。

1 国内放送番組の充実

○ 放送番組の編集に当たっては、公共放送としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、我が国の文化の向上に寄与すること。

○ 国民各層の中で意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の趣旨を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道に対する国民・視聴者の負託に的確に応えること。 ○ 平成26年5月14日の「クローズアップ現代」において、事実に基づかず、自らの番組基準に抵触する放送を行ったことに関し、平成27年4月28日付けで行われた総務大臣による行政指導を踏まえ、再発防止に向けた取組を引き続き着実に実施するとともに、放送番組審議機関の発権の発揮等により、様々な機会において放送番組に対する国民・視聴者の声に十分に耳を傾けつつ、国民・視聴者の信頼回復に努めること。 ○ 地方の創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、地方の魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツの一層の充実及び国内外に向けた積極的発信に努めること。 ○ 字幕・解説放送等について、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」(平成24年10月2日)を踏まえ、緊急放送時の字幕放送の実施などの一層の充実を図ること。 2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化 ○ 現在、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっていくことを踏まえ、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方の創生の推進等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化を図ること。 ○ 特に、テレビ国際放送の「NHKワールドTV」については、引き続き、「NHK海外情報発信強化に関する検討会 中間報告」(平成27年1月30日)を参考に、協会の国際放送子会社の強化や海外事業者との連携を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化の取組も含めたインターネットの適切な活用、国内外の受信環境の一層の整備等の取組を、世界各地のニーズや視聴実態をよく把握しつつ効果的かつ積極的に推進すること。その際、これらの取組の成果となる認知度等について、世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かるような具体的指標を設定の上、PDCAサイクルを強化するよう努めること。 ○ 前日外国人観光客の増加や日本各地の産品、先端技術・サービス等への海外需要の拡大、そして地方の創生等に貢献し、経済成長や国際社会における我が国のプレゼンス向上に資するため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の活用も含めた放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、海外情報発信の総合的な強化に努めること。 3 4K・8K放送及びインターネット活用業務の積極的推進 ○ 4K・8K放送について、平成28年(2016年)に実施予定のBSによる試験放送に必要な技術実証を進めるとともに、国民・視聴者に対する周知広報、他の放送事業者による再放送やパブリックビューイング等を含めた視聴機会の拡大などの実用放送への円滑な移行に向けた取組を進めること。また、平成30年(2018年)に実施予定のBSによる実用放送の開始に向けて、早期かつ円滑な普及に向けた取組を積極的に実施するとともに、他の放送事業者、受信機メーカーなど関連事業者と連携しつつ、視聴可能受信機やサービス内容に関する情報提供を国民・視聴者に対して適切に行うなど、その普及促進について公共放送としての先導的役割を果たすこと。	
○ インターネット活用業務について、公共放送としての先導的役割を踏まえ、国民・視聴者のニーズや視聴環境の変化に対応するよう取り組むこと。その際、我が国の放送サービス向上の観点から、平成27年度から開始したインターネット同時配信に関する試験的提供を含め、その成果の関係者間での共有や相互連携に努めるとともに、情報セキュリティ、コスト、視聴者ニーズ、新サービスの可能性、市場競争への影響、受信料の公平負担との関係及び透明性の確保について十分検討すること。また、NHKオンデマンドサービスについても、同様の視点から今後のサービスの在り方について検討し、併せてその収支の一層の改善に努めること。 ○ 4K・8K放送及びインターネット活用業務の実施に当たっては、視聴者利益を拡大する観点から総合的に取り組むこと。その際、関係者の意見を十分に踏まえつつ、サービスの高度化の積極的推進や他の産業での利活用等への寄与とともに、国民・視聴者が安心して利用できるようにするための環境整備に努めること。 4 子会社改革の推進 ○ 子会社については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)以降の累次の指摘、それらを踏まえた子会社の整理・統合やガバナンスの強化等にもかかわらずなお不祥事が生じていることに鑑み、子会社の在り方そのものをゼロベースで見直す改革を早急に実施すること。 ○ 実施に当たっては、次の点に十分留意すること。 ・ 子会社の業務範囲の適正化 ・ 子会社における適正な経営及びコンプライアンスの確保 ・ 協会と子会社との取引における透明性・適正性の確保 ・ 子会社の利益剰余金の協会への適正な還元 5 経営改革の推進 ○ 子会社を含むグループ全体におけるガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に向け、経営委員会及び監査委員会が更にその機能を発揮することができるよう、必要な情報提供を適時適切に行うこと。 ○ 協会の経営が国民・視聴者の負担する受信料に支えられていることを十分に自覚し、コスト意識を持って業務の合理化・効率化に努めること。 ○ 女性職員の採用及び役員(経営委員を除く。以下同じ。)・管理職への登用を積極的に拡大するとともに、特に女性職員の役員・管理職への登用拡大については、「独立行政法人等における女性の登用推進について」(平成26年3月28日)を踏まえ、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。 ○ 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、経営・業務に係る情報公開の推進、調達に係る取引の透明化・経費削減等、従来指摘してきた事項についても、引き続き取組の徹底を図ること。	

6 受信料の公平負担に向けた取組

○ 受信料の公平負担に向けて、「NHK経営計画2015—2017年度」に掲げる平成29年度末の支払率80%を達成できるよう、未契約者及び未払者対策を着実に実施すること。

○ 上記の対策についての現状分析と課題の整理を十分に行うとともに、受信料の公平負担の確保に必要な施策等について検討すること。

7 新放送センター整備

○ 新放送センターの整備については、建設基本計画がまとまった場合には、その経費が受信料により賄われることを十分認識し、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。また、機能の地方分散についても積極的に検討すること。

8 東日本大震災からの復興への貢献と公共放送の機能の強化

○ 東日本大震災から5年を経る中、震災被害の風化を防ぐ観点からも、復興状況を伝えるニュースや番組の充実等を通じて、引き続き、被災地の復興への取組を支援すること。また、福島原発事故に関連して引き続き必要となる受信環境整備等について適切に取り組むこと。

○ 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強化を図ること。

理 由

日本放送協会から総務大臣に提出のあった同協会平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第70条第2項の規定により総務大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなっているからである。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的

本件は、日本放送協会の平成二十八年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第七十条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、平成二十八年度収支予算等について、「国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K・8K等の先進的なサービス

の推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、大規模災害等に備えた公共放送の機能の強化及び受信料負担の公平性の確保に向けて取り組むこととしており、おおむね妥当なものと認められる」とした上で、「協会は自らの経営が国民・視聴者の受信料によって支えられているとの認識を新たにし、業務の合理化・効率化に向けたため改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが必要である」とされている。

二 本件の要旨

1 収支予算

(一) 一般勘定の事業収支は、受信料等の事業

収入が前年度に比べ百八十五億円増加の七千十六億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べ百六十七億円増加の六千九百三十六億円、事業収支差金八十億円となっており、この事業収支差金を老朽化の進む渋谷の放送センターの建替え等に備えて建設積立資産に繰り入れる。

(二) 受信料の額は、月額で、口座振替又はクレジットカード等継続払の場合、地上契約千二百六十円、衛星契約二千二百三十円、継続振込等の場合、地上契約千三百十円、衛星契約二千二百八十円等、前年度どおりである。

2 事業計画

(一) 緊急報道や番組充実のための設備及び実用化に向けたスーパーハイビジョン設備を整備するとともに、大規模災害時等においても安定的な放送サービスを継続するための設備整備を行う。

(二) 国内放送は、人々の命と暮らしを守るといふ公共放送の原点を堅持し、使命を果たすために、判断のよりどころとなる公平・公正で正確・迅速な報道に全力を挙げるとともに、東日本大震災からの復興を支援する。幅広い世代の期待にこたえる創造的な文化・教養・娯楽番組等、豊かで質の高い放送を実現するとともに、地域の特性や視聴者の関心に応じた放送サービスを充実し、日本や地域の発展に寄与する。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、第二十四回参議院議員通常選挙やリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックの放送を実

施する。このほか、二十二十年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けた番組を放送し、あわせて放送の実施に向けた準備を取り進める。

(三) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で客観的なニュースや幅広い分野の番組を発信するなど、海外発信強化に取り組む、国際社会の日本に対する理解を促進する。

(四) 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度の理解促進を図り、支払率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行う。

(五) 調査研究については、放送と通信の融合が一層進展する時代にふさわしい新たなサービスに向けた放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

(六) 給与については、給与制度改革等を進め、一層の抑制に努める。

(七) 海外において通信・放送・郵便事業を行う者等への支援を行うこと等を目的とする法人に対し、出資を行う。

(八) 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、提供番組の充実や利便性の向上を図る。

(九) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番

組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(四) コンテンツ制作力の強化に向けて、NHKグループ全体で、効率的な運営を推進するとともに、多様な働き方ができる環境を整備して高度な専門性を発揮できる人材の確保・育成に努める。また、コンプライアンスを徹底するとともに、経営計画の達成に向けて目標・指標管理を強化するほか、情報システム等のセキュリティ強化や環境経営を着実に推進する。

(出) 老朽化の進む東京・渋谷の放送センターの建替えの検討と準備を進め、建設積立資産に建替えのための財源を積み立てる。

3 資金計画
平成二十八年度の資金計画は、受信料等による入金総額八千一百一億円、事業経費、建設経費等による出金総額八千九十五億円をもつて施行する。

三 本件の議決理由

日本放送協会の平成二十八年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議決した。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十八年三月二十二日

総務委員長 遠山 清彦
衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議
政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一 協会は、役員の言動及びNHKグループの一連の不祥事に対し多くの批判が寄せられている事態を重く受け止め、国民・視聴者の信頼回復に向けて、会長以下コンプライアンスの徹底、網紀粛正に努めること。また、子会社を含むグループ全体としての経営改革に組織を挙げて迅速かつ確実に取り組むこと。

二 協会は、放送番組の編集に当たっては、昨年明らかになった番組の過剰演出問題に対する再発防止策を徹底するとともに、事実に基づく報道に強い責任感を持ち、我が国の公共放送としての社会的使命を果たすこと。また、寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表し、国民からの信頼の維持に努めること。

三 政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性に鑑み、放送事業者の番組編集については、引き続き事業者の自主・自律性を尊重すること。

四 政府は、経営委員の任命に当たっては、社会に対する重大な職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができ経歴と見識を有する者を、教育、文化等の各分野及び全国各地が公平に代表されることを考慮して幅広く選任するよう努めること。

五 経営委員会は、協会の経営に関する重要事項

を決定する権限と責任を有する最高意思決定機関であることを深く認識し、監督権限を行使すること。役員に不適切な行為がある場合、または、公共放送の倫理観にもとる行為がある場合には、監査委員会と十分連携しながら再発防止の観点から厳格に対処すること。また、会長が二度にわたりテレビ番組で謝罪した事態を受け、今後、一層実効ある監督を行うことにより、国民・視聴者の負託に応えること。以上を踏まえ、引き続き予算について全会一致の承認が得られるよう努めること。

六 協会は、その事業運営が受信料により支えられていることを十分に自覚し、適正な執行を行うとともに、国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮しつつ、業務の確実な実施及び更なる効率化等の取組を適切に行い、収支予算、事業計画及び資金計画の確実な達成に努めること。また、子会社等との取引における透明性・適正性を確保し、適切な還元を推進すること。

政府は、その取組が確実に実施されるよう配慮すること。

七 協会は、その運営が受信料を財源としていることを踏まえ、経営委員会及び理事会等における意思決定に至る過程や財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等のほか、新放送センターの建設計画について、国民・視聴者に対し、情報を十分に開示し、説明を尽くすこと。

また、経営委員会及び協会は、議事録の作成に関し、議論や案件の経緯も含めた意思決定に

至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう努めること。

八 協会は、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民の理解の促進や信頼感の醸成に努めつつ、公平負担の観点から、受信料支払率の一層の向上に努めること。

九 国際放送については、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝え、我が国に対する理解を促進すること。また、番組内容の充実、国内外における国際放送の認知度の向上等に努めること。

十 協会は、通信と放送の融合が加速する世界的な流れを踏まえつつ、受信料で実施するインターネット活用業務について、公共放送としての先導的役割を果たしつつ、市場競争への影響、受信料負担の公平性及び透明性の確保に十分留意して実施すること。

十一 東日本大震災から五年が経過し、震災と津波の記憶・教訓を風化させないために、協会は、保有する番組アーカイブの保存・活用に努めること。また、首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、いかなる災害時にも放送・サービスを継続できるよう、放送設備と体制の強化を図ること。

十二 協会は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成三十二年までの本格普及に向けたスパーハイビジョンの実用化に積極的に取り組みつつ、その整備に当たっては、過剰投資、多重投資とならないよう十分な計画性を持って実施すること。

成年後見制度の利用の促進に関する法律案
右の議案を提出する。

平成二十八年三月二十三日

提出者

内閣委員長 西村 康稔

目次

成年後見制度の利用の促進に関する法律

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 基本方針(第十一条)

第三章 成年後見制度利用促進基本計画(第十二条—第十四条)

第四章 成年後見制度利用促進会議(第十五条—第十四条)

第五章 成年後見制度利用促進委員会(第十五条—第二十二條)

第六章 地方公共団体の講ずる措置(第二十三条—第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及

び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

一 成年後見人及び成年後見監督人

二 保佐人及び保佐監督人

三 補助人及び補助監督人

四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

一 成年被後見人

二 被保佐人

三 被補助人

四 任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第五十号)第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

(基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重

んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関(法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。)、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的

に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支部並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づき施策を実施するため必要な法制上又は財政

上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 二 成年被後見人等の人權が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 三 成年被後見人等であつて医療、介護等を受

けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。

四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に

対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画
第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画(以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。)を定めなければならない。
2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 成年後見制度の利用の促進に関する目標

二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、成年後見制度利用促進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 前二項の規定は、成年後見制度利用促進基本計画の変更について準用する。
第四章 成年後見制度利用促進会議
(設置及び所掌事務)

第十三条 内閣府に、特別の機関として、成年後見制度利用促進会議(以下この章において「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 成年後見制度利用促進基本計画の案を作成すること。

二 成年後見制度の利用の促進に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、成年後見制度の利用を促進するための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

3 会議は、次に掲げる場合には、成年後見制度利用促進委員会の意見を聴かなければならない。 一 成年後見制度利用促進基本計画の案を作成しようとするとき。 二 前項第三号の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行うおとするとき。 (組織等) 第十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 一 内閣官房長官 二 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者 三 法務大臣 四 厚生労働大臣 五 総務大臣 六 前各号に掲げる者のほか、関係行政機関の長のうちから内閣総理大臣が指定する者 4 前三項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。 第五章 成年後見制度利用促進委員会(設置) 第十五条 内閣府に、成年後見制度利用促進委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。 2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣又は	は関係各大臣に建議すること。 イ 成年後見制度の利用の促進に関する基本的な政策に関する重要事項 ロ 成年後見制度の利用の促進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項 二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、前号に規定する重要事項に関し、調査審議すること。 (資料の提出要求等) 第十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。 (組織) 第十七条 委員会は、委員十人以上以内で組織する。 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。 3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。(委員等の任命) 第十八条 委員及び臨時委員は、成年後見制度に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。 2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。 (委員の任期等) 第十九条 委員の任期は、附則第一条ただし書の政令で定める日の前日までとする。	2 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 4 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。 (委員長) 第二十條 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 (事務局) 第二十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。 (政令への委任) 第二十二条 第十五条から前条までに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。 第六章 地方公共団体の講ずる措置 (市町村の講ずる措置) 第二十三条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について	ての基本的な計画を定めるよう努めることともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。 (都道府県の講ずる措置) 第二十四条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (検討) 第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。
--	--	--	---

(成年後見制度の利用の促進に関する法律の一部改正)

第三条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第十四条」を削り、「第五章 成年後見制度利用促進委員会(第十五条・第二十二公共団体の議する措置(第二十三条・第二十四条)」を「第五章 地方公共団体の議する措置(第十四条・第十五条)」に改める。

第一条中「とともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置する」を削る。

第十二条第三項中「内閣総理大臣」を「法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするとき」に改め、「成年後見制度利用促進基本計画の下に「の変更」を加え、同条第四項中「内閣総理大臣」を「法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣」に改め、「遅滞なく、」の下に「変更後の」を加え、同条第五項を削る。

第十三条を次のように改める。

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図

るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第十四条及び第五章を削る。
第六章中第二十三条を第十四条とし、第二十四条を第十五条とし、同章を第五章とする。

(内閣府設置法の一部改正)

第四条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び子どもの貧困対策の推進」を、「子どもの貧困対策の推進及び成年後見制度の利用の促進」に改め、同条第三項第四十六号の四の次に次の一号を加える。

四十六の五 成年後見制度利用促進基本計画(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第 号)第十二条第一項に規定するものをいう)の策定及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中

子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの貧困対策会議
成年後見制度利用促進会議
成年後見制度の利用の促進に関する法律
に改める。

第五条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四十条第三項第四十六号の三を削る。
第三十七条第三項の表成年後見制度利用促進委員会の項を削る。

第四十条第三項の表成年後見制度利用促進会議の項を削る。

(内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定)

第六条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日がアルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第九号)附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の日後である場合には、前条のうち内閣府設置法第四条第三項第四十六号の三を削る改正規定中「第四条第三項第四十六号の三」とあるのは「第四条第三項第四十六号の二」と、アルコール健康障害対策基本法附則第六条のうち内閣府設置法第四条第三項第四十六号の二を削る改正規定中「削る」とあるのは「削り、同項第四十六号の三を同項第四十六号の二とする」とする。

(内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち内閣府設置法第四条第二項の改正規定中「及び子どもの貧困対策の推進」を「子どもの貧困対策の推進及び成年後見制度の利用の促進」に改める。
第二条のうち内閣府設置法第四条第三項の改正規定中「第四十六号の二とし」の下に「第四十六号の五を第四十六号の三とし」を加える。

理 由

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約七千万円の見込みである。

改める。

第三十七条第三項の表中	アルコール健康障害対策関係者会議	アルコール健康障害対策基本法
を	アルコール健康障害対策関係者会議	アルコール健康障害対策基本法
	成年後見制度利用促進委員会	成年後見制度の利用の促進に関する法律
に		

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成二十八年三月二十三日

提出者

内閣委員長 西村 康稔

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律
(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第八百六十条の次に次の二条を加える。

(成年後見人による郵便物等の管理)

第八百六十条の二 家庭裁判所は、成年後見人がその事務を行うに当たつて必要があると認めるときは、成年後見人の請求により、信書の送達の事業を行う者に対し、期間を定め、成年被後見人に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書便物(次条において「郵便物等」という。)を成年後見人に配達すべき旨を嘱託することができる。

2 前項に規定する嘱託の期間は、六箇月を超えてはならない。

3 家庭裁判所は、第一項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、成年被後見人、成年後見人若しくは成年後見監督人の請求により又は職権で、同項に規定する嘱託を取り消し、又は変更することができる。ただし、その変更の審判においては、同項の

規定による審判において定められた期間を延長することができない。

4 成年後見人の任務が終了したときは、家庭裁判所は、第一項に規定する嘱託を取り消さなければならない。

第八百六十条の三 成年後見人は、成年被後見人に宛てた郵便物等を受け取つたときは、これを開いて見ることができ、

2 成年後見人は、その受け取つた前項の郵便物等で成年被後見人の事務に関しないものは、速やかに成年被後見人に交付しなければならない。

3 成年被後見人は、成年後見人に対し、成年後見人が受け取つた第一項の郵便物等(前項の規定により成年被後見人に交付されたものを除く。)の閲覧を求めることができる。

第八百七十三条の次に次の一条を加える。

(成年被後見人の死亡後の成年後見人の権限)

第八百七十三条の二 成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかなきときを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、次に掲げる行為をすることができる。ただし、第三号に掲げる行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

一 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為

二 相続財産に属する債務(弁済期が到来しているものに限る。)の弁済

三 その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為

(前二号に掲げる行為を除く。)

(家事事件手続法の一部改正)

第二条 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一百七十七条第二項中「十六の項」を「十六の二の項」に改める。

第一百八条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 成年被後見人に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書便物(以下「郵便物等」という。)の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判事件(別表第一の十二の二の項の事項についての審判事件をいう。第二百二十三条の二において「成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託等の審判事件」という。)

第二百二十条第一項に次の一号を加える。

六 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判 成年被後見人

第二百二十二条第一項中「後見開始の審判は、成年被後見人となるべき」を「次の各号に掲げる審判は、当該各号に定める」に改め、「においては、成年被後見人となるべき者」の下に「及び成年被後見人」を加え、同項に次の各号を加える。

一 後見開始の審判 成年被後見人となるべき者

二 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判 成年被後見人

第二百二十二条第二項に次の一号を加える。

三 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変更の審判 成年被後見人 第二百二十二条第二項を同条第三項とし、同条

第一項の次に次の一項を加える。

2 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判は、信書の送達の事業を行う者に告知することを要しない。この場合においては、その審判が効力を生じた時に、信書の送達の事業を行う者に通知しなければならない。

第二百二十三条第一項に次の四号を加える。

八 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判 成年被後見人及びその親族

九 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変更の審判 成年被後見人

十 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の申立てを却下する審判 申立人

十一 成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可の申立てを却下する審判 申立人

第二百二十三条の次に次の一条を加える。

(陳述の聴取の例外)
第二百二十三条の二 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託等の審判事件においては、第八十九条第一項の規定(第九十六条第一項及び第九十八条第一項において準用する場合を含む。)にかかわらず、抗告裁判所は、信書の送達の事業を行う者の陳述を聴くことを要しない。
別表第一の十二の項の次に次のように加える。

十二の二 成年後見人に宛てた郵便物等の配達嘱託及びその嘱託の取消し又は変更

別表第一の十六の項の次に次のように加える。

十六の二 成年後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

理 由

成年後見の事務がより円滑に行われるようにするため、成年後見人が成年被後見人に宛てた郵便物等の転送を受け、これを開いて見ることができるとすることとともに、成年被後見人の死亡後の相続財産の保存に必要な行為を行うことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域再生法の一部を改正する法律案

右

平成二十八年二月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

地域再生法の一部を改正する法律

地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部

を次のように改正する。

目次中「地域再生基金強化交付金」を「まち・ひと・しごと創生交付金」に、

と・しごと創生交付金」に、

第二節 地域再生まち・ひと・しごと創生交付金
第三節 地域再生まち・ひと・しごと創生交付金
第四節 地域再生まち・ひと・しごと創生交付金
第五節 地域再生まち・ひと・しごと創生交付金
第六節 地域再生まち・ひと・しごと創生交付金
第七節 地域再生まち・ひと・しごと創生交付金
第八節 地域再生まち・ひと・しごと創生交付金
第九節 地域再生まち・ひと・しごと創生交付金
第十節 地域再生まち・ひと・しごと創生交付金
第十一節 地域再生まち・ひと・しごと創生交付金
第十二節 地域再生まち・ひと・しごと創生交付金
第十三節 地域再生まち・ひと・しごと創生交付金

援利子補給金等の支給(第十四条・第十五条)
生事業に係る課税の特例(第十六条)
上地域特定業務施設整備計画の作成等(第十七条)
土地利用計画の作成等(第十七条の二)
旅客運送者による貨物の運送の特例(第十七条の三)
地等に導入する産業の特例(第十七条の四)
産業振興施設整備計画の作成等(第十七条の五)
別区域計画等の認定等の手続の特例(第十七条の六)
の制限に係る承認の手続の特例(第十八条)

第二節 地域再生まち・ひと・しごと創生交付金
第三節 地域再生まち・ひと・しごと創生交付金
第四節 地域再生まち・ひと・しごと創生交付金
第五節 地域再生まち・ひと・しごと創生交付金
第六節 地域再生まち・ひと・しごと創生交付金
第七節 地域再生まち・ひと・しごと創生交付金
第八節 地域再生まち・ひと・しごと創生交付金
第九節 地域再生まち・ひと・しごと創生交付金
第十節 地域再生まち・ひと・しごと創生交付金
第十一節 地域再生まち・ひと・しごと創生交付金
第十二節 地域再生まち・ひと・しごと創生交付金
第十三節 地域再生まち・ひと・しごと創生交付金

と・しごと創生交付金等(第十四条・第十五条)
生事業に係る課税の特例(第十六条)
上地域特定業務施設整備計画の作成等(第十七条)
土地利用計画の作成等(第十七条の二)
旅客運送者による貨物の運送の特例(第十七条の三)
地等に導入する産業の特例(第十七条の四)
産業振興施設整備計画の作成等(第十七条の五)
別区域計画等の認定等の手続の特例(第十七条の六)
の制限に係る承認の手続の特例(第十八条)
(第十三条の二)

の二 第十七条の六

に、「第三十八条」を

第三十八条(第四十一条に改める。

第四十条第二項第三号中「第五項第四項第三号」を

「第五項第四項第四号」に改める。

第五項第四項第一号を次のように改める。

一 まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(次号において単に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(次号において単に「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であつて次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の多様な主体との連携又は分野の異なる施策相互の有機的な連携を図ることに

より効率的かつ効果的に行われるものその他の先導的なものに関する事項

イ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業(口に掲げるものを除く。)であつて次に掲げるもの

(1) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業

(2) 移住及び定住の促進に資する事業

(3) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業

(4) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

口 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備のための基盤となる施設の整備に関する事業であつて次に掲げるもの

(1) 道路、農道又は林道であつて政令で定めるものの二以上を総合的に整備する事業

(2) 下水道、集落排水施設又は浄化槽であつて政令で定めるものの二以上を総合的に整備する事業

(3) 港湾施設及び漁港施設であつて政令で定めるものを総合的に整備する事業

第五項第四項第十二号を同項第十四号とし、同項第十一号中「第十七条の二」を「第十七条の三

十二に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「第十七条の十九」を「第十七条の三十一」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「第十七条の十八」を「第十七条の三十」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号中「第十七条の十四」を「第十七条の二十六」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 生涯活躍のまち形成地域（人口及び地域経済の動向その他の自然的経済的社会的条件からみて、地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会を形成して中高年齢者の居住を誘導し、地域の持続的発展を図ることが適当と認められる地域をいう。以下同じ。）において、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業（以下「生涯活躍のまち形成事業」という。）に関する事項

第五条第四項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「第一号イからハまで」を「第一号」に、「第十二号」を「第十四号」に改め、同号口中「第十二条において」を「同項を除き、以下」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える

る。

二 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略にまち・ひと・しごと創生法第九条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同法第十条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であつて前号イ又はロに掲げるもののうち、地方公共団体（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けないことその他の政令で定める要件に該当する都道府県及び市町村、地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに港湾法第四条第一項の規定による港務局を除く。）が法人からの寄附（当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効果的かつ効果的に行うもの（第十三条の二において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に関する事項

第五条第六項中「第四項第七号」を「第四項第九号」に改め、同条第十一項中「第四項第九号」を「第四項第十一号」に改める。

第五章第一節の節名を次のように改める。

第一節 まち・ひと・しごと創生交付金の交付等

第十三条第一項中「同号イ、ロ又はハ」を「同号」

に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「地域再生基盤強化交付金」を「前項の交付金（次項において「まち・ひと・しごと創生交付金」という。）に、「施設の整備」を「事業」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「地域再生基盤強化交付金」を「まち・ひと・しごと創生交付金」に改め、「交付金の種類に応じ」を削り、「従つて」の下に「内閣総理大臣」を加え、同項を同条第三項とする。

第十八条中「第五条第四項第十二号」を「第五条第四項第十四号」に改める。

第五章第十一節を同章第十三節とする。

第十七条の二十中「第五条第四項第十一号」を「第五条第四項第十三号」に改め、第五章第十節中同条を第十七条の三十二とする。

第十七条の十九中「第五条第四項第十号」を「第五条第四項第十二号」に改め、同条を第十七条の三十一とする。

第十七条の十八中「第五条第四項第九号」を「第五条第四項第十一号」に改め、同条を第十七条の三十とする。

第五章第十節を同章第十二節とする。

第十七条の十七中「第十七条の十五第一項」を「第十七条の二十七第一項」に改め、第五章第九節中同条を第十七条の二十九とする。

第十七条の十六第一項中「第五条第四項第八号」を「第五条第四項第十号」に改め、同条を第十七条の二十八とする。

第十七条の十五第三項第一号並びに第四項第二

号及び第四号中「第五条第四項第八号」を「第五条第四項第十号」に改め、同条を第十七条の二十七とする。

第五章第九節を同章第十一節とする。

第十七条の十四中「第五条第四項第七号」を「第五条第四項第九号」に改め、第五章第八節中同条を第十七条の二十六とする。

第五章第八節を同章第十節とする。

第十七条の十三第一項中「第五条第四項第六号」を「第五条第四項第七号」に改める。

第五章第七節を同章第八節とし、同節の次に次の一節を加える。

第九節 生涯活躍のまち形成事業計画の作成等

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の十四 認定市町村は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業の実施に関する計画（以下「生涯活躍のまち形成事業計画」という。）を作成することができる。

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事その他厚生労働省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一 中高年齢者の就業の機会を確保するための就業に関する相談その他の援助、生涯にわたる学習活動への参加の機会を提供するための

講座の開設及びその奨励その他の中高年齢者の社会的活動への参加を推進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

二 生涯活躍のまち形成地域において整備すべき高年齢者向け住宅(サービスピ付き高年齢者向け住宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五条第一項に規定するサービスピ付き高年齢者向け住宅をいう。)、有料老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。))その他の高年齢者に適した住宅をいう。以下この号において同じ。))及び必要な土地の確保、費用の補助その他の当該高年齢者向け住宅を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

三 生涯活躍のまち形成地域において提供すべき介護サービス(居宅サービス(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。))、地域密着型サービス(同条第十四項に規定する地域密着型サービスをいい、同条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護及び同条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下同じ。))、介護予防サービス(同法第八条の二第二項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。))、地域密着型介護予防サービスを(同条第十二項に規定する地域密着型介護予防防

サビスピをいい、同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。以下同じ。))、第一号事業(同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業をいい、同号二に規定する第一号介護予防支援事業を除く。以下同じ。))その他の介護保険に係る保健医療サービス及び福祉サービスをいう。以下同じ。))及び当該介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

四 生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者への情報の提供、便宜の供与その他の当該移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在を促進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、生涯活躍のまち形成事業の実施のために必要な事項

4 生涯活躍のまち形成事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一 協議会を構成する事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主(国及び地方公共団体以外の事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものという。次項及び第十七条の十八第一項において同じ。))を直接若しくは間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該

当するものに限る。)(次項及び同条第一項において「事業協同組合等」という。))のうち、同条第二項の規定により労働者の募集に従事しようとするものに関する事項

二 生涯活躍のまち形成地域において有料老人ホームを整備する事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体
ロ 当該有料老人ホームの所在地
ハ その他厚生労働省令で定める事項

三 生涯活躍のまち形成地域において行われる居宅サービス事業(介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業をいう。第六項及び第十七条の二十三第一項において同じ。))に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体
ロ 当該事業を行う事業所の所在地
ハ 居宅サービスの種類

二 その他厚生労働省令で定める事項

四 生涯活躍のまち形成地域において行われる地域密着型サービス事業(介護保険法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業をいう。第八項及び第十七条の二十三第二項において同じ。))に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体
ロ 当該事業を行う事業所の所在地
ハ 地域密着型サービスの種類

二 その他厚生労働省令で定める事項
五 生涯活躍のまち形成地域において行われる

介護予防サービス事業(介護保険法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業をいう。第九項及び第十七条の二十三第三項において同じ。))に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体
ロ 当該事業を行う事業所の所在地
ハ 介護予防サービスの種類

二 その他厚生労働省令で定める事項

六 生涯活躍のまち形成地域において行われる地域密着型介護予防サービス事業(介護保険法第八条の二十二第二項に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。第十項及び第十七条の二十三第四項において同じ。))に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体
ロ 当該事業を行う事業所の所在地
ハ 地域密着型介護予防サービスの種類

二 その他厚生労働省令で定める事項

七 生涯活躍のまち形成地域において行われる第一号事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体
ロ 当該事業を行う事業所の所在地
ハ 第一号事業の種類

二 その他厚生労働省令で定める事項
八 生涯活躍のまち一時滞在事業(生涯活躍のまち形成地域において宿泊の用に供する施設を設け、当該生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者を一時的に宿泊させる事業であつて、その全部又は一部が旅館業

法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業に該当するものをいう。第十二項及び第十七条の二十四において同じ。)に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該宿泊の用に供する施設の所在地

ハ その他厚生労働省令で定める事項

5 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に前項第一号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の同意を得なければならぬ。この場合において、厚生労働大臣は、当該事項に係る事業協同組合等が、その構成員である中小事業主に対して介護サービスの提供に係る事業その他の生涯活躍のまち形成事業として行われる事業を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、同意をするものとする。

6 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第三号に掲げる事項(同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の居宅サービスを行う居宅サービス事業について介護保険法第四十一条本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の二十三第一項において同じ。)を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところに

より、都道府県知事の同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第七十条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしてはならない場合又は同法第七十条第四項若しくは第五項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

7 都道府県知事は、第四項第三号ハの居宅サービスの種類が介護保険法第八十一条に規定する特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスである場合において前項の同意をしようとするときは、関係市町村の長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画(同法百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。第十三項において同じ。)との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

8 認定市町村は、第四項第四号に掲げる事項(同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の地域密着型サービスを行う地域密着型サービス事業について当該認定市町村の長から介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の二十三第二項において同じ。)については、当該事項が同法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはな

らない場合に該当しないと認める場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるものとする。

9 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第五号に掲げる事項(同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の介護予防サービスをを行う介護予防サービス事業について介護保険法第五十三条第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の二十三第三項において同じ。)を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第五十五条の二第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

10 認定市町村は、第四項第六号に掲げる事項(同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の地域密着型介護予防サービスをを行う地域密着型介護予防サービス事業について当該認定市町村の長から介護保険法第五十四条の二第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の二十三第四項において同じ。)については、当該事項が同法第五十五条の二第二項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと

認める場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるものとする。

11 認定市町村(介護保険法百十五条の四十五の三第一項の規定に基づき同項の第一号事業支給費を支給することにより第一号事業を行うものに限り。)、は、第四項第七号に掲げる事項(同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の第一号事業を行う場合において当該第一号事業について当該認定市町村の長から同法百十五条の四十五の三第一項の指定を受けていないときに限り。第十七条の二十三第五項において同じ。)については、当該事項が同法百十五条の四十五の五第二項の規定により同法百十五条の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるものとする。

12 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第八号に掲げる事項(同号イの実施主体が同号ロの施設において行う生涯活躍のまち一時滞在事業について旅館業法第三条第一項の許可を受けていない場合に限る。第十七条の二十四において同じ。)を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第三条第二項又は第三項の規定により同条第一項の許可を与えないこ

とができる場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

13 生涯活躍のまち形成事業計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する高齢者居住安定確保計画、市町村介護保険事業計画その他の法律の規定による計画であつて高齢者の居住、保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものでなければならない。

14 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

15 第一項、第二項及び第五項から前項までの規定は、生涯活躍のまち形成事業計画の変更について準用する。

(地域再生推進法人による生涯活躍のまち形成事業計画の作成等の提案)

第十七条の十五 地域再生推進法人は、認定市町村に対し、内閣府令で定めるところにより、その業務(認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業に係るものに限る。)を行うために必要な生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更をすることを提案することができ、この場合においては、当該提案に係る生涯活躍のまち形成事業計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案(次条及び第十七条の十七において「生涯活躍のまち形成事業計画提

案」という。)に係る生涯活躍のまち形成事業計画の素案の内容は、認定地域再生計画に基づくものでなければならない。

(生涯活躍のまち形成事業計画提案に対する認定市町村の判断等)

第十七条の十六 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画提案が行われたときは、遅滞なく、生涯活躍のまち形成事業計画提案を踏まえた生涯活躍のまち形成事業計画(生涯活躍のまち形成事業計画提案に係る生涯活躍のまち形成事業計画の素案の全部又は一部を実現することとなる生涯活躍のまち形成事業計画をいう。次条において同じ。)の作成又は変更を必要があるかどうかを判断し、当該生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更を必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

(生涯活躍のまち形成事業計画提案を踏まえた生涯活躍のまち形成事業計画の作成等をしていない場合にとるべき措置)

第十七条の十七 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画提案を踏まえた生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更を必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該生涯活躍のまち形成事業計画提案をした地域再生推進法人に通知しなければならない。

(委託募集の特例等)

第十七条の十八 同意事業協同組合等(生涯活躍

のまち形成事業計画に記載されている事業協同組合等であつて第十七条の十四第五項の同意に係るものをいう。以下同じ。)の構成員である中小事業主が、当該同意事業協同組合等をして介護サービスの提供に係る事業その他の生涯活躍のまち形成事業として行われる事業(当該生涯活躍のまち形成事業計画に記載されたものに限る。)の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該同意事業協同組合等が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)第三十六條第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 同意事業協同組合等は、前項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 職業安定法第三十七條第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五條の三第一項及び第三項、第五條の四、第三十九條、第四十一條第二項、第四十八條の三、第四十八條の四、第五十條第一項及び第二項並びに第五十一條の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十條の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十條第三項及び第

四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七條第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「地域再生法第十七條の十八第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一條第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替へるものとする。

4 同意事業協同組合等が第一項に規定する募集に従事しようとする場合における職業安定法第三十六條第二項及び第四十二條の二の規定の適用については、同項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同条中「第三十九條に規定する募集受託者をいう。同項」とあるのは「地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七條の十八第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者をいう。次項」とする。

5 厚生労働大臣は、同意事業協同組合等に対し、第十七條の十四第五項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。第十七條の十九 公共職業安定所は、前条第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事する同意事業協同組合等に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(中高年齢者の就業の機会の確保に関する施策についての協力)

第十七条の二十 認定市町村、都道府県、公共職業安定所並びに中高年齢者の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合及び同条第二項に規定するシルバー人材センターは、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された認定市町村が講ずべき中高年齢者の就業の機会の確保に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(中高年齢者の生涯にわたる学習活動への参加の機会の提供に関する施策についての連携協力体制の整備)

第十七条の二十一 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された中高年齢者の生涯にわたる学習活動への参加の機会の提供に関する施策の円滑かつ効果的な実施を図るため、関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備に努めなければならない。

(有料老人ホームの届出の特例)

第十七条の二十二 第十七条の十四第四項第二号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十四項(同条第十五項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公表されたときは、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る有料老人ホームにつき行う老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出に

ついては、同項の規定にかかわらず、当該有料老人ホームの設置の日から一月以内に、その旨を当該有料老人ホームの所在地を管轄する都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する有料老人ホームにあつては、当該指定都市等の長)に届け出ることをもつて足りる。

2 前項の有料老人ホーム(指定都市等の区域内に所在するものを除く。)を設置する同項の実施主体は、同項の規定による届出をする場合には、当該届出を、当該有料老人ホームの所在地を管轄する市町村長を経由してすることができ

(居宅サービス事業等に係る指定の特例)

第十七条の二十三 第十七条の十四第四項第三号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十四項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の居宅サービスを行う居宅サービス事業について、介護保険法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。

2 第十七条の十四第四項第四号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十四項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の地域密着型サービスを行う地域密着型サービス事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定が

あつたものとみなす。

3 第十七条の十四第四項第五号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十四項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の介護予防サービスを行う介護予防サービス事業について、介護保険法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなす。

4 第十七条の十四第四項第六号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十四項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の地域密着型介護予防サービスを行う地域密着型介護予防サービス事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第五十四条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。

5 第十七条の十四第四項第七号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十四項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の第一号事業を行う場合における当該第一号事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第一百五十五条の四十五の三第一項の指定があつたものとみなす。

(旅館業の許可の特例)

第十七条の二十四 第十七条の十四第四項第八号

に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十四項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る施設により行う生涯活躍のまち一時滞在事業について、旅館業法第三条第一項の許可があつたものとみなす。(認定市町村が指定都市等である場合等の読替え)

第十七条の二十五 認定市町村が指定都市等である場合における第十七条の十四第六項、第七項及び第九項の規定の適用については、同条第六項中「認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に」とあるのは「認定市町村は」と、「第十七条の二十三第一項において同じ。」を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は」とあるのは「次項及び第十七条の二十三第一項において同じ。」について」と、「ときは、同意をするものとする」とあるのは「場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるものとする。この場合において、当該認定市町村の長は、当該事項に係る同号ハの居宅サービスの種類が同法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスであるときは、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第七項中「都道府県知事は、第四項第三号ハ」とあるのは「認定市町村

は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第三号に掲げる事項(同号ハ)と、「において前項の同意をしよう」とあるのは「に限る。」を記載しよう」と、同条第九項中「認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に」とあるのは「認定市町村は、」と、「を記載しよう」とするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事は」とあるのは「については」と、「ときは、同意をする」とあるのは「場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができる」とする。

2 認定市町村が地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区である場合における第十七条の十四第十二項の規定の適用については、同項中「認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に」とあるのは「認定市町村は、」と、「を記載しよう」とするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は」とあるのは「については」と、「ときは、同意をする」とあるのは「場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができる」とする。

第十七条の七第二項中「第十七条の十五第二項」を「第十七条の二十七第二項」に改め、同条第七項中「(第十七条の十二第二項において)」を「(以下)に改める。

第五章第六節を同章第七節とする。

第十七条の六中「(昭和二十五年法律第二百二十六号)」及び「(昭和二十五年法律第二百一十一号)」を削る。

第五章第五節を同章第六節とする。

第十七条中「第五条第四項第三号ハ」を「第五条第四項第四号ハ」に改める。

第五章第四節を同章第五節とする。

第十六条中「第五条第四項第三号ロ」を「第五条第四項第四号ロ」に改め、「(昭和三十二年法律第二十六号)」を削る。

第五章第三節を同章第四節とする。

第十四条第一項中「第五条第四項第二号」を「第五条第四項第三号」に改める。

第十五条第一項中「第五条第四項第三号イ」を「第五条第四項第四号イ」に改める。

第五章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例

第十三条の二 法人が、認定地方公共団体に対し、認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときは、当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第十九条第一項中「政令で定める要件に該当するものであつて」を削る。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 第十七条の十八第三項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

本則に次の三条を加える。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の十八第二項の規定に違反して、届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十七条の十八第三項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十七条の十八第三項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の八第一項又は第三項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項又は第三項に規定する行為をした者

二 第十七条の十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十七条の十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十七条の十八第三項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に旧認定地域再生計画(この法律の施行前にこの法律による改正前の地域再生法(以下この条において「旧法」という)第五条第十六項の認定(旧法第七条第一項の変更に係る認定を含む)を受けた旧法第五条第一項に規定する地域再生計画をいう。以下この条において同じ。)に記載されている旧法第五条第四項第一号イ、ロ又はハに規定する事業に係る旧法第十三条第一項の交付金の交付については、当該旧認定地域再生計画の計画期間内に限り、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年以内に、認定地域再生計画(この法律による改正後の地域再生法(以下この条において「新法」という。))第七條第一項に規定する認定地域再生計画をいう。)に基づく事業に対する特別の措置の適用の状況その他の新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正) 第五条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号口中「同条第四項第一号又は第三号イ若しくはロ」を「同条第四項第一号ロ又は第四号イ若しくはロ」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の三中「交付金」の下に「に関する事(同法第五條第四項第一号ロに掲げる事業に要する経費に充てたるための交付金については、当該交付金を「配分計画に関する事」の下に「に限る。」を加える。

理 由

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、まち・ひと・しごと創生交付金の交付、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業

に係る課税の特例並びに生涯活躍のまち形成事業計画の作成及びこれに基づく介護保険の事業者の指定等の手続の特例等を追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、まち・ひと・しごと創生交付金の交付、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例並びに生涯活躍のまち形成事業計画の作成及びこれに基づく介護保険の事業者の指定等の手続の特例等を追加する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 地域再生計画の記載事項の追加

(一) 地域再生計画に記載することができると、地方版総合戦略に定められた事業であつて次に掲げるもののうち、先導的なものに関するものを追加するものとする。

- (1) 就業の機会の創出等に資する事業であつて、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備並びに移住及び定住の促進に資する事業等

(2) 地域における就業の機会の創出等のた

めの基盤となる施設の整備に関する事業であつて、道路、農道又は林道の二以上を総合的に整備する事業等

(二) 地域再生計画に記載することができると、地方版総合戦略に定められた事業であつて(一)又は(2)に掲げるもののうち、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するものを追加するものとする。

(三) 地域再生計画に記載することができると、生涯活躍のまち形成事業に関するものを追加するものとする。

2 まち・ひと・しごと創生交付金の交付

1の(一)の事項が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、1の(一)の事業に要する経費に充てたるため、まち・ひと・しごと創生交付金を交付することができるとすること。

3 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例

1の(二)の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合において、法人が、認定地方公共団体に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときは、地方税法及び租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

4 生涯活躍のまち形成事業計画の作成等

1の(三)の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合において、認定を受けた市町村は、地域再生協議会にお

ける協議を経て、生涯活躍のまち形成事業計画を作成することができるとし、当該計画に生涯活躍のまち形成地域において行われる介護サービス等を行う事業の実施主体等に関する事項を記載し、都道府県知事等の同意を得た場合等においては、当該介護サービス等を行う事業に係る指定があつたこととみなす等の措置を講ずるものとする。

5 この法律は、平成二十八年四月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置を追加する等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二十八年度一般会計予算に一千億円が計上されている。右報告する。

平成二十八年三月二十三日

地方創生に関する特別委員長 山本 幸三

衆議院議長 大島 理森殿

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案

右

平成二十八年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

第一条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

[illegible]

[illegible]

平成二十八年三月二十四日 衆議院會議録第十九号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

五〇

第四条第五項の表を次のように改める。

投票区 の選 挙人の数		投票 日	区市町村			
二 千 人 未 満	一 九〇、七〇一	三 三二、一四九	一 七 七、〇九六	三 〇八、五四四	一 五 三、八七四	三 〇七、二三〇
千 五 百 人 未 満	一 四〇、四四六	二 四九、九八六	一 一六、〇一七	二 〇三、六四九	一 一 三、六五六	二 二三、一九六
五 百 人 未 満	一 二九、二七〇 _円	二 二六、九〇二 _円	一 〇二、〇六〇 _円	一 八九、六九二 _円	一 〇二、〇六〇 _円	一 八九、六九二 _円
二 万 人 以 上	二 八、一四五	三 〇、三九四	三 六、八〇五	三 九、七四六	三 八、九七〇	四 二、〇八四
一 万 五 千 人 未 満	二 三、八一五	二 五、七八一	三 三、四七五	三 五、〇七〇	三 四、六四〇	三 七、四〇八
一 万 五 千 人 未 満	二 一、六五〇	二 三、三八〇	二 八、一四五	三 〇、三九四	二 八、一四五	三 〇、三九四
一 万 五 千 人 未 満	一 五、一五五	一 六、三六六	二 一、六五〇	二 三、三八〇	二 三、八一五	二 五、七八一
五 千 人 未 満	一 二、九九〇	一 四、〇二八	一 五、一五五	一 六、三六六	一 七、三三〇	一 八、七〇四
三 千 人 未 満	一 二、九九〇	一 四、〇二八	一 二、九九〇	一 四、〇二八	一 七、三三〇	一 八、七〇四
二 千 人 未 満	一 二、九九〇	一 四、〇二八	一 二、九九〇	一 四、〇二八	一 五、一五五	一 六、三六六
千 五 百 人 未 満	一 〇、八二五	一 一、六九〇	八、六六〇	九、三五二	一 〇、八二五	一 一、六九〇
五 百 人 未 満	八、六六〇 _円	九、三五二 _円	八、六六〇 _円	九、三五二 _円	八、六六〇 _円	九、三五二 _円

投票区 の選 挙人の数		投票 日	区市町村			
二 千 人 未 満	一 九〇、七〇一	三 三二、一四九	一 七 七、〇九六	三 〇八、五四四	一 五 三、八七四	三 〇七、二三〇
千 五 百 人 未 満	一 四〇、四四六	二 四九、九八六	一 一六、〇一七	二 〇三、六四九	一 一 三、六五六	二 二三、一九六
五 百 人 未 満	一 二九、二七〇 _円	二 二六、九〇二 _円	一 〇二、〇六〇 _円	一 八九、六九二 _円	一 〇二、〇六〇 _円	一 八九、六九二 _円
二 万 人 以 上	二 八、一四五	三 〇、三九四	三 六、八〇五	三 九、七四六	三 八、九七〇	四 二、〇八四
一 万 五 千 人 未 満	二 三、八一五	二 五、七八一	三 三、四七五	三 五、〇七〇	三 四、六四〇	三 七、四〇八
一 万 五 千 人 未 満	二 一、六五〇	二 三、三八〇	二 八、一四五	三 〇、三九四	二 八、一四五	三 〇、三九四
一 万 五 千 人 未 満	一 五、一五五	一 六、三六六	二 一、六五〇	二 三、三八〇	二 三、八一五	二 五、七八一
五 千 人 未 満	一 二、九九〇	一 四、〇二八	一 五、一五五	一 六、三六六	一 七、三三〇	一 八、七〇四
三 千 人 未 満	一 二、九九〇	一 四、〇二八	一 二、九九〇	一 四、〇二八	一 七、三三〇	一 八、七〇四
二 千 人 未 満	一 二、九九〇	一 四、〇二八	一 二、九九〇	一 四、〇二八	一 五、一五五	一 六、三六六
千 五 百 人 未 満	一 〇、八二五	一 一、六九〇	八、六六〇	九、三五二	一 〇、八二五	一 一、六九〇
五 百 人 未 満	八、六六〇 _円	九、三五二 _円	八、六六〇 _円	九、三五二 _円	八、六六〇 _円	九、三五二 _円

第四条第五項の表を次のように改める。

第四条第六項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 の 数	投票 日	区		市		町		投票 日	投票 日
		平	休	平	休	平	休		
二 万 人 以 上	一五〇、〇六四	四三四、八六八	一九三、三六〇	五六五、七九六	二〇四、一八四	五九八、五二八			
一 万 五 千 人 以 上	一二八、四一六	三六九、四〇四	一七一、七二二	五〇〇、三三二	一八二、五三六	五三三、〇六四			
一 万 五 千 人 未 満	一一七、五九二	三三六、六七二	一五〇、〇六四	四三四、八六八	一五〇、〇六四	四三四、八六八			
一 万 千 人 未 満	八五、一二〇	二三八、四七六	一一七、五九二	三三六、六七二	一二八、四一六	三六九、四〇四			
五 千 人 未 満	七一、九五八	二〇三、四〇六	八二、七八二	二三六、一三八	九三、六〇六	二六八、八七〇			
三 千 人 未 満	七一、九五八	二〇三、四〇六	七一、九五八	二〇三、四〇六	九三、六〇六	二六八、八七〇			
二 千 人 未 満	七一、九五八	二〇三、四〇六	七一、九五八	二〇三、四〇六	八二、七八二	二三六、一三八			
千 五 百 人 未 満	五八、七九六	一六八、三三六	四七、九七二	一三五、六〇四	五八、七九六	一六八、三三六			
五 百 人 未 満	四七、九七二	一三五、六〇四	四七、九七二	一三五、六〇四	四七、九七二	一三五、六〇四			

第四条第八項の表を次のように改める。

第四条第九項第一号中「五万八千九百七十八円」を「五万八千九百七十六円」に改め、同項第二号中「六万九百七十一円」を「六万九百六十円」に改め、同条第十項第一号中「六万二千二百十円」を「五万九千二百二十九円」に改め、同項第二号中「六万三千二百三十三円」を「六万二千二百七十三円」に改め、同条第十二項中「九百三十五円」を「千二百六円」に改め、同項ただし書中「千八百七十円」を「二千五十二円」に、「千六百四十六円」を「千八百六十六円」に、「千五百九十九円」を「千七百五十四円」に、「千二百九十円」を「千四百十六円」に改め、同条第十三項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 の 数	選 区 市 町 村	衆 議 院 議 員 選 挙				参 議 院 議 員 選 挙			
		区	市	町	村	区	市	町	村
五 百 人 未 満	五 百 人 未 満	一、七五三	一、七五三	一、七五三	一、七五三	一、七五三	一、七五三	一、七五三	一、七五三
千 五 百 人 未 満	千 五 百 人 未 満	一、七五三	一、七五三	一、七五三	一、七五三	一、七五三	一、七五三	一、七五三	一、七五三
二 千 人 未 満	二 千 人 未 満	二、五九三	二、五九三	二、五九三	二、五九三	二、五九三	二、五九三	二、五九三	二、五九三
三 千 人 未 満	三 千 人 未 満	二、五九三	二、五九三	二、五九三	二、五九三	二、五九三	二、五九三	二、五九三	二、五九三
五 千 人 未 満	五 千 人 未 満	三、〇一三	三、〇一三	三、〇一三	三、〇一三	三、〇一三	三、〇一三	三、〇一三	三、〇一三
一 万 人 未 満	一 万 人 未 満	四、二七三	四、二七三	四、二七三	四、二七三	四、二七三	四、二七三	四、二七三	四、二七三
一 万 五 千 人 未 満	一 万 五 千 人 未 満	五、五三三	五、五三三	五、五三三	五、五三三	五、五三三	五、五三三	五、五三三	五、五三三
二 万 人 未 満	二 万 人 未 満	六、三七三	六、三七三	六、三七三	六、三七三	六、三七三	六、三七三	六、三七三	六、三七三
二 万 人 以 上	二 万 人 以 上	七、二二三	七、二二三	七、二二三	七、二二三	七、二二三	七、二二三	七、二二三	七、二二三

平成二十八年三月二十四日 衆議院會議録第十九号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

第四条第十四項中「においては」を「には」に改め、同条第十五項中「においては」を「には」に、「借料を当該建物の借料に改め、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項の次に次の一項を加える。

16 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する投票所までの交通手段の提供について費用を要した場合には、当該費用として総務大臣が定める額を加算する。

第四条の二第二項中「前項の」及び「で市区町村の支所、出張所その他の総務大臣が定める場所に設けられるもの」を削り、「設ける」を「設けた」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に、「借料を」当該建物の借料に改め、同条に次の三項を加える。

4 市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所の事務を行うための設備(次項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。)を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

5 市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿若しくはその抄本(当該選挙人名簿が公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類)又は在外選挙人名簿若しくはその抄本(当該在外選挙人名簿が同法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類)の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会及び期日前投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を加算する。

6 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する期日前投票所までの交通手段の提供について費用を要した場合には、当該費用として総務大臣が定める額を加算する。

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	投票の翌日	
	平	休
千 人 未 満	二四三、三〇七 _円	二四七、四六七 _円
二 千 人 以 上	三四七、七八八	三五四、二八八
三 千 人 未 満	四六一、五四一	四七〇、三八一
五 千 人 未 満	五六六、四二二	五七七、六〇二
一 万 人 未 満	六八〇、五三一	六九四、〇五一

第五条第二項の表を次のように改める。

一 万 五 千 人 未 満	七八五、〇六七	八〇〇、九二七
二 万 五 千 人 未 満	九二二、二四八	九四〇、九六八
三 万 人 未 満	一、〇八九、九九五	一、一二一、三五五
三 万 人 以 上	一、二二三、九六三	一、二四七、一四三

第五条第三項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	投票の翌日	
	平	休
千 人 未 満	一八〇、一二二 _円	一八四、二七二 _円
二 千 人 未 満	二八一、四二五	二八七、九二五
三 千 人 未 満	三八二、七三八	三九一、五七八
五 千 人 未 満	四八四、〇五一	四九五、二三一
一 万 人 未 満	五八五、三六四	五九八、八八四
一 万 五 千 人 未 満	六八六、六七七	七〇二、五三七
二 万 五 千 人 未 満	八一〇、五〇四	八二九、二二四
三 万 人 未 満	九六八、一〇二	九九〇、四六二
三 万 人 以 上	一、〇四六、九〇一	一、〇七二、〇八一

開票区 の選挙人の数	投票の翌日	
	平	休
千 人 未 満	二五一、六一 _円	二五五、七七 _円
二 千 人 未 満	三六〇、七六三	三六七、二六三

第五条第四項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	開票日	平	日	休	日
三 万 人 以上	一、二七、二三〇			一、二九五、四一〇	
三二 万 人 以上	一、一三四、六二九			一、一五六、九八九	
二一 万 五 千人 以上	九五九、六一六			九七八、三三六	
一 万 五 千人 以上	八一六、七二六			八三三、五八六	
一五 万 人 以上	七〇七、五一九			七二一、〇三九	
五三 千 人 以上	五八八、七三九			五九九、九一九	
三二 千 人 以上	四七九、一八七			四八八、〇二七	

第五条第五項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	開票日	平	日	休	日
千 人 以上	一八八、四一六			一九二、五七六	
二 千 人 以上	二九四、四〇〇			三〇〇、九〇〇	
三二 千 人 以上	四〇〇、三八四			四〇九、二二四	
五三 千 人 以上	五〇六、三六八			五一七、五四八	
一五 万 人 以上	六二二、三五二			六二五、八七二	
一 万 五 千人 以上	七一八、三三六			七三四、一九六	
二 万 五 千人 以上	八四七、八七二			八六六、五九二	
三二 万 人 以上	一、〇二二、七三六			一、〇三五、〇九六	
三 万 人 以上	一、〇九五、一六八			一、一一九、三四八	

第五条第六項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	開票日	平	日	休	日
千 人 以上	六三、一九五			二三一、五三一	
二 千 人 以上	六六、三六三			三二九、三八八	
三二 千 人 以上	七八、八〇三			四三六、五一七	
五三 千 人 以上	八二、三七二			五三四、七七四	
一五 万 人 以上	九五、一六七			六四二、二五九	
一 万 五 千人 以上	九八、三九〇			七四〇、一七一	
二 万 五 千人 以上	一一一、七四四			八六九、二五六	
三二 万 人 以上	一二一、八九三			一、〇二六、六九九	
三 万 人 以上	一七六、〇六二			一、一五四、五一五	

開票区 の 選挙 人の 数

開票区 の 選挙 人の 数	金	額
千 人 以上	一六八、三三六	
二 千 人 以上	二六三、〇二五	
三二 千 人 以上	三五七、七二四	
五三 千 人 以上	四五二、四〇三	
一五 万 人 以上	五四七、〇九二	
一 万 五 千人 以上	六四一、七八一	

二一 万 五 千人 未 以 満上	三二 万 万 人 未 以 満上	三 万 人 以 上
七五七、五二二	九〇四、八〇六	九七八、四五三

第五条第七項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日
千 人 未 満	二四三、三〇七円			二四七、四六七円	
二千 千人 未 満上	三四七、七八八			三五四、二八八	
三二 千人 未 満上	四六一、五四一			四七〇、三八一	
五三 千人 未 満上	五六六、四二二			五七七、六〇二	
一五 万 千人 未 満上	六八〇、五三一			六九四、〇五一	
一一 万 五 千人 未 満上	七八五、〇六七			八〇〇、九二七	
二一 万 五 千人 未 満上	九二二、二四八			九四〇、九六八	
三二 万 人 未 満上	一、〇八九、九九五			一、一一二、三五五	
三 万 人 以 上	一、二二二、九六三			一、二四七、一四三	

第五条第八項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日
千 人 未 満	一八〇、一一二円			一八四、二七二円	
二千 千人 未 満上	二八一、四二五			二八七、九二五	

第五条第九項の表を次のように改める。

三二 千 人 未 以 満上	五三 千 人 未 以 満上	一五 万 人 未 以 満上	一 万 五 千人 未 以 満上	二一 万 五 千人 未 以 満上	三二 万 人 未 以 満上	三 万 人 以 上
三八二、七三八	四八四、〇五一	五八五、三六四	六八六、六七七	八一〇、五〇四	九六八、一〇二	一、〇四六、九〇一
三九一、五七八	四九五、二三一	五九八、八八四	七〇二、五三七	八二九、二二四	九九〇、四六二	一、〇七一、〇八一

開票区 の選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日
千 人 未 満	二五一、六一一円			二五五、七七一円	
二千 千人 未 満上	三六〇、七六三			三六七、二六三	
三二 千 人 未 満上	四七九、一八七			四八八、〇二七	
五三 千 人 未 満上	五八八、七三九			五九九、九一九	
一五 万 人 未 満上	七〇七、五二九			七二一、〇三九	
一 万 五 千人 未 満上	八一六、七二六			八三二、五八六	
二一 万 五 千人 未 満上	九五九、六一六			九七八、三三六	
三二 万 人 未 満上	一、一三四、六二九			一、一五六、九八九	
三 万 人 以 上	一、二七一、二三〇			一、二九五、四一〇	

第五条第十項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数		投票の翌日	平	日	休	日
千 人	未 満			一八八、四一六 円		一九二、五七六 円
二千 人	以 未 満上			二九四、四〇〇		三〇〇、九〇〇
三千 人	未 満上			四〇〇、三八四		四〇九、二二四
五千 人	未 満上			五〇六、三六八		五一七、五四八
一万 人	未 満上			六二二、三五二		六二五、八七二
一万 五 千人	以 未 満上			七二八、三三六		七三四、一九六
二万 五 千人	以 未 満上			八四七、八七二		八六六、五九二
三万 人	未 満上			一、〇二二、七三六		一、〇三五、〇九六
三万 人	以 上			一、〇九五、一六八		一、一一九、三四八

第五条第十一項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数		開票日	平	日	休	日
千 人	未 満			六三、一九五 円		二二一、五三一 円
二千 人	以 未 満上			六六、三六三		三二九、三八八
三千 人	未 満上			七八、八〇三		四三六、五一七
五千 人	未 満上			八二、三七一		五三四、七七四
一万 人	未 満上			九五、一六七		六四二、二五九

第五条第十二項の表を次のように改める。

一万 五 千人	以 未 満上	九八、三九〇	七四〇、一七一
二万 五 千人	以 未 満上	一一一、七四四	八六九、二五六
三万 人	未 満上	一二一、八九三	一、〇二六、六九九
三万 人	以 上	一七六、〇六二	一、一五四、五一五

第五条第十四項中「四千十八円」を「四千八十五円」に改め、同条第十五項中「距つた」を「離れた」に、「においては」を「には」に改め、同条第十六項中「においては」を「には」に、「借料」を「当該建物の借料」に改める。

第六条第一項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数		金	額
千 人	未 満		一六八、三三六 円
二千 人	以 未 満上		二六三、〇二五
三千 人	未 満上		三五七、七一四
五千 人	未 満上		四五二、四〇三
一万 人	未 満上		五四七、〇九二
一万 五 千人	以 未 満上		六四一、七八一
二万 五 千人	以 未 満上		七五七、五二二
三万 人	未 満上		九〇四、八〇六
三万 人	以 上		九七八、四五三

百 五 十 人 以 上	百 五 十 人 以 上	百 五 十 人 以 上	百 五 十 人 以 上	百 五 十 人 以 上	百 五 十 人 以 上
九二	一二五	一三九	一六二	一八六	二〇九

第八条第四項中「当該期日前投票所の属する市区町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における衆議院小選挙区選出議員の選挙については、各選挙区に属する一の投票区の同項の規定による基本額に相当する額を合算した額」とし、参議院比例代表選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について一の投票区の同項の規定による基本額に相当する額に改め、同条第五項の表を次のように改める。

衆議院名簿届出政党等の数	金 額
十 四 未 満	四一円
二十 四 七 以 未 満 上	五八
二 十 七 以 上	八八

第八条第六項を削り、同条第七項中「前三項」を「前二項」に、「市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者」を「公職選挙法第一百七十五条第二項の規定に基づく政令で定めるもの」に改め、同項に次のたし書を加える。

ただし、当該投票を記載する場所の属する市区町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における衆議院小選挙区選出議員の選挙に係る当該投票を記載する場所の候補者氏名等揭示費の基本額は、各選挙区に属する一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額を合算した額とする。

第八条第七項を同条第六項とする。
第八条の二中「千三百六十五円」を「千四百四円」に改め、同条ただし書中「においては」を「には」に改め、同条の表を次のように改める。

区画数	区市町村	区	市	町 村
九 未 満	一五、一二〇円	一四、〇四〇円	二、九六〇円	
十九 三 以 未 満 上	一六、七四〇	一五、六六〇	一四、五八〇	
十 三 以 上	一八、三六〇	一七、二八〇	一六、二〇〇	

第九条第一項の表を次のように改める。

開 催 の 時 間	金 額
平日 昼間(午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする)	八、四四八円
休日 夜間(午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)	二四、七九二
休日	二六、〇九一

第九条第二項中「一万六千五百五十円」を「一万六千二百三十六円」に、「一万七千八百二十六円」を「一万七千五百三十五円」に改め、同条第三項中「七十円」を「七十二円」に、「百円」を「百三十三円」に、「百四十七円」を「百五十一円」に、「二百五十二円」を「二百五十九円」に改め、同条第四項中「四百二十四円」を「四百三十六円」に改め、同条第五項中「五百二十五円」を「五百四十円」に改め、同条第六項中「においては」を「には」に、「三百七十四円」を「四百四十円」に改め、同項ただし書中「七百四十八円」を「八百二十円」に、「六百五十八円」を「七百二十二円」に、「六百四十円」を「七百一円」に、「五百十六円」を「五百六十六円」に改める。

第十三条第一項ただし書中「選挙人及び」を「選挙人の数若しくは」に、「投票所及び開票所数並びに」を「投票所の数若しくは開票所の数又は」に改め、同項の表を次のように改める。

区 分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
選挙人の数が五十万人未満のもの	一七、八〇六、三〇六円	一三、六二一、七六九円
選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二一、五六四、八九六	一六、四二〇、三八四
選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	二五、一〇八、七二七	一九、一二三、三六五
選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	二七、六一五、二三〇	二〇、九〇五、三三〇

六〇

都道府県	大 都 市										認 定 出 先 機 関	都道府県の支庁又は地方事務所	町 村																																																																																																																																																																																																																													
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	選挙人の数が三百万人以上のもの	選挙人の数が五万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	選挙人の数が二十万人以上三十万人未満のもの																																																																																																																																																																																																																																
都道府県	三、四二五、五八一	二、〇二八、五五三	二、八二六、五九一	三、八六七、七一八	四、八六七、七二八	七、二二〇、三五一	八、二三四、三三七	五、一八五、四〇六	六、〇一五、一七七	七、二二四、二二三	八、八四三、二四五	九、九四六、四一四	二、六六六、八〇一	三、六六六、八五三	四、一四四、九二二	五、七一一、五八五	六、二八八、九六一	七、二二〇、三五一	八、二三四、三三七	九、九四六、四一四	一〇、七七六、一八五	一〇、三三四、七八九	一〇、二二〇、三五一	一〇、一五五、一七七	一〇、〇九二、八四二	九、九四六、四一四	九、八八四、二四五	九、八二六、五九一	九、七六八、七二八	九、七一一、五八五	九、六五五、一七五	九、五四〇、二七六	九、四八二、二七六	九、四二五、二七六	九、三六八、七二八	九、三一〇、三五一	八、二三四、三三七	七、二二四、二二三	六、〇一五、一七七	五、一八五、四〇六	四、一四四、九二二	三、六六六、八五三	二、六六六、八〇一	一、七二六、一八五	〇、七二六、一八五	〇、三三四、七八九	〇、二二〇、三五一	〇、一五五、一七七	〇、〇九二、八四二	〇、〇三三四、七八九	〇、〇二二〇、三五一	〇、〇一五五、一七五	〇、〇〇九二、八四二	〇、〇〇三三四、七八九	〇、〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇九二、八四二	〇、〇〇三三四、七八九	〇、〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇九二、八四二	〇、〇〇三三四、七八九	〇、〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇九二、八四二	〇、〇〇三三四、七八九	〇、〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇〇三三四、七八九	〇、〇〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇〇一五五、一七五	〇、〇〇九二、八四二	〇、〇〇三三四、七八九	〇、〇〇二二〇、三五一	〇、〇〇一五五、一七五	〇、〇〇〇九二、八四二	〇、〇〇

認定出先機関	大 都 市	区				市						町 村					
		選挙人の数が五十万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	選挙人の数が二百二十五万人以上百万人未満のもの	選挙人の数が百万人以上二百五十万人未満のもの	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	選挙人の数が三百万人以上三百万人以上三百万人未満のもの	選挙人の数が三百万人以上三百万人以上三百万人未満のもの	選挙人の数が三百万人以上三百万人以上三百万人未満のもの	選挙人の数が三百万人以上三百万人以上三百万人未満のもの	選挙人の数が三百万人以上三百万人以上三百万人未満のもの	選挙人の数が三百万人以上三百万人以上三百万人未満のもの	選挙人の数が三百万人以上三百万人以上三百万人未満のもの	選挙人の数が三百万人以上三百万人以上三百万人未満のもの	選挙人の数が三百万人以上三百万人以上三百万人未満のもの
二、二三八、二九七	九、二四五、八三一	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六
一、七二一、〇一四	七、二九一、四六五	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九

第十三条第三項中「においては、次の二を」には、次の二に改め、同項の表を次のように改める。

認定出先機関	大 都 市	区	都道府県												衆議院議員選挙	参議院議員選挙
			選挙人の数が五十万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	選挙人の数が二百二十五万人以上百万人未満のもの	選挙人の数が百万人以上二百五十万人未満のもの	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	選挙人の数が三百万人以上三百万人以上三百万人未満のもの	選挙人の数が三百万人以上三百万人以上三百万人未満のもの	選挙人の数が三百万人以上三百万人以上三百万人未満のもの	選挙人の数が三百万人以上三百万人以上三百万人未満のもの	選挙人の数が三百万人以上三百万人以上三百万人未満のもの		
二、二三八、二九七	九、二四五、八三一	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	四、〇一〇、三二六	一、〇五九、三六四	七九九、五二〇
一、七二一、〇一四	七、二九一、四六五	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	一、〇五九、三六四	七九九、五二〇

町			
村			
選挙人の数が十五万人以上のもの	三五五、三七六	二六一、八五六	
選挙人の数が千人未満のもの			
選挙人の数が千人以上二千人未満のもの			
選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの			
選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	五六、一二二	三七、四〇八	
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	七四、八一六	五六、一二二	
選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	七四、八一六	五六、一二二	
選挙人の数が二万人以上のもの	七四、八一六	五六、一二二	

第十三条第四項中「においては」を「には」に、「一万二千二百十四円」を「一万二千三百十二円」に、「五千六百七円」を「六千五百六円」に改め、同項の表を次のように改める。

都道府県、市町村等 寒冷地手当 の支給地域	都道府県	市町村等	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
一 級 地	二四、六二四円	―	一二、三二二円
二 級 地	二一、六六九	―	一〇、八三五
三 級 地	二一、〇五四	―	一〇、五二七
四 級 地	一六、九九一	―	八、四九五

第十三条第七項中「こえる」を「超える」に改め、同条第八項中「当該選挙」を「国会議員の選挙」に改め、同条第十一項中「においては」を「には」に改める。

第十三条の二第一項中「七百二十七円」を「七百五十三円」に改める。

第十三条の三「千四百六十四円」を「千五百

十四円」に、「四百十四円」を「四百二十八円」に改める。

第十五条第一項中「参議院合同選挙区選挙」を「公職選挙法第五条の六第一項に規定する合同選挙区都道府県」に、「場合は」を「場合には」に、「千四百八十四円」を「千五百七十四円」に、「においては」を「には」に、「百五十九円」を「百

六十九円に改める。

第十七条第二項中「場合における」を「ときににおける」に、「二、二七四、六四七」を「二、二八〇、三六五」に、「一、二七五、六七六」を「一、二七八、二二七」に、「百十二万九千三百十円」を「百十萬八千九百六十七円」に、「六十八萬三千九百八十八円」を「六十七萬六千七百七十八円」に改める。

第二十一条中「第四条の二第三項」の下に「から第五項まで」を加える。

第二条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条中第二十号を第二十一号とし、第二号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 共通投票所経費

第四条の二第六項を同条第七項とし、同条第五項中「当該選挙人名簿が公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類」及び「当該在外選挙人名簿が同法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 期日前投票所、公職選挙法第四十八條の二第六項において準用する同法第四十條第一項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げたものについては、投票を行わせる日ごとに当該期日前投票所を開いている時間が十一時間三十分を超える時間一時間につき、二千六百十七円を加算する。

第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に

次の一条を加える。

(共通投票所経費)

第四条の二 共通投票所経費の基本額は、三万四千円とする。

2 共通投票所については、当該共通投票所を設けた市区町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間外において投票を行わせる場合には、当該共通投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として総務大臣が定める額を加算する。

3 共通投票所が市町村(特別区を含む)の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

4 市区町村の選挙管理委員会が共通投票所の事務を行うための設備(次項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。)を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

5 市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿若しくはその抄本(当該選挙人名簿が公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条第六項において同じ。)又は在外選挙人名簿若しくはその抄本(当該在外選挙人名簿が同法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条第六項において同じ。)の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会、投票所の投票管理者及び共通投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線

で接続した電子情報処理組織を整備した場合
には、都道府県の選挙管理委員会があらかじ
め承認した当該電子情報処理組織の整備及び
運用に係る委託費を加算する。

6 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対す
る共通投票所までの交通手段の提供について
費用を要した場合には、当該費用として総務
大臣が定める額を加算する。

第八条第六項を同条第七項とし、同条第五項
を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第
三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第
三項の次に次の一項を加える。

4 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区
選出議員の選挙における共通投票所の候補者

七 共通投票所の投票立会人

第十四条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

一日につき 一万七百元
一日につき 一万二千六百元

第二十一条中「まで」の下に、「第四条の三第
四項から第六項まで」を加える。

(公職選挙法の一部改正)

第三条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の
一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「住所」の下に「(次条第二項
に規定する者にあつては、その者が当該市町村
の区域内から住所を移す直前に住民票に記載さ
れていた住所。第二十三条第一項において同
じ。)」を加える。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(共通投票所)

第四十一条の二 市町村の選挙管理委員会は、
選挙人の投票の便宜のため必要があると認め
る場合(当該市町村の区域を分けて数投票区
を設けた場合に限る。)には、投票所のほか、
その指定した場所に、当該市町村の区域内
(衆議院小選挙区選出議員の選挙若しくは都
道府県の議会の議員の選挙において当該市町

氏名等掲示費の基本額は、一の共通投票所に
ついて一の投票区の第一項の規定による基本
額に相当する額とし、衆議院比例代表選出議
員の選挙における共通投票所の候補者氏名等
掲示費の基本額は、一の共通投票所について
一の投票区の第二項の規定による基本額に相
当する額とし、参議院比例代表選出議員の選
挙における共通投票所の候補者氏名等掲示費
の基本額は、一の共通投票所について一の投
票区の前項の規定による基本額に相当する額
とする。

第十四条第一項中第八号を第十号とし、第七
号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号
を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

村が二以上の選挙区に分かれているとき、又
は第十五条第六項の規定による選挙区がある
ときは、当該市町村の区域内における当該選
挙区の区域内のいずれの投票区に属する選
挙人も投票をすることができ、共通投票所を
設けることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定に
より共通投票所を設ける場合には、投票所に
おいて投票をした選挙人が共通投票所におい
て投票をすること及び共通投票所において投
票をした選挙人が投票所又は他の共通投票所
において投票をすることを防止するために必
要な措置を講じなければならない。

3 天災その他避けることのできない事故によ
り、共通投票所において投票を行わせること
ができないときは、市町村の選挙管理委員会
は、当該共通投票所を開かず、又は閉じるも
のとする。

4 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定に

より共通投票所を開かず、又は閉じる場合に
は、直ちにその旨を告示しなければならない
い。

合における次の表の上欄に掲げる規定の適用
については、これらの規定中同表の中欄に掲
げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字
句とする。

第三十七条第二項及 び第六項	選挙権	選挙権(共通投票所の投票管理者 にあつては、選挙権)
第三十八条第一項	登録された者	登録された者(共通投票所にあつ ては、選挙権を有する者)
第三十八条第二項	投票所	投票所又は共通投票所
第三十八条第四項	投票区	投票所又は一の共通投票所
次条第一項ただし 書、第四十四条第一 項、第四十五条第一 項、第四十六条第一 項から第三項まで、 第四十六条の二第一 項及び第四十八条第 二項	投票所	投票所又は共通投票所
第五十一条	第六十条	第六十条(第四十一条の二第六項 において準用する場合を含む。)
第五十一条ただし書 及び第五十三条第一 項	投票所外	投票所外又は共通投票所外
第六十六条第二項	各投票所	各投票所、共通投票所
第六十六条第二項 及び第六十五条の二	投票所	投票所又は共通投票所
第六十七条第五項第一 項	投票所内	投票所内及び共通投票所内
第二百一条の十二第 二項	投票所	投票所又は共通投票所

6 前二条及び第五十八条から第六十条までの規定は、共通投票所について準用する。この場合において、第四十条第一項ただし書中「選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さない」と認められる特別の事情のある場合に限り」とあるのは「必要がある」と認めるときは」と、「若しくは」とあるのは「若しくは当該時刻を」と、「時刻を四時間以

7 第一項の規定により共通投票所を設ける場合において、第五十六条又は第五十七条第一項の規定により投票の期日を定めたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	場所に、	
	(の)	場所に、選挙の期日においては当該選挙の期日に投票を行う
前項	「時刻を」	「時刻を」と、前条第二項中「天災その他避けることのできない事故に因り前項」とあるのは「第五十六条又は第五十七条第一項の規定により投票の期日を定めた場合において、前項の規定、次条第六項において準用する第四十一条第二項の規定又はこの項」と、「変更したときは、選挙の当日を除く外」とあるのは「設置する場所若しくは期日を変更し、又は当該共通投票所を設けないこととしたときは」

8 前各項に定めるもののほか、共通投票所に関し必要な事項は、政令で定める。
第四十八条の二第四項を同条第七項とし、同条第三項の表第四十条第一項の項を次のように改める。

第四十条第一項	午前七時	午前八時三十分
第四十八条の二第三項の表第四十条第一項の項の次に次のように加える。		

第四十条第一項ただし書

選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さない」と認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。
一 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が一である場合 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。

二 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が二以上である場合(午前八時三十分から午後八時までの間において、いずれか一以上の期日前投票所が開いている場合に限る。) 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。

第四十八条の二第三項を同条第六項とし、同条第二項中「前項の場合においては、」を「第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同項の表第四十二条第一項の項中「第四十二条第一項」を「第四十二条第一項ただし書」に改め、同表第五十一条の項中「第四十八条の二第三項」を「第四十八条の二第六項」に改め、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。
2 市町村の選挙管理委員会は、二以上の期日前投票所を設ける場合には、一の期日前投票

所において投票をした選挙人が他の期日前投票所において投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。
3 天災その他避けることのできない事故により、期日前投票所において投票を行わせることができないときは、市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を開かず、又は閉じるものとする。
4 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を告示しなければならない

第四十九条の二第二項を次のように改める。

2 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙におい

て投票をしようとするものの国内における投票に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十二條第一項ただし書	選舉人名簿	在外選舉人名簿
第四十四條第一項	投票所	指定在外選舉投票区の投票所
第四十四條第二項	投票所 、選舉人名簿	指定在外選舉投票区の投票所 、在外選舉人証を提示して、在外 選舉人名簿
第四十五條第一項、 第四十六條第一項から 第三項まで及び第 四十八條第二項	投票所 、 書類。次項、第五十五條及び第五 十六條において同じ。	書類 、 第三十條の二第四項
	指定在外選舉投票区の投票所	

第四十九条の二第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票については、選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会が第四十一条の二第二項の規定により共通投票所を設ける場合には、当該市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所において、行わせることができる。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、前項の規定は、適用しない。

第四十一条の二第二項	前項の規定により共通投票所を設ける	第四十九条の二第三項の規定により共通投票所を指定した
------------	-------------------	----------------------------

、投票所	、指定在外選挙投票区の投票所
が共通投票所	が同項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所（以下「指定共通投票所」という。）
及び共通投票所	及び指定共通投票所

第四十一条の二第五項	他の共通投票所	が投票所
第四十一条の二第五項の表次条第一項ただし書、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十六条の二第一項及び第四十八条第二項の項	第一項の規定により共通投票所を設ける 次条第一項ただし書、第四十四条第一項、第四十六条の二第一項及び投票所又は共通投票所	が指定在外選挙投票区の投票所
第四十二条第一項ただし書	投票所	指定在外選挙投票区の投票所又は指定共通投票所
第四十四条第二項	選挙人名簿 投票所 選挙人名簿 当該選挙人名簿 第十九条第三項 書類、次項、第五十五条及び第五十六条において同じ。	在外選挙人名簿 指定在外選挙投票区の投票所又は指定共通投票所 在外選挙人証を提示して、在外選挙人名簿 当該在外選挙人名簿 第三十条の二第四項 書類
第四十四条第二項	、選挙人名簿 当該選挙人名簿 第十九条第三項 書類、次項、第五十五条及び第五十六条において同じ。	在外選挙人証を提示して、在外選挙人名簿 当該在外選挙人名簿 第三十条の二第四項 書類

第四十八条の二第一項	期日前投票所	市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所(次項及び第五項において「指定期日前投票所」という。)
第四十八条の二第一項第二号及び第五号	投票区	指定在外選挙投票区
第四十八条の二第二項	二以上の期日前投票所を設ける	前項の規定により二以上の指定期日前投票所を指定した
第四十八条の二第五項	期日前投票所において投票を行わせる	指定期日前投票所を指定した
第四十八条の二第五項の表第四十二条第一項ただし書の項	選挙	選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、選挙
第四十八条の二第二項	第四十八条の二第二項	在外選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、第四十八条の二第二項
第四十八条の二第五項の表第四十五条第一項の項及び第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項の項	期日前投票所	指定期日前投票所(第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される第四十八条の二第二項に規定する指定期日前投票所をいう。以下第四十八条までにおいて同じ。)

第五十五条中「次条を」以下この条及び次条に改め、同条に次のただし書を加える。
ただし、当該選挙人名簿が第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製され

ている場合で政令で定めるときは選挙人名簿又はその抄本を、当該在外選挙人名簿が第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合で政令で定めると

きは在外選挙人名簿又はその抄本を、それぞれ、送致することを要しない。

第五十七条第一項中「により」の下に、「投票所において、」を加え、「とき又は」を「とき、又は」に改め、同項ただし書中「ただし、その期日は」を「この場合において、」に、「において、」を「は、直ちにその旨を告示するとともに、更に定めた期日を」に改める。

第五十八条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、選挙人の同伴する子供(幼児、児童、生徒その他の年齢満十八年未満の者をいう。以下この項において同じ。)、投票所に入ることができず、ただし、投票管理者が、選挙人の同伴する子供が投票所に入ることにより生ずる混雑、けん闘その他これらに類する状況から、投票所の秩序を保持することができなくなるおそれがあると認め、その旨を選挙人に告知したときは、この限りでない。

3 選挙人を介護する者その他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた者について、前項本文と同様とする。

第七十三条中「第五十七条第一項本文」を「第五十七条第一項前段」に、「準用する」を「準用する」に改める。

第七十四条中「第五十八条本文」を「第五十八条第一項」に改める。

第八十四条中「第五十七条第一項本文」を「第五十七条第一項前段」に、「に、」を「について」に、「同項本文」を「同項前段」に改める。

第八十五条中「第五十八条本文」を「第五十八条第一項」に改める。

第二百二十八条第一項中「投票所」の下に「共通投票所及び」を加え、「以下この章を」次条及び第二百三十二条に、「禁錮」を「禁錮」に改

め、同条第二項中「開き」を「開き、」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二百六十三条第三号中「期日前投票所」を「共通投票所、期日前投票所」に改める。

第二百六十九条中「資格を」を削り、「記録されている者」の下に「前条第二項に規定する者にあつては、当該市の区域内から住所を移す直前に当該区又は総合区の区長又は総合区長が作成する住民基本台帳に記録されていた者」を加える。

第二百七十条の二第一項中「する行為」を「行う行為」に、「するもの」を「行うもの」に改め、「午前八時三十分」の下に「当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午前六時三十分から午前八時三十分までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻」を加え、「午後八時まで」を「午後十時まで」に、「にあつては」を「には、」に、「すること」を「行うこと」に改め、同条第二項中「する行為」を「行う行為」に、「しなければ」を「行わなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項から第五項まで及び附則第四条から第七条までの規定は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

(適用区分等)

第二条 第一条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下この項及び次項において「新基準法」という。)の規定(新基準法第十三条の三の規定を除く。)及び次条の規定による改正後の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一国会議員の選

挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の項の規定は、この法律の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

2 新基準法第十三条の三の規定は、公職選挙法第三十条の三第一項に規定する申請の時の属する日(以下この項において「申請の日」という。)が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請について適用し、申請の日が施行日の前日以前である在外選挙人名簿の登録の申請については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、第三条の規定による改正後の公職選挙法(以下この項及び次項において「新公職選挙法」という。)の規定(新公職選挙法第二十条第一項及び第二百六十九条の規定を除く。)、附則第四条の規定による改正後の地方自治法別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の項の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条の規定並びに附則第六条の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第四十七号)第三条第一項及び第八条の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日(以下この条において「一部施行日」という。)の翌日以後初めてその期日を公

示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は一部施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下この項及び第五項において「公示日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

4 新公職選挙法第二十条第一項及び第二百六十九条の規定は、公職選挙法第二十二条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日(選挙人名簿に登録される資格の決定の基準となる日)をいう。以下この項において同じ。が一部施行日の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は一部施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙のうちその期日の公示の日が早いものにおける同条第二項の規定による選挙人名簿の登録(以下この項において「次回の国政選挙における登録」という。)に係る基準日以後であるものについて適用し、同条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日が次回の国政選挙における登録に係る基準日前であるものについては、なお従前の例による。

5 一部施行日から起算して三月を経過する日までの間における公示日以後その期日を告示される選挙に係る公職選挙法第九条第六項の規定の適用については、同項中「の者」とあるのは、「以上満二十年以下の者」とする。
第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の項中「第四条の二第三項」の下に「から第五項まで」を加える。

第四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第七十四条第五項中「同法第二十七条第二項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者(都道府県に係る請求にあつては、当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。を除く。を削り、同条第六項第一号中「第二十七条第一項の下に」又は第二項を加え、「同項」を「これらの項」に改め、「当該市町村の区域内に住所を有しなくなった旨の

表示をされている者のうち」を削り、「もの」を「者(同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示をされている者を除く。に改める。
第二百二十七条第一項中「昭和二十三年法律第九十四号」を削る。

別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の項中「まで」の下に「第四条の三第四項から第六項まで」を加える。
(漁業法の一部改正)

第五条 漁業法の一部を次のように改正する。
第九十四条の表第三十四条第四項第六号の項の次に次のように加える。

第四十一条の二第五項		第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで	第四十五条第一項
第四十一条の二第六項(同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)		前二条	第四十八条第二項及び漁業法第九十条第三項
第九十四条の表第四十八條の二第二項の項中「第四十八條の二第二項」を「第四十八條の二第五項」に改め、同表第四十八條の二第三項の項中「第四十八條の二第三項」を「第四十八條の二第六項」に改める。		前条	

に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「投票所」の下に「共通投票所及び」を加え、「この条において」を削る。
第八条中「においては」を「には」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同条の表第四十八條の二第二項の表の項を次のように改める。

第四十八条の二第五項の表

閉鎖しなければ	状態にしなければ
入れさせる場合	入れさせる場合又は当該電磁的記録式投票機を用いて投票させる場合
開かなければ	開き、又は当該電磁的記録式投票機を投票できる状態にしなければ
投票箱を開いた場合	投票箱を開いた場合又は電磁的記録式投票機を投票できる状態にした場合

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第七條 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「(同法第二十七條第二項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者を除く。)」を削る。

第五條第三十項中「署名について」の下に

「それぞれを加え、」表示をされている」を「されている」に改め、「当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた旨の表示をされている者のうち」を削り、「ものを」を「者(同法第十一條第一項若しくは第二百五十二條又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第二十八條の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされている者を除く。)」に改める。

正

第八條 公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四條を削る。

附則第二條第二項中「及び第四條の規定による改正後の農業委員会等に関する法律(附則第四條及び第六條において「新農業委員会等に関する法律」という。の規定)」を削る。

附則第四條中「新漁業法の規定及び新農業委員会等に関する法律を」及び「新漁業法」に改める。

附則第五條第一項中「及び農業委員会等に関する法律」を「第九十四條」に、「同項に規定する罪、同法」を「同項(漁業法第九十四條において読み替えて準用する場合を含む。)」に規定する罪、公職選挙法」に改め、「若しくは農業委員会の委員の選挙の当選人」及び「若しくは農業委員会等に関する法律第十一條」を削り、同條第四項中「(農業委員会等に関する法律において準用する場合を含む。)」を削る。

附則第六條中「新漁業法の規定及び新農業委員会等に関する法律」を「及び新漁業法」に改める。

理由

最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、選挙人の投票しやすい環境を整えるため、共通投票所における投票及び期日前投票の投票時間の弾力的な設定を可能とし、投票所に入ることができる選挙人の同伴する子供の範囲を拡大する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、選挙人の投票しやすい環境を整えるため、共通投票所における投票及び期日前投票の投票時間の弾力的な設定を可能とし、投票所に入ることができる選挙人の同伴する子供の範囲を拡大する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

(一) 最近における選挙等の執行状況を踏まえ、選挙人に対する投票所等までの交通手段の提供に係る加算規定及び期日前投票所における選挙人名簿のオンライン対照等の

設備の整備に係る加算規定を設けるとともに、開票所経費の基準額を改定すること。

(二) 最近における物価の変動等を踏まえ、投票所経費及び事務費等の基準額を改定すること。

(三) 2に伴い、共通投票所経費を創設するとともに、期日前投票所の投票時間の弾力的な設定に対応した基準額を設定すること。

2 公職選挙法の一部改正

(一) 市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認める場合には、投票所のほか、その指定した場所に、当該市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票をすることができる共通投票所を設けることができるものとする。

(二) 期日前投票所の開閉時間について、市町村の選挙管理委員会は、開く時刻を午前八時三十分から二時間以内の範囲内において繰り上げること及び閉じる時刻を午後八時から二時間以内の範囲内において繰り下げることができるもの等とすること。

(三) 選挙人の同伴する子供(幼児、児童、生徒その他の年齢満十八年未満の者をいう。)は投票所に入ることができるものとする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、1の(三)及び2については公職選挙法等の一部を改正する法律(選挙権年齢の十八歳への引下げ法)の施行の日(平成二十八年六月十九日)から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、選挙人の投票しやすい環境を整えるため、共通投票所における投票及び期日前投票の投票時間の弾力的な設定を可能とし、投票所に入ることができない選挙人の同伴する子供の範囲を拡大する等の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、期日前投票所の増設等に関する規定及び期日前投票所の開閉時間に係る検討に関する規定を追加する修正を行う必要があるものと認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二十八年一度一般会計予算に約二十四億六千七百万円が計上されている。
右報告する。

平成二十八年三月二十三日

政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に関
する特別委員長
衆議院議長 大島 理森殿
山本 公一

(別紙)

三 公職選挙法の一部改正

第三條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四十八條の二第四項を同条第七項とし、同条第三項の表第四十條第一項の項を次のように改める。

第四十條第一項

午前七時

午前八時三十分

第四十八條の二第三項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を設ける場合には、当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮し、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとする。

第四十八條の二第三項を同条第六項とし、同

条第二項中「前項の場合においては、」を「第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同項の表第四十二條第一項の項中「第四十二條第一項」を「第四十二條第一項ただし書」に改め、同表第五十一條の項中「第四十八

4 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。市町村の選挙管理委員会が当該期日前投票所を開く場合も、同様とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項から第五項まで及び附則第四条から第七条まで〇及び第九條

の規定は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

(検討)

第九條 期日前投票所の開閉時間については、この法律の施行後における期日前投票の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて、期日前投票所を開く時刻の繰上げその他の必要な措置が講ぜられるものとする。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十八年一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第一条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給

法(昭和四十一年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十三年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改め、同条ただし書中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第三条第一項中「平成二十三年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改め、同項第二号を次のように改める。

一 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)第四条第一項に規定する国債(平成二十八年四月一日において支払期日の到来していないものがある場合に限る。)の交付を受けた者(受けることができる者を含む。)

第三条第一項第二号を削り、同項第三号中「平成二十三年十月一日」を「平成二十八年四月一日」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削る。

附則第二項中「平成二十三年十月一日」を「平成二十八年十月一日」に改める。

第二条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十八年四月一日」を「平成二十三年四月一日」に改め、同条ただし書中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第三条第一項中「平成二十八年四月一日」において戦傷病者等を「平成二十三年四月一日において戦傷病者等」に改め、同項第一号中「平成二十八年四月一日」を「平成二十三年四月一日」に改め、同項第二号中「平成二十八年四月一日」を

「平成三十三年四月一日」に、「執行猶予の言渡しを受けた者で同日においてその言渡しを取り消されていないものを「執行猶予中の者」に改める。

附則第二項中「平成二十八年十月一日」を「平成三十三年十月一日」に改める。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第三条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和二十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六十七項を附則第七十六項とし、附則第六十六項の次に次の九項を加える。

67 平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）による

改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

68 平成十五年四月一日から平成二十五年三月

三十一日までの間に死亡した戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号）以下「平成二十三年法律第二十五号」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者（平成十八年法律第九十五号附則第二条第二項に規定する者を除く。）に限る。）であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

69 平成十八年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した平成十八年法律第九十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成十八年法律第九十五号附則第二条第三項の規定により平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受け

る権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

70 平成十八年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した平成二十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成十八年法律第九十五号附則第二条第四項の規定により平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第四項に規定する者とみなす。

71 平成十八年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した平成八年法律第十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成十八年法律第九十五号附則第二条第六項の規定により平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

72 平成十八年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成十八年法律第九十五号附則第二条第六項の規定により平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第四項に規定する者とみなす。

八年法律第九十五号附則第二条第五項の規定により平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第四項に規定する者とみなす。

73 平成十八年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十九年法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者

を含むものとし、平成十八年法律第九十五号附則第二条第七項の規定により平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第五項に規定する者とみなす。

74 平成十八年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成十八年法律第九十五号附則第二条第八項の規定により平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第五項に規定する者とみなす。

75 平成十八年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十一年法律第二十二号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和二十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と

読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成十八年法律第九十五号附則第二条第九項の規定により平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第六項に規定する者とみなす。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び附則第四条の規定 平成二十八年十月一日

二 第二条並びに附則第五条及び第六条の規定 平成三十三年四月一日

三 附則第七条の規定 平成三十三年十月一日

(第一条の規定による戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下この条並びに附則第四条及び第五条において「平成二十八年旧法」という。）の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の戦傷病者等の妻

に対する特別給付金支給法（以下この条から附則第四条までにおいて「平成二十八年新法」という。）第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号。以下「平成二十三年改正法」という。）附則第二条第二項に規定する者及び平成二十八年旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

3 平成二十八年旧法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和二十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成二十八年四月一日において、平成二十八年新法第二条各号に掲げる給付（以下この条及び附則第四条において「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたこととある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。以下この条及び附則第五条

において同じ。）であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成二十八年旧法第三条第一項の特別給付金（以下「平成二十三年特別給付金」という。）を受ける権利を取得した者に限る。

4 平成二十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和二十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたこととある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成二十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金（以下「平成十八年特別給付金」という。）を受ける権利を取得した者（戦傷病者等の妻に対す

る特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律(平成十八年法律第九十五号。以下「平成十八年改正法」という。)附則第二条第二項に規定する者を除く。)に限る。

5 平成十八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者(以下「戦傷病者等」という。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十八年改正法附則第二条第三項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者(以下「戦傷病者等」という。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十八年改正法附則第二条第四項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

7 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十五号。以下「平成八年改正法」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けて

いるとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者(以下「戦傷病者等」という。))の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十八年改正法附則第二条第五項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

8 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律(平成三年法律第五十五号。以下「平成三年改正法」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者(以下「戦傷病者等」という。))の当該給付に係る障害の程度が恩

給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十八年改正法附則第二条第六項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

9 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十三号。以下「昭和五十九年改正法」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者(以下「戦傷病者等」という。))の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十八年改正法附則第二条第七項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

10 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正

する法律(昭和五十四年法律第二十九号。以下「昭和五十四年改正法」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十八年改正法附則第二条第八項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

のうちに一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等若しくは戦傷病者等となる者(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつたことにより、平成十八年改正法附則第二条第九項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

12 第三項から前項までの規定により平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に支給する同項の特別給付金の額は、平成二十八年新法第四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(第三項から前項までに規定する戦傷病者等又は戦傷病者等となる者で恩給法別表第一号表ノ三の第二款から第五款にまで該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金については、その額の二分の一に相当する額)とする。

一 第三項から第六項までの規定により支給する特別給付金 三十万円

二 第七項及び第八項の規定により支給する特別給付金 四十五万円

三 第九項から前項までの規定により支給する特別給付金 五十万円

(平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金の支給の特例)

第三条 平成二十八年新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを、昭和六年九月十八日と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者(次に掲げる者を除く。)には、同項の特別給付金を支給する。

一 昭和五十一年改正法附則第六条により昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五十三号)附則第四条の規定により平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

三 平成三年改正法附則第三条の規定により平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

四 平成八年改正法附則第三条の規定により平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

五 平成十三年改正法附則第三条の規定により平成十八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項

の特別給付金を受ける権利を取得した者

六 平成十八年改正法附則第三条の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

七 平成二十三年改正法附則第三条の規定により平成二十三年特別給付金を受ける権利を取得した者

第四条 次の各号に掲げる戦傷病者等(平成十八年十月一日(第二号に規定する戦傷病者等にあつては、平成十五年四月一日)から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した者に限る。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む。附則第七条において同じ。)であつて、当該各号に掲げる戦傷病者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの(平成二十八年十月一日において日本の国籍を有しているものに限る。)には、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けていたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当していたときに限る。

一 平成二十八年旧法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規

定する戦傷病者等となる者を含む。平成二十三年特別給付金を受ける権利を取得した者 二 平成二十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者(平成十八年改正法附則第二条第二項に規定する者を除く。)	日とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成十八年改正法附則第二条第五項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者 六 平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成十八年改正法附則第二条第六項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者	2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金は、支給しない。 一 第三条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法附則第六十七項から第七十五項までに規定する者 二 当該戦傷病者等の死亡前に離婚(離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っていると認められる場合を含む。) により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者 三 当該戦傷病者等の死亡後平成二十八年十月一日前に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。附則第七条第二項において同じ。) をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者	3 第一条の規定による戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「新法」という。) 第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、附則第二条第二項に規定する者及び平成三十三年旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。 3 平成三十三年旧法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。) が、平成三十三年四月一日において、平成三十三年新法第二条各号に掲げる給付(以下この条及び附則第七条において「増加恩給等」という。) のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等 当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。) の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成三十三年旧法第三条第一項の特別給付金(以下この条及び次条において「平成二十八年特別給付金」という。) を受ける権利を取得した者(附則第二条第二項に規定する者を除く。) に限る。
三 平成十八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成十八年改正法附則第二条第三項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者	七 昭和五十九年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等 平成十八年改正法附則第二条第七項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者 八 昭和五十一年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成十八年改正法附則第二条第八項又は第九項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者	3 第一項に規定する特別給付金については、平成二十八年新法第四条第一項中「十五万円」戦傷病者等 恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、七万五千円」とあるのは、「五万円」とする。 (第一条の規定による戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置) 第五条 第二条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下この条において「平成三十三年旧法」という。) の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。 2 第二条の規定による改正後の戦傷病者等の妻	五 平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成十八年改正法附則第二条第五項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

平成二十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成三十三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該

平成十八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成三十三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等（妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成三十三年新法第三条第一

平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成三十三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、附則第二条第六項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等 同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定

9 平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成三十三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給

法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、附則第二条第八項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

10 昭和五十九年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、平成三十三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、附則第二条第十項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

11 昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、平成三十三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているときは、第二項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、附則第二条第九項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

12 昭和五十二年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者が、平成三十三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等若しくは戦傷病者等となる者（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当している

るとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、附則第二条第十項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

13 第四項から前項までの規定により平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に支給する同項の特別給付金の額は、平成三十三年新法第四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第四項から前項までに規定する戦傷病者等又は戦傷病者等となる者で恩給法別表第一号表ノ三の第二款から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金については、その額の二分の一に相当する額とする）。

一 第四項から第七項までの規定により支給する特別給付金 三十万円
二 第八項及び第九項の規定により支給する特別給付金 四十五万円
三 第十項から前項までの規定により支給する特別給付金 五十万円

（平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金の支給の特例）
第六条 平成三十三年新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者（次に掲げる者を除く。）には、同項の特別給付金を支給する。

一 附則第三条各号に掲げる者
二 附則第三条の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者
第七条 附則第四条第一項各号に掲げる戦傷病者等（平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に死亡した者に限る。）の妻であつて、当該各号に掲げる戦傷病者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（平成三十三年十月一日において日本の国籍を有しているものに限る。）には、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けていたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当していたときに限る。

二 当該戦傷病者等の死亡後平成三十三年十月一日前に婚姻をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金は、支給しない。
一 附則第四条第二項第一号又は第二号に掲げる者
二 当該戦傷病者等の死亡後平成三十三年十月一日前に婚姻をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

二 当該戦傷病者等の死亡後平成三十三年十月一日前に婚姻をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

二 当該戦傷病者等の死亡後平成三十三年十月一日前に婚姻をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

二 当該戦傷病者等の死亡後平成三十三年十月一日前に婚姻をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

二 当該戦傷病者等の死亡後平成三十三年十月一日前に婚姻をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

3 第一項に規定する特別給付金については、平成三十三年新法第四条第一項中「十五万円(戦傷病者等恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、七万五千円)」とあるのは、「五万円」とする。

理 由

戦傷病者等の妻に対し、特別給付金を継続して支給する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、戦傷病者等の妻に対し、その置かれた状況に鑑み、これまで特別給付金として国債を支給してきたが、その償還が終了することから、国として引き続き慰藉を行うため、特別給付金を継続して支給する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 戦傷病者等の妻に対し、特別給付金として、五年償還の国債を二回支給すること。
- 2 戦傷病者等の妻として支給を受けた国債の償還を終えたとき、夫たる戦傷病者等の死亡により戦没者等の妻となつてゐる者に対し、戦没者等の妻に対する特別給付金として、十年償還の国債を支給すること。

3 この法律は、一部を除き、平成二十八年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

戦傷病者等の妻に対し、国として引き続き慰藉を行うため、特別給付金を継続して支給する等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

特別給付金の支給事務に必要な経費として、平成二十八年度一般会計予算(厚生労働省所管)において約千七百万円が計上されている。

なお、特別給付金に係る国債償還に必要な経費として、平成二十九年度においては一般会計予算(財務省所管)に約三億円が計上される見込みである。

右報告する。

平成二十八年三月二十三日

厚生労働委員長 渡辺 博道

衆議院議長 大島 理森殿

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(第百八十九回国会衆議院提出)

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条の五により送付する。

平成二十八年二月二十四日

参議院議長 山崎 正昭

衆議院議長 大島 理森殿

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律
(小字及び一は修正)

第一条 この法律は、今次の大戦から長期間が経過し、戦没者の遺族をはじめ今次の大戦を体験した国民の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにするとともに、戦没者の遺骨収集の実施に関し基本となる事項等を定めることにより、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講ずることを目的とする。

第二條 この法律において「戦没者の遺骨収集」とは、今次の大戦(昭和十二年七月七日以後における事変を含む。以下同じ。)により沖縄、東京都小笠原村硫黄島その他厚生労働省令で定める本邦の地域又は本邦以外の地域において死亡した我が国の戦没者(今次の大戦の結果、昭和二十年九月二日以後本邦以外の地域において強制抑留された者で、当該強制抑留中に死亡したものを含む。以下同じ。)の遺骨であつて、いまだ收容され、又は本邦に送還されていないものを收容し、本邦に送還し、及び当該戦没者の遺族に引き渡すこと等をいう。

(定義)

第三條 国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、及び確実に実施する責務を有する。

(国の責務)

2 国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を講ずるに当たっては、平成二十七年^八度^ハ以降^ハ三^ハ十六^ハ年度までの間(第五條第一項において「集中実施期間」という。)を、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間とし、戦没者の遺

骨収集を計画的かつ効果的に推進するよう必要な措置を講ずるものとする。

3 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を実施するに当たっては、その円滑かつ確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣その他の関係行政機関の長との連携協力を図るものとする。

(財政上の措置等)

第四條 政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本計画)

第五條 政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 戦没者の遺骨収集の推進に関する施策についての基本的な方針

二 戦没者の遺骨収集の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うために必要な事項

3 厚生労働大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、外務大臣、防衛大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。 (情報の収集等の推進) 第六条 国は、戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集、整理及び分析を推進するため、国内外の施設等において保管されている関係する文献の調査その他の情報の収集を行うために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。 (関係国の政府等の理解と協力) 第七条 国は、本邦以外の地域における戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集及び戦没者の遺骨収集の円滑な実施を図るため、関係国の政府等と協議等を行い、その理解と協力を得るよう努めなければならない。 (戦没者の遺骨収集の計画的かつ効果的な実施) 第八条 国は、今次の大戦において戦闘が行われた地域その他戦没者の遺骨収集が行われるべき地域について、その地域の状況に応じ、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するものとする。 (鑑定等に関する体制の整備等) 第九条 国は、戦没者の遺骨収集により収容された遺骨について、当該遺骨に係る戦没者の特定を進めるため、遺骨の鑑定及び遺留品の分析に関する体制の整備及び研究の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。	
(指定等) 第十条 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。 3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。 4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。 (業務) 第十一条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。 一 戦没者の遺骨収集のために必要な情報を収集すること。 二 戦没者の遺骨であつて、いまだ収容され、又は本邦に送還されていないものを収容し、及び本邦に送還すること。 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。 (事業計画等) 第十二条 指定法人は、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。	ばならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 前項の事業計画書は、基本計画の内容に即して定めなければならない。 3 指定法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。 (報告及び立入検査) 第十三条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出をさせ、又は当該職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (改善命令) 第十四条 厚生労働大臣は、指定法人の業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要であると認めるときは、指定法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (指定の取消し) 第十五条 厚生労働大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。 (罰則) 第十六条 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、二十万円以下の罰金に処する。 2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。 附 則 (施行期日) 1 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。 (厚生労働省設置法の一部改正) 2 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。 第四条第一項第百四号の次に次の一号を加える。 百四の二 戦没者の遺骨の収集、墓参及びこれらに類する事業に関すること。 第四条第一項第百五号中「旧陸海軍」を「前号に掲げるもののほか、旧陸海軍」に改める。	

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案
(第百八十九回国会衆法第四〇号、参議院
送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、今次の大戦から長期間が経過し、戦没者の遺族等の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 「戦没者の遺骨収集」とは、今次の大戦(昭和十二年七月七日以後における事変を含む。以下同じ。)により沖縄、東京都小笠原村硫黄島その他厚生労働省令で定める本邦の地域又は本邦以外の地域において死亡した我が国の戦没者(今次の大戦の結果、昭和二十年九月二日以後本邦以外の地域において強制抑留された者で、当該強制抑留中に死亡したものを含む。以下同じ。)の遺骨であつて、未収容又は未送還のものを収容し、本邦に送還し、及び当該戦没者の遺族に引き渡すこと等をいうこと。

2 国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、及び確実に実施する責務を有すること。また、国は、平成二十八年度から平成三十六年度までの間を集中実施期間とし、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に推進するよう必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

4 政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画

的に行うため、基本計画を策定しなければならないこととし、基本計画は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策についての基本的な方針等の事項について定めるものとする。

5 国は、戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集等を推進するため、国内外の施設等において保管されている文献の調査その他の情報の収集に必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 国は、本邦以外の地域における戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集及び戦没者の遺骨収集の円滑な実施を図るため、関係国の政府等と協議等を行い、その理解と協力を得るよう努めなければならないこと。

7 国は、戦没者の遺骨収集が行われるべき地域について、その地域の状況に応じ、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するものとする。とともに、収容された遺骨に係る戦没者の特定を進めるため、遺骨の鑑定及び遺留品の分析に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

8 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とし、未収容又は未送還の戦没者の遺骨の収容、送還等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人又は一般財団法人を、その申請により、全国を通じて一個に限り、当該業務を行う者として指定することができる。

9 この法律は、平成二十八年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

今次の大戦から長期間が経過し、戦没者の遺族等の高齢化が進展している現状において、い

まだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十八年三月二十三日

厚生労働委員長 渡辺 博道
衆議院議長 大島 理森殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番五号 独立行政法人国立印刷局	東京港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
三〇円	三五四円